

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
教育委員会 教育企画課	育英事業	・有用な人材を育成するため、進学の意欲と能力を有しながら経済的理由により修学が困難な者に対する奨学資金を貸与します。	【目標】 ・進学の意欲と能力を有しながら経済的理由により修学困難な者に対し、予算の範囲内で、修学に必要な資金を貸与し、有用な人材を育成します。 【効果】 ・修学困難者を支援します。 ・有用な人材の育成に寄与します。	・進学の意欲と能力を有しながら経済的理由により修学困難な者に対し、修学に必要な資金を貸与し、有用な人材を育成します。	<貸与> ・貸付金額(無利息):高校生 年36万円 / 大学生 年60万円 (上限) ・貸付期間:在学する学校の正規の修学年限を超えない期間 ・貸付者数・貸与額:高校生 20人 7,080,000円 / 大学生 235人 136,260,000円 ※高校生には高等専門学校生を、大学生には短大生及び専門学校生を含む。 <返済> ・貸与を受けた年数の2倍の年数の期間内にその受けた奨学資金を返済。ただし、特別な事情により教育委員会が認めた場合は、4倍まで延長可能 償還額: 136,206,500円(467人) 滞納額: 19,163,000円(42人) <滞納対策> ・私債権回収等業務の弁護士への委託 ・高額滞納者の滞納額の全部又は一部を返済 1,070,000円(3人) 【効果】 ・修学困難な新規の高校生7人と大学生62人に修学に必要な資金を貸与し、有用な人材育成に寄与することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・進学の意欲と能力を有しながら経済的理由により修学困難な者に対し、修学に必要な資金を貸与することができた。 ・H29年度貸付件数 255件 ・H29年度返済分回収率(現年度) 96% ・新規貸付者 H28年度 77人 H29年度 69人 ・高額滞納者9名は、弁護士へ回収業務を委託した。着手金、債務者1名につき20,000円の委託契約。その結果、1人滞納額の全額、2人が一部(総額1,070,000円)を返済した。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・新規貸与者は年々減少しているが、進学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な子どもに対して必要であり、有効な事業であると評価できる。(貸与者の減少は少子化の影響もあると考える。) ・国による給付型奨学金制度の本格運用がH30年度から始まったが、給付額が十分ではないとの意見もあり、国の制度も勘案しつつ、今後の事業方針の検討を行う必要がある。 ・弁護士へ回収業務を委託したことにより1,070,000円を回収できたことは評価できる。強制徴収できない私債権には大変有効な手段であるため、今後も引き続き取り組まれない。 ・なお、滞納者の現状把握・分析、貸付者の現状把握、返済能力等、収納管理室など専門部署との連携を行う余地がある。
教育委員会 教育研修所	子ども自立援助事業	・増加の傾向にある不登校児童生徒の学校復帰を目指し、支援を行います。 ・不登校児童生徒の自己肯定感の醸成を行い、学校復帰に対する支援を行います。 ・問題を抱えた児童生徒の置かれた環境へはたらきかけ、問題解決に向けて支援を行います。	【目標】 ・市内小中学校の不登校児童生徒出現率の低下(1,000人当たり30日以上欠席者数) H28年度 小学校4.3% 中学校29.1% (国:小学校4.8% 中学校30.1%) H30年度 小学校(国の出現率を下回る) 中学校(国の出現率を下回る) ・年間50日以上欠席者の適応指導教室入室率の向上 H29年度小学校12.2% 中学校15.9%→H30年度50% 【効果】 ・不登校傾向児童生徒の早期発見、早期対応を図ることで減少やその状況の改善が図られます。	・不登校傾向のある児童生徒の不登校未然防止や不登校児童生徒の学校復帰を目指すため、校内支援員等の配置や適応指導教室において教育相談員を配置し、支援を行います。 ・心理カウンセラーの配置、メンタルフレンド、個別相談アシスタントの派遣を行い、個々の状況に合わせたきめ細かな支援を行います。	・適応指導教室へ教育相談員を配置:かやの木教室4人、あけぼの教室3人 ・メンタルフレンド(2人)、個別相談アシスタント(3人)、心理カウンセラー(1人)の配置 ・支援を必要とする児童生徒の在籍する学校へスクールカウンセラーの時間外配置及びスクールソーシャルワーカーの派遣 ・全小中学校で30日以上欠席の子ども的人数(病気、怪我除く) 93人(H28年度 84人) 【効果】 ・必要性の高い学校へ個別相談アシスタント等を配置したことで、支援を必要とする児童生徒へ日常的にきめ細かな教育相談活動を行うことができます。 ・スクールカウンセラーの時間外配置により、緊急のケース会議や児童生徒に対応することができます。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・近年、増加傾向にある不登校児童生徒の学校復帰を支援するため、教育相談員・心理カウンセラーの適応指導教室への適正配置、また個別相談アシスタント等の学校配置により、不登校児童生徒の早期発見・早期対応を進め、不登校児童生徒の状況の改善を図ることができた。 ・スクールソーシャルワーカーの派遣によって、問題を抱えた児童生徒の置かれた環境へ働きかけ、問題解決に向けて支援を行うことができた。 ・適応指導教室利用者 かやの木 H28年度14人 H29年度19人 あけぼの H28年度5人 H29年度4人 ・不登校児童生徒の出現率 小学校 H28年度18人:市4.30%(国4.8%) H29年度22人:市5.30%(国10月以降公表) 中学校 H28年度66人:市29.1%(国30.1%) H29年度71人:市32.2%(国10月以降公表) ・スクールソーシャルワーカーの実績 H29年度 学校のケース会議参加 25件 面談・家庭訪問・関係諸機関と連携 12件	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・かやの木の教室の利用者数は増加傾向、あけぼの教室の利用者数は横ばい、不登校児童生徒の出現率は、小学校が横ばい、中学校が増加傾向にあり、全体としては微増といえる。 ・しかし、利用率(利用者数/不登校児童数)はH28が22.6%、H29が24.7%と微増しており、対象児童の学校復帰へ向けて一定の効果があったと評価できる。(H27は23.4%) ・市単独での専門職員の配置、適応指導教室の開設箇所数など、手厚い支援を実施しているため、今後も早期発見・早期対応に努め、よりきめ細やかな対応など改善が望まれる。 ・なお、あけぼの教室については、「市有財産(施設)運用管理マスタープラン」に基づき移転を余儀なくされるため、効率的かつ効果的に事業実施できる場所を選定できるよう、早期に検討を進められたい。
教育委員会 学校教育課	学力向上支援事業	・学ぶ意欲を高めることで、生涯にわたって学び続ける市民の育成につなげます。 ・学力向上等について研究指定校を定めて、深く研究推進を行い、その実績を全小中学校に発信します。 ・県費の教員だけでは対応できない多様な支援を要する児童生徒への支援を行う人材を配置します。	【目標】 ・指定校研究発表 H29年度:4校以上 H30年度:4校以上 (H28年度実績:4校) ・早寝早起朝ごはんの定着率 H29年度:90%以上 H30年度:90%以上 (H29年度小学校 実績:起床6時半まで78%、朝食99%) (H29年度中学校 実績:起床6時半まで67%、朝食96%) 【効果】 ・知識と知恵を身につけた子どもたちが育成されます。	・子どもの学力向上のため、小中学校において学力を高める研究と実践を行います。 ・家庭での生活習慣や学習習慣を向上させるため、学校と家庭が連携したプログラムを実践します。 ・児童生徒の状況に合わせた支援を行うため、人材の適正配置を行います。	・学力検査の実施と分析 対象:小学校2年生、4年生、中学校1年生 ・学力アッププログラムに関わるシートの作成 対象:全幼保小中の園児、児童生徒 ・幼、保、小連携事業の実施 ・指導助手31人、介助員11人、特別支援アシスタント50人の配置 ・各学校図書館へ学校司書の配置 9人 ・小中学校へALT(英語指導助手)の配置 業者委託7人、直接雇用3人 ・教師の指導力向上を図るための研究校の指定 4校 ・中学校35人相当学級の実施 2校 【効果】 ・学校と家庭の連携プログラムにより、生活習慣及び学習習慣の向上を図ることができます。 ・各校の状況にあわせた児童生徒の支援を行うための適正な人材配置により、学力の向上を図ることができます。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・学力アッププログラムにより、学校と家庭が連携し、児童生徒の「早寝・早起き・朝ごはん」の定着や家庭学習の定着に向けた研究・実践を行った。 ・結果、家庭生活及び家庭学習の向上を図ることができている。今後さらなる定着を図るため、学校現場や保護者に対し、学力アッププログラムの趣旨と効果を発信していく。 ・早寝早起朝ごはんの定着率 幼稚園・保育園 H28年度 平均起床時刻6時29分 朝食98% H29年度 平均起床時刻:調査なし 朝食99% 小学校 H28年度 起床6時半まで80% 朝食93% H29年度 起床6時半まで78% 朝食99% 中学校 H28年度 起床6時半まで71% 朝食87% H29年度 起床6時半まで67% 朝食96% ・学力検査の分析(関心意欲:全国比) 小学2年生 国語 算数 H28年度 95 92 H29年度 92 92 小学4年生 国語 算数 H28年度 94 93 H29年度 91 90 中学1年生 国語 数学 英語 H28年度 97 93 96 H29年度 93 93 91	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・「早寝・早起き・朝ごはんの定着率」について、朝ごはんは幼保小中で向上が見られるが、早起きは小中で低下している。 ・学力検査の結果分析のうち、関心意欲についても、小2・小4・中1の全てで横ばい又は低下している。 ・低下した原因を分析し、今後活かしていくことが必要であると考え、それができなければ、事業の必要性に疑問を持たざるを得ない。 ・市単独で配置している人材について、事業効果の測定、成果の検証を行い、国県への人材配置の要望など、財源の確保を行う余地がある。また、人材配置について、学校規模等適正化計画に基づいた適正な配置に努める必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
教育委員会 学校教育課	中津川市の未来を担う人材育成事業	・自他の命をかけたがえのない大切なものとして理解するとともに、心情を育てます。 ・ふるさと中津川を愛する心を育むために、学校同士の交流をし、活動の活性化を図ります。 ・科学への興味関心を高め、将来を担う青少年を育成します。	【目標】 ・生徒会サミット:中学生生徒会のサミットを毎年継続して開催します。 ・市内de交流:体育活動を通じて、小学校間の交流促進を図ります。 ・GSSS:H30年度、参加者満足度を95%以上にします。 【効果】 ・生徒会サミット:次代を担うリーダーが育成されます。 ・市内de交流:小学校間の児童の交流により他校の良さを学び、中1ギャップの予防につながります。 ・GSSS:科学への興味関心の向上が図られ、人材が育成されます。	・命の尊さを学ぶ「命の教育」や、関係団体との共催により学校間の児童生徒の交流を図る「生徒会サミット」「市内de交流」を開催し、児童生徒に広く学ぶ機会、交流する機会を提供します。 ・著名な講師陣から最先端科学を学ぶ機会を提供し、科学への興味関心を高めるとともに未来を担う青少年育成のために、GSSS(※1)を開催します。	<命の教育推進事業> ・実行委員会開催、研究授業 対象:全幼稚園、保育園、小・中学校(年1回) ・小動物ふれあい交流 対象:全小学校(年1回) ・獣医師による命の教育 対象:全小中学校(年1回) ・助産師による思春期教室 対象:全中学校(年1回) <市内de交流事業> ・市内deオリムピック ・共催:ロータリークラブ、センターロータリークラブ、ライオンズクラブ ・開催日:10/18 対象:小学生 参加者:7校 139人 <岐阜サマー・サイエンス・スクール> ・著名な講師陣から最先端科学を学ぶ3泊4日の研修合宿 ・開催日:8/1~8/4 対象:中学生 参加者:70人 特別講師:天野 浩先生(名古屋大学教授) <すこ枝中津川プロジェクト事業>(新規)(企業版ふるさと納税活用事業) ・「現物を見る」「営みを聞く」体験型の学習を通じて、中津川で働くことの素晴らしさへの気付きを促し、将来の進路選択に中津川市の産業を視野に入れる基盤の確立 対象:小学生 実施校:19校 【効果】 ・命の教育により、かけがえのない命の大切さを学び心情を育てます。 ・市内de交流により小学校間の児童の交流が図られ他校の良さを学んだり、また中1ギャップの予防につながります。 ・GSSS(※1)参加者が、理工学、医療等の大学へ進み社会で活躍しています。 H29年度参加者満足度:96%	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・命の教育推進事業を行い、児童生徒に自他の命の尊さを伝えるとともに、共に高まり合う意識を高めることができた。 ・生徒会サミットを開催し、次代を担うリーダーの育成が図れた。 ・市内de交流を開催し、小学校間の児童の交流、また他校の良さを学んだり、中1ギャップの予防につながった。 ・岐阜サマーサイエンススクール開催により、科学に関する興味を向上させ、未来を担う人材の育成が図れた。 ・すこ枝中津川プロジェクト事業を開催し、「現物を見る」「営みを聞く」体験型の学習を通じて、中津川市で働くことの素晴らしさへの気付きを促進することができた。 命の教育推進事業 ・全小学校対象(年1回開催) 生徒会サミット事業 ・全中学校対象(年1回開催) 市内de交流事業 ・小学生対象 参加校7校 139人 岐阜サマーサイエンススクール事業 ・中学生対象 参加者 70人 すこ枝中津川プロジェクト事業 ・小学生対象 実施校 19校	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・命の教育推進事業は、効果を計ることは難しいが、児童生徒に自他の命の尊さを伝え、共に高まり合う意識を高めるために必要であると考え。 ・民間団体との共催により開催した「市内de交流事業」及び市内企業の協力により実施した「すこ枝中津川プロジェクト」については、官・民連携による事業展開のあり方として、また、中津川の企業の良さを肌で感じることができたこととして評価できる。 ・ただし、市内de交流事業については、一部の学校のみの実施のため、事業内容の検討を要する。 ・「岐阜サマーサイエンススクール」参加者の満足度が96%であることは評価できる。引き続き高満足度となるよう取組を継続していただきたい。 ・「すこ枝中津川プロジェクト」について、事業のPR、効果測定、検証など事業効果の向上を図ることが必要である。
教育委員会 幼児教育課	公立保育所事業	・幼児期は健全な心身の発達に向けた生活の基礎・基本を習得する重要な時期であり、保護者の就労等により保育が必要な児童を公立保育所で保育し、たくましい子に育つための支えとします。	【目標】 ・保育を必要とする児童を全て受け入れられます。(受入数/希望数=100%) ・民間にお願いできる部分はお願いし、手厚い支援を必要とする児童の保育などは公立が担う協働と役割分担を進め、保育の受入体制を充実します。 【効果】 ・市の未来を担う子どもたちの健やかな成長が見込まれます。	・公立保育所において、児童一人ひとりの成長の状況を踏まえながら、遊びや集団での行動、運動、自然とのふれあいなどを通じて、生活の基礎・基本を習得できるような保育と環境整備を行い、「生きる力」の基となる心情、意欲、態度などを総合的に育みます。	・公立保育所での保育実施:15園(H28年度 16園 田瀬保育園と下野保育園の統合により園減) H29.4.1 園児数 1,020人 ・保育士の雇用・人事管理:正規89人、常雇63人、日々雇用114人 (日々雇用保育士のうち社会保険加入者の時給を920円から1,000円に増額) ・保育士等を目指す学生への修学支援金の貸付(13人) 【効果】 ・民間との役割分担を進め、誠和あい保育園・家庭保育園くく・のぞみ保育園・こぼと保育園で未満児保育の受入開始・拡大を行い、保育の受入体制を整えたことにより、待機児童を0人とすることができました。 ・修学支援金の創設により、保育士等を目指す学生への支援ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・私立園との協働のもと受入体制を整え、待機児童0人を保つことができた。 ・就学支援金を創設し、13人への貸付を行い、3人の卒業者がいずれも市内園の保育士としての採用にいたっている。保育士等を目指す学生の支援ができた上に、保育士の確保にもつながった。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・待機児童0人を保つことができたこと、及び就学支援金の貸付を受けた3人の卒業者がいずれも市内園の保育士として採用されたことは、評価できる。 ・また、日々雇用保育士の待遇改善を実施したことにより、保育士確保に繋がっていると考え。 ・引き続き、保育士のさらなるスキルアップによる保育内容の充実を図るとともに、計画的な保育士の採用、施設改修等を進め、多様な保育ニーズに対応できる体制づくりを図っていくことが必要である。 ・今後ますます高くなると予想される保育ニーズに対応できるよう、公立・私立園の役割分担を進め、公立園と私立園との連携を図っていくことが必要である。
教育委員会 幼児教育課	法人保育所事業	・幼児期は健全な心身の発達に向けた生活の基礎・基本を習得する重要な時期であり、法人保育所との連携と役割分担の下で受入体制を充実していく方針に基づき、保護者の就労等により保育が必要な児童の受け入れを行います。	【目標】 ・保育を必要とする児童を全て受け入れられます。(受入数/希望数=100%) ・民間にお願いできる部分はお願いし、手厚い支援を必要とする児童の保育などは公立が担う協働と役割分担を進め、保育の受入体制を充実します。 【効果】 ・市の未来を担う子どもたちの健やかな成長が見込まれます。	・法人保育所へ保育の委託や財政的な支援を行い、法人保育所に入所する児童の健やかな成長を支えます。 【効果】 ・民間との役割分担を進め、誠和あい保育園・家庭保育園くく・のぞみ保育園・こぼと保育園で未満児保育の受入開始・拡大を行い、保育の受入体制を整えたことにより、待機児童を0人とすることができました。 ・法人保育所への委託や財政的支援により、保育環境を整えることができました。	・保育所(8園)、小規模保育事業所(2園)への児童の受け入れ委託 H29.4.1 園児数 598人 ・未満児保育の受入れ拡大(のぞみ保育園10人、こぼと保育園15人) ・小規模保育事業所で未満児保育の受入れ開始(新規)(誠和あい保育園19人、家庭保育園くく15人) ・施設整備補助金(こぼと保育園未満児室改修工事) 【効果】 ・民間との役割分担を進め、誠和あい保育園・家庭保育園くく・のぞみ保育園・こぼと保育園で未満児保育の受入開始・拡大を行い、保育の受入体制を整えたことにより、待機児童を0人とすることができました。 ・法人保育所への委託や財政的支援により、保育環境を整えることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・私立園との協働のもと保育ニーズの受入体制を整え、待機児童0人を保つことができた。 ・特に年々高まる3歳未満児の保育ニーズに対しては、小規模保育事業所2園の受入れが開始したこと、こぼと保育園未満児室改修工事により受入れを開始したことにより、大幅な受入増加につながった。 ・また、こぼと保育園の増築工事・改修工事に対する支援を行い、さらに15人の受入体制を整えることができた。 ・西保育園が「こまの森」として幼保連携型認定こども園としての認可を受けることができ、保護者の多様性にも対応できるようになった。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・年々高まる3歳未満児の保育ニーズに対して、小規模保育事業所2園の受入れが開始したこと、及びこぼと保育園未満児室改修工事により受入れを開始したことにより、大幅な受入増加につながった結果、待機児童0人を保つことができたことは、大いに評価できる。 ・また、西保育園が「こまの森」として幼保連携型認定こども園としての認可を受けることができたことは、多様化する保育ニーズに対応できると考えられ、評価できる。 ・園興の負担もあり、効率の面においても優れており、事業効果は高いと考える。 ・今後ますます高くなると予想される保育ニーズに対応できるよう、公立・私立園の役割分担を進め、公立園と私立園との連携を図っていくことが必要である。
教育委員会 幼児教育課	公立幼稚園事業	・幼児期は健全な心身の発達に向けた生活の基礎・基本を習得する重要な時期であり、幼児教育を希望する児童を公立幼稚園で受け入れ、たくましい子に育つための支えとします。	【目標】 ・私立幼稚園と協力しながら、幼児教育を希望する児童を全て受け入れます。(受入数/希望数=100%) ・子どもたちの健やかな成長のための環境を整え、その心身の発達を助長します。 【効果】 ・市の未来を担う子どもたちの健やかな成長が見込まれます。	・公立幼稚園において、児童一人ひとりの成長の状況を踏まえながら、遊びや集団での行動、運動、自然とのふれあいなどを通じて、生活の基礎・基本を習得できるような幼児教育と環境整備を行い、「生きる力」の基となる心情、意欲、態度などを総合的に育みます。	・公立幼稚園での幼児教育実施:6園 H29.4.1 園児数 246人 ・幼稚園教諭の雇用・人事管理:正規24人、常雇4人、日々雇用17人 (日々雇用教諭のうち社会保険加入者の時給を920円から1,000円に増額) ・入退園受付、利用者負担額の決定及び徴収 ・幼稚園教諭の知識向上のための研修実施:年12回実施 ・施設維持管理、安全管理、備品配置 【効果】 ・幼児教育を希望する児童を全て受け入れることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・私立幼稚園との連携の下で、幼児教育を希望する児童をすべて受け入れることができた。 ・日々雇用教諭の待遇改善を行い、教諭の離職防止と児童の受入の充実につながった。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・日々雇用教諭の待遇改善を実施したことにより、離職防止及び児童の受入の充実につながったことは評価できる。 ・引き続き、幼稚園教諭のさらなるスキルアップによる教育内容の充実を図るとともに、計画的な幼稚園教諭の採用、施設改修等を進め、幼児教育ニーズに対応できる体制づくりを図っていくことが必要である。 ・今後も、公立・私立園の役割分担を進めるなかで、高まる幼児教育ニーズ、私立園の子ども・子育て支援新制度への移行の意向とあわせて、子ども・子育て支援事業計画の見直し等の対応ができるよう連携を図ることが必要である。
教育委員会 幼児教育課	私立幼稚園助成事業	・幼児期は健全な心身の発達に向けた生活の基礎・基本を習得する重要な時期であり、私立幼稚園との連携と役割分担の下で受入体制を充実していく方針に基づき、園及び保護者に対して財政的な支援を行います。	【目標】 ・幼児教育を必要とする児童を全て受け入れます。(受入数/希望数=100%) ・私立幼稚園の運営への補助と保護者への財政支援により、幼児教育を受けやすい環境を整えます。 【効果】 ・幼児教育を受ける機会を広く提供でき、市の未来を担う子どもたちの健やかな成長が見込まれます。	・私立幼稚園の運営への補助と保護者への財政支援を行い、幼児教育を受けやすい環境を整えて、私立幼稚園に入園する児童の健やかな成長を支えます。 【効果】 ・私立幼稚園の運営への補助と保護者への財政支援により、幼児教育を受けやすい環境を整えられます。	・私立幼稚園 4園 H29.4.1 園児数 526人 ・私立幼稚園助成事業(特別支援児対応補助) 4園 ・就園奨励費事業(授業料等補助) 4園 ・読み聞かせ・読書活動事業 4園 <私立幼稚園教諭復職支援金>(新規) 1園 ・私立幼稚園に復職する教諭に支援金を補助し、私立の幼稚園教諭を確保 【効果】 ・私立幼稚園の運営への補助と保護者への財政支援により、幼児教育を受けやすい環境を整えることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・私立幼稚園の運営への補助と保護者への財政支援を行い、入園希望者を全て受け入れることができた。 ・幼児教育に特色のある私立幼稚園への入園希望者は増えていること、幼保連携型認定こども園への移行を目指す園が増えているため、私立幼稚園とのさらなる連携を進める必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・運営費の補助と保護者への財政支援により、幼児教育を受けやすい環境を整えることができたことと評価する。 ・幼保連携型認定こども園への移行を目指す園が増えていること、及び学校規模等適正化基本計画に基づいた、公立・私立園の役割分担を進めていく必要があることから、第2期「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて連携を図ることが必要である。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
教育委員会 施設計画推進室	こども園整備事業	・未来を担う子ども達が安全で安心して教育や保育を受けられる施設を整備します。 ・幼稚園・保育園それぞれの利点を持つこども園を整備することで、保護者の就労状況や家庭環境に応じた教育や保育を柔軟に行うことができます。 ・効率的な施設整備を行います。	【目標】 ・坂本幼稚園と坂本保育園を統合移転し、坂本こども園としてH32年度に開園します。 ・H29年度目標:地盤調査、建物建築設計(～H30年度) ・H30年度目標:法的手続、用地取得、敷地造成工事、建物建設工事(～H31年度) 【効果】 ・安全安心な施設整備と保護者の就労状況などに応じた教育や保育を柔軟に行うことができます。 ・老朽化した2園を1園として統合整備することで、効率的な施設運営ができます。	(整備予定) ・整備場所:中津川市茄子川字長連寺地内 ・敷地面積:約5,600㎡ ・建物面積:1,300㎡～1,400㎡ ・建物構造:木造平屋建て ・定員:120人	・用地交渉に伴う補償物件調査 ・建設に係る地盤調査 ポリング調査 5か所 延べ60m、標準貫入試験 5か所 延べ60回 ・設計業者の選定(1次審査19者、2次審査5者)及び基本設計着手 ・開発許可申請など法的手続き準備 ・地権者との用地交渉 34回(坂本連絡道路含) ・地元説明会 5回(坂本連絡道路含) 【効果】 ・説明会及び用地交渉の中で地元関係者らの理解を深め、地権者との交渉を進めることができ、H30年度の用地取得に向けて地権者と意思疎通を図ることができました。 ・建築設計の業者選定に当たり、指名競争入札から公募型プロポーザルへ変更したことで、優れた設計業者を選定することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	坂本こども園整備に向けた地元説明、用地交渉、補償物件調査、地盤調査、基本設計着手、法的手続き準備など計画通り実施できた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・H32年4月の開園に向けて、地元説明、用地交渉、補償物件調査、地盤調査、基本設計着手、法的手続き準備など計画通り進んでいることは評価できる。 ・他の保育園、幼稚園について、住民サービスの向上及び費用対効果を勘案しながら、こども園化についての検討を進める必要がある。
健康福祉部 健康医療課	母子保健事業	・安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長するために、ライフステージに合わせた切れ目のない継続的な支援を行います。	【目標】 ・次世代を担う子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進します。 ・合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産む子どもの数) H28年実績:1.50人 H30年目標:1.80人 【効果】 ・子どもの健やかな成長発達を促し、安心して子育てができます。	・不妊治療のうち一般不妊治療費、特定不妊治療費に対し経済的支援を行います。 ・安全な妊娠・出産に向けて妊婦健康診査費用助成、妊娠期からの健康支援を行います。 ・子どもの健やかな成長・発達を支援するために、健診・訪問・相談事業を行います。	<妊婦健康診査助成事業> ・1人14回助成 受診票の発行実人数 588人 受診延べ人数 6,781人 <乳幼児健診> ・3か月児:42回 569人(97.4%)、1歳6か月児:24回 549人(98.7%)、3歳児:24回 602人(99.8%) ※()受診率 <相談事業> ・6か月児:42回 566人、1歳児:30回 551人、2歳児:24回 612人 ・なんでも相談:144回 2,590人 <こんには赤ちゃん事業> ・対象:生後4か月までの赤ちゃん 訪問件数 540件 <一般・特定不妊治療助成事業> ・申請件数 一般不妊治療 15件(実 15件) 特定不妊治療 70件(実 45件) ・妊娠成立 一般不妊治療 3件(成功率 20%) 特定不妊治療 23件(成功率 32.9%) 【効果】 ・子どもを安心して産み育てる環境づくりが向上したことにより、合計特殊出生率はH28年は1.50人であり、国1.44人と比べ高い状況を持っています。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中津川市の合計特殊出生率はH28年1.50と低下したが、依然として全国より高い状況である。 ・費用負担の大きい不妊治療に対し助成を行うことで、H29年度は特定不妊治療助成、一般不妊治療助成を合わせ60名の申請者、26件の妊娠成立の実績があった。一般不妊治療助成を始めたH28年度以降、申請者60名以上、25件以上の妊娠成立の実績を推移しており年々出生数が減少する中一定の効果を上げている。 ・出生数が減少する中、妊娠・出産・子育てを通じてよりきめ細やかな切れ目のない支援体制について充実していく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・合計特殊出生率は毎年国より高い数値となっており、今後も維持すべきである。また、目標数値達成に向けた取り組みとして、不妊治療の支援についてさらに周知していく必要がある。 ・H28年度から特定不妊治療助成事業に加え一般不妊治療助成事業を開始、H29年度は合わせて26件の妊娠成立となり一定の成果があがっている。 ・子どもを安心して産み育てられる環境づくりの推進のため、結婚・妊娠・出産・子育てとを一連として捉え、それぞれの事業で費用対効果を最大限に高めるため、関係部間の連携強化が必要である。
教育委員会 子育て政策室	子育て支援事業	・子どもを持つ保護者が、家庭や地域において感じている育児不安を軽減し、安心して子育てできる環境づくりを行います。	【目標】 ・子育て支援センターの設置を進めます。 ・H27年度:5か所→H30年度:7か所に増 ・利用者支援事業で幅広く子育てに関する相談を受け、必要な支援につなげます。 【効果】 ・地域のニーズに応じた子育て支援策を充実することで、安心して子育てができる環境が整います。	・育児に対する不安を持つ家庭が増えており、安心して子育てができるように、乳幼児を中心とした子育て支援を実施します。	<子育て支援センターの運営> ・5か所(直営2か所、委託3か所) 年間延べ利用者 31,411人 ・「子育てまつり」を開催し子育て支援センターをPR 2回 (6/2 東美ふれあいセンター 来場者309人、10/6 アートピア付知芸プラザ 来場者270人) <子育てなんでも相談窓口(利用者支援事業)> ・子育てニーズに基づいた情報提供、相談、専門機関の紹介や連絡調整 相談件数 336件 <安心・子育てガイドの配布> ・改訂し、子育て支援策をPRして利用を促進 作成部数 1,500冊 <ファミリー・サポート・センター事業の運営> ・運営委託:社会福祉協議会 利用会員:1,482人、サポート会員:271人 <児童館・児童センターの運営・管理> 4館(指定管理)、年間利用者:71,954人 ・児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにする場の提供(児童センター、東児童館、西児童館、坂本ふれあい施設の4館を一括指定管理) 【効果】 ・「子育てまつり」を2回開催し、子育て親子の交流や子育て支援センターをPRし、同センターの利用につながりました。 ・子育てに関する総合相談窓口としての「子育てなんでも相談」により、相談者を適切な支援先につなげ、育児不安の軽減を図りました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・子育てに関する総合相談窓口としての「子育てなんでも相談(利用者支援事業)」により、相談者を適切な支援先につなげた。H29年度実績 相談件数336件 ・子育て支援センター未設置地域において、子育て支援センター運営委託先となる団体設立の為に、子育て団体育成支援事業創設に向けた検討・協議を行った。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・子育て中の親子への重要な支援策であるため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的な事業の実施及び強化が必要である。 ・「子育てなんでも相談(利用者支援事業)」の相談件数が、H28年度は4か月間で52件だったのが、H29年度は1年間で336件(4か月当たり112件)と倍以上に増えており、子どもを持つ保護者の育児不安を軽減し、安心して子育てできる環境づくりにつながっていると評価できる。 ・しかし、事業を評価するには相談件数よりも相談者の満足度が重要であり、そうした点の把握をしていくことが重要であると考えられる。 ・子育て支援センターの新設については、担い手団体の確保策を講じているところであり、新規設置に向けて慎重に進めていくべきである。
教育委員会 子育て政策室	放課後児童クラブ運営事業	・保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊びや家庭に代わる生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。 ・施設の老朽化や利用者の増加に伴う移転、分割、未設置校区の解消などのため、学校施設等の改修による施設整備を行います。	【目標】 ・施設整備、未開設校区での開設等を進め放課後の子どもの安全安心な居場所を確保します。 (未設置校区、H29年度:1校区→H30年度:0校区) ・放課後児童クラブによる居場所の確保(H27年度:18クラブ→H30年度:20クラブ) 【効果】 ・すべての小学校区において地域の実情に合った安全安心な放課後の子どもの居場所を確保し、児童の健全育成を図ります。	・父母会が運営する放課後児童クラブへの運営委託や会計処理等の事務処理や運営状況を確認し、運営の適正化に向けた支援をします。 ・公設民営の考え方の下、老朽化等による施設整備の優先順位を付ける中で、学校施設等の活用を視野に入れながら、順次施設整備を進め、安全安心な居場所を確保します。	・放課後児童クラブの運営委託:20クラブ(H28年度 18クラブ) ・委託料算定基準額を国庫補助基準に引き上げ ・支援員の処遇改善を行うための運営支援 ・各クラブを訪問し、会計処理等の事務、運営状況の確認、相談などの支援を実施(訪問回数:各クラブ1回) ・父母会長を対象とした懇談会を開催し、情報共有や運営支援の実施 3回 ・報告書作成のための説明会を開催 4回 【効果】 ・安全・安心な放課後の子どもの居場所を確保し、児童の健全育成を図りました。 ・「放課後児童クラブ運営マニュアル」の充実や報告書作成説明会で、運営面の負担軽減を図りました。 ・父母会懇談会により、各クラブの情報共有や交流が進みました。 ・委託料を増額し、支援員処遇改善加算の適用による支援員の処遇改善を行いました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・委託料を増額し、放課後児童支援員等処遇改善等事業による指導員の処遇改善を実施した。また、実施に伴い、事前に説明会を行い、クラブの理解促進に努めた。 ・父母会長を対象とした懇談会を開催し、クラブ間の連携を図った。 ・提出書類の様式を見直し、クラブの書類作成に係る負担軽減を図った。 ・未設置校区への設置について、地域事務所と地区区長会と協議を行った。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・公共施設、学校施設の余剰スペースを活用した施設整備は、施設の有効活用が図られており、今後の公共施設の在り方の観点からも評価できる。 ・また、運営団体への財政的支援だけでなく、運営にかかるソフト面への支援を行っている点は、お金をかけずにクラブのニーズに対応しており、評価できる。 ・年々市民のニーズは高まっており、施設の増設や未設置地区への設置要望もあるため、必要な経費を勘案しながら、学校規模等適正化計画、学校施設の整備計画との整合を図り、計画的に事業を推進していく必要がある。 ・H29年度は未設置地区(神坂地区)に放課後児童クラブを新設することを目標としていたが、利用人数の見込みや支援員の確保等による課題により芳しくない進捗状況である。放課後の子どもの居場所の確保について、別の方法も視野に入れながら、引き続き検討していく必要がある。
教育委員会 子育て政策室	子ども・子育て事業	・「中津川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援施策を計画的に実施します。 ・核家族化、少子化が進む中で子育てに不安や孤立感を感じている家庭が増えており、また共働き家庭も増えていくことから、求められる子育てしやすい環境の整備について協議、検討を行います。	【目標】 ・子育て環境の満足度「普通～高い」と感じる人の割合を高めます。(H26年度:72% H30年度:85%) ・「子ども・子育て会議」を開催し、地域の実情に応じた子育て支援策を実施します。 【効果】 ・中津川市の子育て支援策の充実に取り組み、「住んでよかった」「住み続けたい」と思えるまちづくりを進めます。	・中津川市子ども・子育て会議において、中津川市の子育て支援のあり方、実施すべき子育て支援策などについて協議・検討を行います。 ・中津川市子ども・子育て支援事業計画に位置付けられている施策を計画的に実施するため、進捗管理、評価などを行います。	<子ども・子育て会議の開催> ・子ども・子育て支援事業計画の進捗管理 ・子育て支援のあり方、支援策の協議、検討 会議開催回数:4回、部会2回 委員20人 <保育環境充実への取り組み> ・病児・病後児保育所のH30年度開設に向けた協議・検討 ・子育て団体育成支援事業の創設に向けた協議・検討 【効果】 ・子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を行い、H31年度目標に対する評価において、重点事業の目標達成率がH28年度より10.5%向上しました。(H28年度 60.5%→H29年度 71%)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・子ども・子育て支援事業計画の実施に向けた、子ども・子育て会議による、病児・病後児保育施設のH30年度整備計画及び、子育て団体育成支援事業の創設に向けた協議・検討を行った。 ・子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を行い、重点事業の目標達成率においてH28年度より10%以上向上した。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・計画の目標達成率の向上は評価できる。 ・しかし、3割近くの事業が目標未達成の状況であるため、最終年度であるH31年度までに100%となるよう事業を推進する必要がある。 ・また、施設整備を伴う事業については、「市有財産(施設)運用管理マスタープラン」と整合させて検討していく必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
定住推進部 定住推進課	子どもを増やすための事業	・晩婚化、共働き家庭の増加などの社会情勢の変化に伴い、結婚・出産・育児の多様な市民ニーズへの対応が求められています。 ・少子化の要因に挙げられる晩婚化、未婚化への対応として出会いの支援から結婚生活支援という流れをサポートします。	【目標】 ・独身者から新たに結婚生活を送る世帯への支援策として、出会いのサポートと結婚生活の経済的支援を行い、本市の少子化対策の強化を図ります。 (結婚相談所の利用件数 H29年度:72件 H30年度:84件) (新婚世帯生活支援件数 H29年度:36件 H30年度:36件) 【効果】 ・独身者の結婚意欲の向上や、結婚生活の経済的支援による経済的な不安や負担の軽減により、出生数の増加が見込まれます。	・未婚者の出会いのサポートとして市内各地域の結婚支援活動補助や、他自治体・県との連携による広域的なお見合いをサポートします。 ・経済的な理由で結婚に踏み切れないカップルの結婚生活を支援するために家賃を補助します。	<結婚相談事業> ・結婚相談所の開設 月2回 ・相談員(6名)による日常的なメール・電話相談を実施 <婚活セミナー・婚活パーティー事業> ・婚活に有効なスキルを学ぶセミナーの実施及び各種婚活イベントを実施 ・婚活セミナー 1回 婚活パーティー 3回 <地域等の結婚活動支援事業> ・地域や団体が主体となって取り組む婚活イベントを支援(区長会等3団体) <新婚さんいっしょい事業> ・民間賃貸住宅に住む新婚世帯に対し、上限1万円/月で1年間の家賃を補助 H29年度補助申請件数 29世帯 【効果】 ・婚活パーティーにおいて11組のカップルが成立しています。 ・H29年度結婚件数 4件 H29年度までに21件が成婚しています。 ・新婚さんいっしょい事業により転入者が増加しました。(29世帯中13人)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・前年度に引き続き県の広域結婚活動支援事業に参画し、登録会員の出会いの機会の増加につながった。 ・会員の登録更新を行ったことで、婚活に対して意欲のある会員の絞り込みができた。H29年度末登録者数男性46人、女性19人、計65人 ・市主催婚活パーティーの男性参加者向けセミナーを行い、市内で男女の出会いのイベントや結婚活動支援を行っている方にセミナー講師を依頼するなど、市内民間団体の活用を行い、婚活パーティーではカップルが3組成立した。 ・結婚活動支援事業を民間事業者に委託することを考えたいが、結婚活動支援民間団体が地域の実情に精通し、委託できそうな事業者がいらないことから、直接事業を行う必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・婚活パーティーによりカップルが毎年成立しており、事業の効果が少しずつ現れている。 ・しかし事業の効果として出生数の増加を掲げているが、出生数との因果関係についての検証が不足しており、子どもを増やすことにつながっているかは図ることが出来ない。結婚支援から子育て支援までを一体的に行うことで出生数の増加を見込むことができるため、本事業の目標を達成するためには他事業との連携が不可欠である。 ・一部事業を民間へ委託したことで、目標達成へのアプローチの幅が増えた。今後の事業実施の手法については様々な手法のうちもっとも効果の高いやり方を選択し、実施していく必要がある。
健康福祉部 健康寿命対策室	8万人のヘルスアップ事業	・日常的な介護を必要とせずに、自立した生活ができる「健康寿命」を延ばす取り組みを推進します。 ・市民の健康づくりに対する意識を高め、市民が予防活動を自主的に行っている仕組みを構築します。	【目標】 ・生活習慣病による年齢調整死亡率(※1)の減少を目指します。 10万人当たり75歳未満のがん H22年実績:80.2 H30年目標:73.9 10万人当たり75歳未満の脳血管疾患 H22年実績:男性51.3・女性28.0 H30年目標:男性41.6・女性24.7 【効果】 ・健康づくりの自主的な取組を広げることで、生活習慣病の発症予防、重症化予防となります。	・文化スポーツ部、商工観光部、教育委員会など関係各課と連携すると共に、地域、関係団体などと連携し、健康づくりに取り組むやすい環境を作っていきます。 ・乳幼児期から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じて健康づくりに取り組めるよう、情報提供を行います。	<普及啓発> ・健康づくり推進の普及啓発品配布 8,330件、私の健康づくり宣言募集 3,307件 <バランスメニューの普及> ・けんばち弁当メニュー利用促進 7事業所、調理実習開催 14回 357人、広報なかつがわ掲載 12回、食べて健康レシピ配布 12,000部 <健康教育実施> ・健康づくり運動教室 2教室 24人(水中運動 11人、糖尿病予防 13人) ・健康推進員会 15支部、各年6回 ・職域に向けた前講座 3事業所 164人 <受動喫煙防止対策> ・市内自治会集会所施設「建物内禁煙ポスター」配布 355施設 【効果】 ・生活習慣病による年齢調整死亡率(※1)が減少しました。(10万人当たり) 75歳未満のがん H27年74.8 → H28年73.8 脳血管疾患 H27年男性38.2・女性22.3 → H28年男性36.9・女性22.9	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・75歳未満がんの年齢調整死亡率(対10万人)を改善することができた。(最新H28年) 75歳未満がん:73.8(H27年度:74.8) 脳血管疾患:男性36.9(H27年度:38.2) 女性22.9(H27年度:22.3) ・イメージキャラクターのけんばちくんを活用し、各年代にアプローチしたことにより、市民に健康づくりの取り組みがPRすることができた。 ・けんばちくん弁当活用事業所7か所(H28年度末3か所)となった。家庭でのバランスメニュー普及を目指して、食べて健康レシピ集を配布した。 ・運動習慣が1割程度の壮年期・中年期をターゲットに、次年度「アプリで健康ウォーキング事業」を実施する。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・平均寿命と健康寿命との乖離を抑えるという高齢化時代のニーズにマッチした事業であるが、せっかくの取り組みも市民に認知されていない十分な効果が得られない。 ・けんばちくん弁当活用事業所は、H28年度3か所からH29年度7か所と増加し、市内事業所を巻き込んだ取り組みは市民の認知の観点からも評価できる。 ・引き続き、関係部署間、地域、関係団体等を巻き込み、健康づくりに取り組むやすい環境づくりの構築に努めていく必要がある。
健康福祉部 健康医療課	地域医療対策事業	・医師不足や様々な医療ニーズが求められる中、住み慣れた地域で安心して生活できる医療体制、切れ目のない医療を提供できる病診連携の体制をつくります。	【目標】 ・医師の確保と、持続可能な地域医療体制を目指します。 H27実績 市民病院:紹介率 41.6% 逆紹介率 28.6% 坂下病院:紹介率 23.6% 逆紹介率 14.8% H30目標 市民病院:紹介率 43% 逆紹介率 28% 坂下病院:紹介率 26% 逆紹介率 14% ・保健・医療・福祉・介護等が連携した包括ケアを推進します。 【効果】 ・地域医療体制が確保されます。	・市民の健康を守る地域医療を維持します。 ・医師を確保するために、奨学金貸付事業や地域総合医療センターを基盤とした内科医(総合医)の確保と育成を実施します。	・東濃地域医師確保奨学金等貸付事業 貸付状況:新規 2名、継続 7名 ・名古屋大学と連携した地域総合医療センターの運営 常勤医師 2名 ・公立病院と民間医療機関連携の推進 市民病院:紹介率 H28年度 44.7% → H29年度 47.6% 逆紹介率 H28年度 26.2% → H29年度 21.9% 坂下病院:紹介率 H28年度 26.1% → H29年度 24.2% 逆紹介率 H28年度 17.8% → H29年度 21.0% 【効果】 ・医師の確保ができたことで、公立医科3診療所の継続運営ができ、へき地での医療体制の確保ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域総合医療センター事業により公立診療所に医師2名の派遣ができた。 ・医師確保奨学金は、新規貸付者2名を増員できた。これに伴い、将来の中津川市で働く医師を確保する見込みができた。今後も奨学金のPR等に努める。 ・H28年度で寄附講座は終了したが、内科医(総合医)を目指す医学生や大学医学部に対し、地域医療実習生の受け入れや地域医療ジャンボリーの実施など、当市の地域医療への取り組みを継続的に積極的にPRすることで地域医療を維持することができた。今後も引き続き、医師にとって魅力ある地域とするための環境整備、地域包括ケアの推進に努めていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域医療体制の維持は必要である。 ・名大への寄附講座が終了したが、地域総合医療センターを基盤とした医師招聘対策により、引き続き大学医学部との連携は保たれている。 ・市民の健康を守る地域医療を維持していくため、地域医療に対する環境整備を含め病院事業部と連携した医師招聘対策を今後も継続して行っていく必要がある。
健康福祉部 高齢支援課	高齢者活動推進事業	・高齢者の社会参加を推進する団体に対し活動の活性化と安定的な組織運営を支援します。 ・長寿の高齢者に敬意を表し、お祝いすると同時に所在や生活状況を確認する機会を確保します。	【目標】 ・老人クラブ活動を通じて高齢者の健康づくりや生きがいづくり、文化活動を推進します。 ・シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の就業機会等を確保します。 ・敬老祝いを通じて対象者の存命確認を実施します。 【効果】 ・高齢者の多様な活動の場ができることで、介護予防や健康づくりにつながります。 ・高齢者の所在及び生活状況の確認ができます。	・老人クラブやシルバー人材センターなどが継続して活動ができるよう支援します。 ・長年にわたり地域に尽くしてきた高齢の方を敬愛し、ご長寿をお祝いするため、敬老祝事業を行います。	・老人クラブに対する支援 活動支援補助金 138クラブ、会員数 10,776人(H28年度 140クラブ、会員数 11,149人) 連合会活動支援補助金 活性化交付金(健康増進・文化活動・環境友愛) ・中津川市シルバー人材センターに対する運営事業交付金 会員数430人、受託件数 計 3,864件(公共 628件、民間 3,236件) ・敬老祝事業 市内の年齢上位 5名、100歳 30名、米寿 534名の合計569名 市長、市職員が訪問し祝品を贈呈 (米寿の方へは坂下高校の生徒が作成した敬老祝品及び障がい者作業所で作成した敬老祝品を合わせて贈呈) 【効果】 ・高齢者が地域の多様な場で活動する機会ができることで、生きがいづくりや健康づくりを図れました。 ・長年にわたり地域に尽くしてきた高齢の方への感謝を示すとともに、所在や生活状況の確認ができました。 ・敬老祝品作りを通し、高校生に福祉への意識向上及び障がい者作業所の活用が図れました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・高齢化が進むなかで、高齢者自身が生きがいを持って活動する機会が作られており、健康寿命の増進にもつながっている。 ・また地域で活躍する貴重な人材として、高齢者の経験と力を発揮できるよう、活動に対する支援を継続する必要がある。 ・高齢者人口の増加の反面、高齢者を取り巻く社会環境の多様化により老人クラブ及びシルバーへ入会する会員数の減少が見られることが課題となっている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・老人クラブやシルバー人材センターへの活動支援は、高齢者の生きがいづくり、健康づくりの中核的な事業である。 ・本事業は補助金交付が主体であるが、健康寿命の増進の観点から各老人クラブに対し8万人のヘルスアップ事業の取り組みを周知し、活用していただけるよう健康医療課と連携した積極的な働きかけが必要である。 ・自部門評価に見られる地域社会の希薄化については全国的にも大きな課題であることから、補助金を交付して終わりではなく、両団体と課題解決に向け取り組んでいく必要がある。
健康福祉部 高齢支援課	在宅介護支援センター運営事業	・高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のある、その人らしい生活を続けていくために、高齢者やそのご家族が地域の身近な場所で、地域の様々なサービス、支援、在宅介護等に関する相談ができる在宅介護支援センターを運営します。 ・地域で支援の必要な高齢者等を見守り支えていくために、地域住民や関係機関の連携拠点としての役割を担います。	【目標】 ・高齢者等が地域の身近な場所で、相談支援を受けることができようにする。 ・地域で高齢者等を見守る体制をつくります。 【効果】 ・高齢者等が地域の身近なところで介護等の相談ができ、早期に相談支援につながることで、安心して生活を送ることができます。	・地域での高齢者等の相談支援の機関として、中津東、中津南、中津西、坂本、苗木、山口地区の市内6か所で在宅介護支援センターを運営します。	・在宅介護支援センターの運営委託 6か所 ・高齢者の総合相談支援 延べ8,010件 ・在宅高齢者の実態把握訪問調査 延べ2,196件 ・介護予防教室の実施 174回 参加実人数 303人(延べ2,433人) ・地域住民との連携作りとして相談協力員を各在宅介護支援センター毎に設置 相談協力員懇話会の実施 6地域各1回 (主な構成員:区長、民生委員、地区社協、老人クラブ、交番、郵便局、薬局、JA、新聞店など) ・介護保険制度、福祉サービス申請代行及び調整 2,544件 【効果】 ・地域の身近な場所に相談窓口があることにより、高齢者等が相談しやすく、必要な支援につなげることで不安の軽減が図れています。 ・実態把握訪問により、独居高齢者世帯などの生活状況等の把握ができています。 ・高齢者が介護予防に取り組むことにより、閉じこもり予防や健康維持につながっています。 ・地域住民等と連携することにより、見守り支援の体制作りが進んでいます。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・高齢化が進むなかで、地域の身近な場所で高齢者等の総合相談ができる場所としての役割を担っている。 ・H29年度は13か所のセンターの内7ヶ所を介護保険事業による地域包括支援センターへ移行しセンターの機能強化を図った。 ・今後も機能充実を図るために、介護保険事業による地域包括支援センターへの移行など継続可能な体制作りを行う必要がある、H30年度に向けて引き続き調整を進める。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・高齢者の総合相談ができる場所として大切な役割を担っている。 ・H29年度については、機能強化及び財政負担の観点から、13か所ある在宅介護支援センターのうち7か所を地域包括支援センターへ移行しており、機能強化及びコストの削減努力がなされている。 ・残る6か所の移行に向け、引き続き調整を進める必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
健康福祉部 高齢支援課	高齢者福祉施設等運営事業	・安全で安心して各施設を利用してもらう環境を整え、計画的に修繕・工事を実施し、老朽化・突発事故等を防ぎます。 ・養護老人ホーム清和寮は、老人福祉法に規定された施設であり、居室において養護を受けることが困難な方を市が措置します。	【目標】 ・健康増進及び教養の向上、生きがいづくり、ボランティア活動・介護予防・サークル活動の場所として、安全かつ安心して施設利用ができるよう施設運営を行います。 ・修繕、備品、工事に多額の費用を要するため施設ごとに修繕計画等を立て実施します。 【効果】 ・各施設の安全性、機能性を確保できることにより、施設を有効に利用することができます。	・福祉施設の安定的な事業運営ができるよう、必要な維持管理を行います。	・高齢者福祉施設の維持管理 26施設 指定管理施設 15施設 (清和寮、坂下・付知・蛭川福祉センター、デイサービスセンター9施設、ショートステイ事業所1施設、グループホーム1施設) 主な維持管理委託施設 4施設 (川上保健福祉施設かたらいの里、福岡健康増進施設ほっとサロン、地域福祉センターゆうらく苑、老人福祉センター) ・主な施設修繕、備品購入 坂下福祉センター：電話主装置交換 福岡健康増進施設ほっとサロン：ろ材交換、貯湯槽電極装置取替 蛭川福祉センターやすらぎ荘：屋内消火栓呼水槽修繕 デイサービスセンター椿苑：特殊浴槽の更新 【効果】 ・計画的に修繕等の維持管理を行うことにより、利用者が安心して施設を継続利用することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・適切な施設運営管理により、市民に安全に利用していただくことができている。 ・老朽化に伴う修繕が毎年度新たに発生していることが課題となっており、設備の更新を含めた修繕計画の見直しが必要である。 ・今後もマスタープランに沿って民間移譲・地域移譲の調整を進める。 ・H30年度は、合併以降課題となっている施設の利用料金について統一が図れるよう関係部署と連携のうえ調整を進める。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・日頃から施設や設備の点検に努め、各施設の状態を把握し計画的な維持管理に努める必要がある。また、必要に応じて長寿化を図ることが重要である。 ・自部門評価にあるように、施設の老朽化に伴う大きな修繕が毎年度発生しており、財政の圧迫につながっている。 ・今後も市有財産(施設)運用管理マスタープランに基づいて民間移譲を計画的に進め、維持管理経費の低減に努める必要がある。 ・また、合併以降の課題である施設の利用料金の統一が図れるよう関係部署と連携のうえ調整を進める必要がある。
健康福祉部 高齢支援課	成年後見活用 安心事業	・認知症等により判断能力が衰え日常生活に支障が出る高齢者等が増加しているため、市民の権利を守り、安心した生活が送られるよう成年後見制度を適切に利用でき、相談支援を提供する機関を設置します。 ・経済的な理由などにより制度利用が困難な方も利用できるようにします。	【目標】 ・成年後見制度について総合的な相談支援を提供する成年後見センターを設置運営することにより、申請手続を行い、受任者の問題で制度利用ができない方を無くします。 【効果】 ・市民が成年後見制度について、専門的な相談支援を受けられることで、早期に同制度の利用につながり、安心して生活を送ることができます。 ・委託先法人が後見等受任機関になる事により、後見人の担い手の確保ができます。	・成年後見センターを設置し、成年後見制度に関する相談・支援業務を委託により行います。	・相談業務：専門相談窓口を設置、巡回相談の実施 ・親族等申立事務支援事業：親族で申し立てる場合、その事務負担により申し立てに至らないケースを支援し、制度の普及を図る。 ・市長申立事務支援事業：市長申立てを行う場合、申し立てに係る事務の支援を行う。 ・広報啓発活動事業 相談員数 4名(常勤2名、非常勤2名) 相談件数 213件 巡回相談 12回 受任人数 124人(後見48人、保佐59人、補助17人) 【効果】 ・経済的な理由で、制度の利用につながりにくい方も制度利用につなげることでできました。 ・高齢者だけでなく、障がい者への相談支援にもつながり、安心して生活することができました。 受任人数124人中、障がい者58人	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・成年後見制度を必要とされている方や親族に対しての専門相談機関としての役割を担うことができている。 ・また成年後見センターが法人後見として後見人を受任できることで、特に低所得者等の方に対応する後見人の担い手不足の問題の解消につながっている。 ・センターとの連絡会において、障がい者担当も参加、連携強化を図る機会とした。 ・成年後見利用促進法に基づく成年後見制度利用促進基本計画(H29～H33)が国により示されたことにより、センターの担う役割がますます重要となっており、機能強化を図る必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・相談窓口を設置し、制度の利用という点では一定の成果が得られている。 ・受任人数のうち、約半数が障がい者という状況で、H29年度より障害支援課も含めた連絡会議を開催し、連携強化に努めている。横の連携による効果的な事業実施に期待する。 ・委託料は据え置きとなっているが、相談員数に対する相談件数などコストに見合ったものになっているかについて検証する必要がある。
健康福祉部 障害支援課	児童扶養手当 事業	・児童扶養手当に基づき、離婚、死亡などでひとり親となった世帯や、保護者が重度の障がいを持つ世帯などの対象者に対し、生活の安定のため手当を支給します。	【目標】 ・国の制度に基づき、適正な手当支給を行います。 【効果】 ・適正に手当を支給することにより、受給者世帯の生活の安定と自立の支援につながります。	・離婚、死亡などでひとり親となった世帯や保護者が重度の障がいを持つ世帯などに手当を支給し、児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を図ります。 ・児童扶養手当に基づき対象者に継続実施する事業です。	・児童扶養手当額 H29.4月～ 全額支給 一部支給 42,290円 42,280円～10,240円 (加算額)2子 9,990円 9,980円～5,000円 3子～ 5,990円 5,980円～3,000円 ・対象者数 受給者数 468人 対象児童数 711人 (H30年3月31日現在) ・支払月 4月、8月、12月(年3回) 【効果】 ・対象となる世帯に手当を支給することにより、受給者世帯の生活の安定と自立につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・児童扶養手当に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進が図られた。 ・対象者の状況を正確に把握し、公正公平な執行を心掛ける必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法に基づく事業として手当の支給は必要ではあるが、対象者の状況を正確に把握し、公正公平な執行に努める必要がある。 ・また、その他事業と同様、効率的な執行については常に留意する必要がある。
健康福祉部 福祉相談室	児童福祉総務 事業	・通告、相談しやすい環境を整え、児童虐待を早期発見して適切に対応することで児童の権利、命や心を守り虐待の重度化、世代間連鎖等を予防します。 ・ひとり親家庭からの相談を受け、課題解決に向けた助言指導を行い、各種制度を利用した自立支援を実施して、ひとり親家庭が安心して子育てできる環境を整えます。	【目標】 ・家庭児童相談、ひとり親家庭に関する相談体制を維持します。 ・ひとり親世帯が安定した収入を得て自立するための支援を行います。 【効果】 ・児童虐待を早期発見し、適切な対応を行います。 ・ひとり親世帯の経済的自立が可能となります。	・児童の権利、命や心を守るために児童虐待通告や相談しやすい環境を整え、児童虐待を早期に発見して適切な対応を行います。 ・ひとり親家庭等からの相談を受け助言指導を行い、各種制度を活用するなどした自立支援を行います。	・家庭児童相談事業、ひとり親家庭相談事業 相談員 2名 相談件数 857件 ・子育て短期支援事業 5名 ・母子生活支援施設扶助事業 1世帯 ・ひとり親世帯の経済的自立の支援 高等職業訓練促進給付金事業 3名 自立教育訓練給付金事業 1名 ・要保護児童・DV防止地域対策協議会の開催による関係機関との連携強化 代表者会議及び実務者会議 5回 【効果】 ・児童虐待等について、関係機関と連携することにより虐待の予防及び早期解決につながりました。 ・ひとり親家庭への経済的自立の支援につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・相談しやすい環境、体制を整備したことにより、H29年度相談件数は922件でH28年度の974件とほぼ同じ相談件数となった。 ・相談しやすい環境が周知され、相談者の不安解消、虐待等の予防及び早期解決につながり、一定の成果が得られている。今後も継続した支援を行っていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・相談件数は微減、相談者の不安解消、虐待等の予防及び早期解決という点では一定の成果が得られているものと思われる。 ・今後も相談しやすい環境、体制による継続した支援が望まれる。
教育委員会 発達センター	児童発達支援 事業	・児童数が減少していく中で、つくしんぼ・どんぐりへの通所児の人数は横ばい状態が続いており、療育の必要な児童割合は増加傾向にあります。 ・障がい児あるいは発達の問題になる児童に対しては「早期発見・早期療育」が大原則であり、どの児童も発達の経過に個人差はあるものの、適切な療育指導によって発達が保障されます。	【目標】 ・発達相談等により、発達支援センターにつながってきた児童の通所率100%にします。 ・理学療法士等専門スタッフによる指導を計画的に実施します。 【効果】 ・早期発見、早期療育により、発達が促されます。 ・専門スタッフの指導により通常の療育では行き届かない指導ができます。	・障がい児や乳幼児期の発達が気になる子どもとその保護者等に対して、自立した生活ができるよう通所施設での指導や適応訓練等、子どもの発達段階に応じた療育支援を行います。	・通所による療育指導(個別指導、グループ指導) 通所児数 つくしんぼ 146名、どんぐり 84名(H29年度末実績) ・理学療法士等専門スタッフによる指導 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による専門的指導の実施 つくしんぼ:42回 どんぐり:31回 ・保護者支援のための学習会等の開催 11/27(月)場所:福岡総合事務所 講師:加藤永歳先生 参加者:計75人 ・療育関係職員支援の研修会の開催 つくしんぼ・どんぐり合同 3回 ・岐阜県障害幼児研究会への参加 5回 ・東濃地区障害幼児研究会への参加 3回 【効果】 ・支援が必要と判断された児童を100%療育支援につなげることができ、早期発見・早期療育により、個々の課題に合わせた適切な療育指導を行うことができました。 ・どんぐりの統合により、職員の協力体制が強化され、より効果的な指導を行うことができました。また、どんぐり保護者会の結成により、保護者同士の交流の場を持つことができ、保護者支援につながりました。 ・つくしんぼのウッドデッキ改修により、指導環境の改善を図ることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・支援が必要と判断された児童を100%療育支援につなげることができ、早期発見、早期療育により個々の課題に合わせた適切な療育支援を行うことができた。 ・発達支援センター・どんぐりの統合により、職員の協力体制の中でより効果的な指導を行うことができた。 ・今後もつくしんぼとどんぐりの連携を深めながら職員のレベルアップを図っていききたい。 ・この事業を継続するためには、専門的な研修を受講し経験年数をつんだ「児童発達支援管理責任者」が必要であるため、後継者育成が喫緊の課題となっている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・支援が必要な児童を100%療育支援につなげることができたことは、早期発見、早期療育につながり、評価できる。 ・また、どんぐりの統合により、職員が協力しながら効果的な指導を行えたことは評価できる。 ・後継者育成が喫緊の課題とのことだが、継続が必要な事業であるため、長期的な人材の確保・育成に早急に努めていただきたい。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
教育委員会 子育て政策室	子ども相談・支援事業	・子どもの発達に関する相談窓口が求められ、丁寧な聴き取りや助言等が重要になっているため、身近で分かりやすい相談窓口を構築します。 ・子どもの成長や発達について障がい等の早期発見や適切な支援のため、保護者や関係機関との連携を図り、気軽に相談でき、子どもにあった支援や助言が受けられるよう、保護者や関係者と連携して対応します。	【目標】 ・支援を必要とする人に発達相談、発達検査を実施します。(発達相談延べ人数 H29年度 1,693人→ H30年度 2,000人) ・障がい等の早期発見や適切な支援のため、保護者や関係機関との連携を図ります。 ・発達障がいへの理解促進のため、職員や市民向けの講演会等を開催します。(3回) 【効果】 ・発達のみならず早期発見し、早期対応することで保護者が見通しを持って子育てを行い、子どもが適切な支援を受けることが可能となります。	・子どもの成長や発達についての悩みや不安を解消するため、発達相談や検査を行います。 ・子どもの障がいや発達の遅れを早期に発見し、適切な支援を行うため、保護者や関係機関との連携を図ります。 ・職員のスキルアップ・市民向けの発達障がい理解促進のため研修会、講演会を開催します。	・発達相談及び必要に応じた発達検査の実施 相談:延べ 1,693人 発達検査:延べ 377人 ・早期発見や適切な支援を行うため、幼保・小中学校からの依頼により訪問指導を実施 学校や園への訪問 110回 793人(幼保 406人、小学校 331人、中学校 56人) ・関係部署間の連携を図るため、発達支援連絡会等及びシステム実務担当者会議を開催 4回 ・市民病院、坂下病院との連携による「運動発達ことばの相談会」を開催 「運動」の分野:8回、相談人数 22人 「ことば」の分野:8回、相談人数 30人 ・市民、保護者、職員を対象とした発達障がい理解促進講演会を開催 5回、156人参加 【効果】 ・発達相談の延べ人数は、H28年度から39人増加し、0～15歳児の相談割合は、0.56%増加しました。(相談割合:H28年度15.21%→H29年度15.77%) ・運動発達ことばの相談会では、体の使い方やことばの発音に心配のある子どもの相談を受け、療育支援につなぐなど、関係機関と連携して支援を行うことができました。(相談人数:H28年度 51人→H29年度 52人) ・発達障がい理解促進講演会の開催により、発達障がいへの理解や保護者同士がつながるきっかけとなりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・子どもの成長や発達についての悩みや不安を解消するための発達相談や検査を行った。 ・子どもの障がいや発達の遅れを早期に発見し適切な支援へつなげることが重要であり、関連部署とも連携を密にし引き続き事業を進める。 ・H29年度実績 相談人数:延べ1,693人 発達検査:延べ377人 幼保・小中学校訪問指導 110回 延べ793人 ・学校や園からの発達相談や訪問相談の依頼が多くあり、1か月程持ちがある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・少子化でありながら、相談人数は増加し、発達検査の人数も1人減少しただけであり、幼保、小中学校と連携した支援が実施できていると評価する。 ・発達障がい、早期発見・早期療育が不可欠であるため、今後も関係機関とさらなる連携を行い、多様化する相談への対応、継続的な支援など充実を図る必要がある。
健康福祉部 障害支援課	乳幼児等医療費助成事業	・子どもの医療費(保険診療の自己負担分)を助成することで、健康の保持と子育て世帯の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境を整えます。	【目標】 ・子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる少子化対策を実施します。 ・中学校卒業までの子どもに対し保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成して経済的負担を軽減します。 【効果】 ・次世代を担う子ども達の健全な育成を支援します。	・子どもの傷病の早期治療を促進し、子育ての経済的負担を軽減するため、中学校卒業までの子どもに対し、保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成します。(所得制限なし)	・助成対象者数 9,943人(県単独分:4,154人 市単独分:5,789人) <県単独分(0歳児～未就学児)> 受診件数 総医療費(円) 市助成額(円) 入院 714 295,025,015 26,374,272 入院外 68,879 504,805,152 98,375,879 合計 69,593 799,830,167 124,750,151 <市単独分(小学生～中学生)> 受診件数 総医療費(円) 市助成額(円) 入院 208 74,937,610 12,343,792 入院外 74,832 656,825,198 159,923,914 合計 75,040 731,762,808 172,267,706 【効果】 ・医療費を助成することで、健康の保持と子育て世帯の経済的負担の軽減が図られ、安心して子育てができる環境の向上につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中津川市民福祉医療費助成金支給条例に基づき医療費の支給を実施した。 ・子育て世帯の経済的負担の軽減と健康の保持のため、必要な事業である。 前年度対比 対象者 98% 受診件数 98% 医療費 96% ・早期受診は重症化を防ぐためにも重要であるが、事業費の増加原因の可能性が伴うため課題となっている。 ・全国健康保険協会岐阜支部、国民健康保険課と連携会議を開催し、次年度以降医療費適正化の啓発を行うこととした。(小中学生の保護者を対象)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・子育て世帯の経済的負担軽減の観点から必要な事業であり、早期受診と早期治療を推進することで重症化を防ぎ、将来的な医療費の抑制に期待できる。 ・H29年度については医療費は減少しているものの、安易に受診できてしまうことから、適切に節度ある受診に理解を求める必要があり、自部門評価にある関係機関との連携による取り組みは評価できる。 ・助成対象年齢等の条件については県内市町村の水準も上がってきたことから市町村間バランスはとれているが、事業費が拡大していくようであれば助成条件や運用方法等事業内容の見直しの検討が必要である。 ・県内ほぼ同様の制度となっている状況では、市負担となっている部分について県補助となるよう強く要望していく必要がある。
健康福祉部 障害支援課	ひとり親医療費助成事業	・母子家庭等、父子家庭のひとり親世帯の医療費(保険診療の自己負担分)を助成することで、健康の保持と世帯の負担軽減を図り、安心して生活できる環境を整えます。	【目標】 ・ひとり親世帯の経済的負担を軽減し、安心して生活できる環境を整えます。 ・母子家庭の母子、父子家庭の父子、両親不在の遺児に対し、保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成して経済的負担を軽減します。 【効果】 ・子育て環境の整備に寄与します。 ・医療機関への早期受診が促され、ひとり親世帯に安心感を与えます。	・ひとり親世帯の経済的負担解消のため、保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成します。(所得制限あり)	・助成対象者数 1,330人(母子:1,241人 遺児:8人 父子:81人) <母子家庭> 受診件数 総医療費(円) 市助成額(円) 入院 48 14,318,500 2,672,417 入院外 16,319 154,440,032 37,508,975 合計 16,367 168,758,532 40,181,392 <父子家庭> 受診件数 総医療費(円) 市助成額(円) 入院 1 93,490 18,698 入院外 693 7,800,420 1,741,907 合計 694 7,893,910 1,760,605 【効果】 ・医療費を助成することで、健康の保持と世帯の経済的負担の軽減が図られ、安心して生活できる環境の向上につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中津川市民福祉医療費助成金支給条例に基づき医療費の支給を実施した。 ・ひとり親世帯の経済的負担の軽減と健康の保持のため、必要な事業である。 前年度対比 対象者 98% 受診件数 98% 医療費 95% ・早期受診は重症化を防ぐためにも重要であるが、事業費の増加原因の可能性が伴うため課題となっている。 ・全国健康保険協会岐阜支部、国民健康保険課と連携会議を開催し、次年度以降医療費適正化の啓発をおこなうこととした(小中学生の保護者を対象)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・ひとり親世帯の経済的負担軽減の観点から必要な事業であり、早期受診と早期治療を推進することで重症化を防ぎ、将来的な医療費の抑制に期待できる。 ・乳幼児等の助成事業と同様に、適切に節度ある受診に理解を求める必要があり、関係機関と連携した取り組みに期待する。 ・H29年度は医療費が減少となっているが、今後事業費が拡大していくようであれば助成条件や運用方法等事業内容の見直しの検討が必要である。
健康福祉部 障害支援課	障害者総合支援給付事業	・障がい者が地域で自立した生活をするためには様々な支援を必要とするため、障害者総合支援法に基づいて適切な障害福祉サービスを提供します。	【目標】 ・福祉施設入所者のうち地域生活へ移行をめざす人数 H29年度 3人 H30年度 6人 ・障害福祉サービスを提供し、在宅で安心した生活ができるよう支援します。 ・施設サービスを提供し、常時の介護や医療行為を受けながら安心した生活ができるよう支援します。 ・障がいや発達の遅れがみられる就学前の児童へ早期に専門的な療育支援を提供します。 【効果】 ・障害福祉サービスを提供することで、障がい者の自立した生活や社会参加が促進されます。	・障がい者が安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づいたサービスや計画相談支援、就労・居住支援、補装具支給、更生医療費等の支援を行います。	・訪問系サービス(訪問介護等) 実人数 60人 利用時間 39,609時間 ・通所系サービス(生活介護、就労継続支援等) 実人数 510人 利用回数 92,769回 ・入所系サービス(施設入所支援等) 実人数 158人 利用回数 52,895回 ・計画相談支援(計画相談支援、障害児相談支援) 実人数 788人 利用回数 1,514回 ・障害児通所支援(児童発達支援等) 実人数 318人 利用回数 13,483回 【効果】 ・障害福祉サービスの提供により、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活することができました。また、常時介護や医療行為が必要な自宅では生活できない障がい者も施設サービスを利用することで安心して生活することができました。 ・障がい者施設で就労訓練や集団生活への適応訓練を受けることで、障がい者の自立や社会参加が促進されました。 ・障がいや発達の遅れが見られる児童へ就学前に専門的な療育を行うことで、早期に日常生活や集団生活能力が向上しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・障がい者に対し、障害者総合支援法に基づいたサービスや計画相談支援、就労・居住支援、補装具支給、更正医療費等の支援を行い地域で生活ができるよう支援を行った。 前年対比 対象者 105% 扶助費 107% ・各サービス利用量が増加傾向であるが、一部では減となっているサービスも増えている。今後も適切なサービスの提供を行い抑制に努める必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・多様な福祉サービスの給付があるなかで、予算的には拡大推進していくものではないことから、現状維持とすべきである。 ・自部門評価にある利用減となっているサービスについては原因を分析し、場合によっては事業内容の見直しが必要である。
健康福祉部 障害支援課	地域生活支援事業(障がい者)	・障がい者が地域で自立した生活をするためには様々な支援を必要とするため、障害者総合支援法に基づき地域の実情に応じた障害福祉サービスを提供します。	【目標】 ・手話奉仕員養成講座修了者数 H29年度 6人 H30年度 10人 ・障害福祉サービスを提供し、障がい者が自立した生活を送るために必要なサービスをきめ細かく利用できるよう支援します。 【効果】 ・障害福祉サービスを提供することで障がい者が安心して自立した日常生活及び社会生活を送ることが出来ます。	・地域において障がい者が安心して自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう、地域生活支援事業による障害福祉サービスを提供します。	・相談支援事業 相談件数 1,465件 ・日中一時支援事業 利用回数 3,508回 利用人数 86人 ・移動支援事業 利用回数 537回 利用人数 22人 ・訪問入浴事業 利用回数 411回 利用人数 9人 ・日常生活用具給付事業 利用件数 1,860件 利用人数 230人 ・意思疎通支援事業 利用件数 139件 利用人数 19人 ・手話奉仕員養成講座 1講座(26回) 修了者数 6人 ・点字・声の広報なかつがわ発行 各12回(12か月分)など 【効果】 ・障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を送ることができたほか、社会参加の促進を図ることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	障がい者に対し、障害者総合支援法に基づいた地域の特性に応じた障害福祉サービスをきめ細かく提供し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援を行った。 前年対比 対象者 98% 扶助費 94% ・サービスの一部が他事業へ移行したことにより減となった要因もあるが、今後も事業を効率的、効果的に実施し抑制に努める必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・障がい者が安心して自立した日常生活または社会生活を送るため事業としての必要性は高いと考える。 ・事業費は減少しているが、利用者ニーズを分析し、さらに効率的、効果的な事業実施に努める必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
健康福祉部 障害看護課	重度心身障害者医療費助成事業	・障がい者の医療費(保険診療の自己負担分)を助成することで、健康の保持と世帯の負担軽減を図り、安心して生活できる環境を整えます。	【目標】 ・障がい者の経済的負担を軽減し、安心して生活できる環境を整えます。 ・重度心身障がい者に対し、保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成して経済的負担を軽減します。 【効果】 ・医療機関への早期受診が促され、障がい者の健康の保持と生活環境の向上を支援します。	・重度心身障がい者の経済的負担軽減のため、保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成します。(所得制限あり)	・助成対象者数 3,889人(県単独分:2,851人 市単独分:1,038人) <県単独分(身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B1、精神障害者保健福祉手帳1～2級)> 受診件数 総医療費(円) 市助成額(円) 入院 3,634 1,681,536,170 120,757,806 入院外 84,037 3,243,917,386 274,097,990 合計 87,671 4,925,453,556 394,855,796 <市単独分(身体障害者手帳4級、療育手帳B2)> 受診件数 総医療費(円) 市助成額(円) 入院 513 258,304,317 20,630,345 入院外 29,384 540,920,294 66,918,201 合計 29,897 799,224,611 87,548,546 【効果】 ・医療費を助成することで、健康の保持と世帯の経済的負担の軽減が図られ、安心して生活できる環境の向上につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中津川市民福祉医療費助成金支給条例に基づき医療費の支給を実施した。 ・重度心身障がい者の経済的負担の軽減と健康の保持のため、必要な事業である。 前年度対比 対象者 99% 受診件数 100% 医療費 100% ・早期受診は重症化を防ぐためにも重要であるが、事業費の増加原因の可能性が伴うため課題となっている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・障がい者の経済的負担軽減の観点から必要な事業であるが、自部門評価の課題としてあるように、適切で節度ある受診について理解を求める必要がある。 ・当市は助成水準が県内市町村のなかでも特に高いグループに入っている。現行制度の条件設定は、合併協議に基づくもので10年以上経過しているが、医療費については今後も増加が見込まれるため、他市とのサービスバランスも踏まえ見直すことが必要である。
健康福祉部 障害看護課	生活保護事業	・生活保護法により、最低限度の生活の保障をするため、あらゆる資産・能力等を活用しても、なお生活に困窮する方に対して生活扶助、医療扶助等の保護費を支給します。 ・被保護者が経済的自立を図るため、就労支援、健康管理など日常生活支援、社会とのつながりを作る社会的支援等必要な支援を行います。	【目標】 ・保護が必要な方に対して、確実に保護を実施するとともに就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化、他法制度の活用指導等を継続して行い、本制度が市民の信頼にえられるようにします。 【効果】 ・最低限度の生活を保障し、経済的自立に向けた就労支援、健康管理など日常生活支援、社会とのつながりを作る社会的支援等、必要な支援を行うことで自立につながります。	・生活に困窮する方の最低限度の生活を保障するため、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、自立に向けた支援を行います。	・被保護者の必要に応じた各扶助費の支給(各扶助費)生活扶助費、住宅扶助費、教育扶助費、医療扶助費、生業扶助費、葬祭扶助費、介護扶助費、中国残留邦人支援扶助費 ・家庭訪問等による生活実態の把握、就労支援員による就労相談、就労支援等の実施<H29年度の状況(H30年3月31日現在)> ・生活保護世帯数及び人数 175世帯、210人 ・保護率 0.26% ・生活保護開始世帯及び人数 17世帯、26人 ・廃止世帯及び人数 29世帯、34人 ・相談件数 82件 ・家庭訪問実施件数 延べ744回 ・就労支援により就労に至った人数 15人 【効果】 ・各扶助費により健康で文化的な最低限度の生活を保障し、就労可能世帯について就労支援等により自立につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・生活困窮者自立支援制度事業及び関係各機関との連携により、就労可能年齢層が居住する世帯については相談自体も減少傾向にある。 ・生活保護制度は世帯収入を基準として判断するため、就労出来ない高齢者のみの世帯が増加しており、核家族化が進んだ故の社会的問題であると考えられる。 ・いたずらに扶助費が増加することがないよう、生活保護法に基づく公平公正で適正な扶助費の執行を心がける必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法に基づく扶助であるため事業としては必要であるが、拡大して推進していくのではなく、現状維持とすべきである。 ・生活保護者に対して過度な保護とならないよう、対象者に対する就労支援、状況把握に努め、引き続き公平公正で適正な執行に努める必要がある。 ・生活保護に至る前の支援としての生活困窮者自立支援事業等を有効に活用し、関係機関と連携のうえ保護費の削減に努める必要がある。
健康福祉部 障害看護課	生活困窮者自立支援事業	・社会情勢の変化による生活困窮者の増加を背景に、H27年4月1日から「生活困窮者自立支援法」が施行されました。 ・法に基づき、生活保護に至る前の施策として、対象者の早期発見と生活困窮者の自立を図るため各種支援を行います。 ・福祉事務所には「自立相談支援事業」として相談窓口の設置と相談員の配置などが義務付けられ、支援体制を整えています。	【目標】 ・生活困窮者に対し、関係機関と連携を図り、相談を受け付け自立に向けて必要な支援を継続して行います。 就労者数 H29年度 14人 H30年度 15人 【効果】 ・生活困窮者の早期自立につながります。 ・増加する生活保護費の抑制が図られます。	・社会福祉協議会と連携を図り、自立相談支援事業相談窓口への相談者(生活困窮者等)に対し、訪問支援や就労支援、住居確保に係る給付金の支給などを行い、早期自立に向けて支援します。	<自立相談支援事業、就労準備支援事業> ・委託先:中津川市社会福祉協議会 ・支援員配置 3名(①主任相談支援員、②相談支援員、③就労支援員) ・新規相談件数:117件(内訳:就労19件、生活費34件、ひきこもり8件、食料17件、債務滞納9件、病気・障害11件、家計・住居8件、家族問題3件、その他8件) ・対応状況:就労14件、他機関への引継32件、終了54件 【効果】 ・生活困窮者からの各種相談を受け、関係機関と連携のうえ改善に向けた支援を行うことで、生活困窮者の不安の解消が図られるとともに、就労による自立につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・相談件数は微減であるが、相談内容は金銭問題のみでなく、病気や障害、家族問題など多岐に渡る。生活保護に至る前の施策として、対象者の早期発見と生活困窮者の自立を図るため、関係機関と連携をし生活困窮者の早期自立につなげているが、様々な状況に対応するためにも、社会福祉協議会と連携を密にして取り組んでいく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・前年度と比較して相談件数は微減だが、生活困窮者が自立することは生活困窮者の解消だけでなく、生活保護費の削減が望める。 ・生活保護事業において、就労可能世帯の相談は減少傾向にあり、保護世帯数及び保護者数も減少していることから一定の成果が得られている。 ・事業の周知や関係機関との連携をより強化し、引き続き自立支援による生活保護費の抑制につなげていく必要がある。
定住推進部 市民協働課	コミュニティ助成事業	・自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業で、地域コミュニティ活動のために必要な設備等を整備します。	【目標】 ・地域コミュニティ活動のために必要な設備等を整備します。 採択件数1件以上 【効果】 ・助成金を活用して、地域に必要な備品等を整備することにより、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることができます。	・住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備を実施します。	<一般コミュニティ助成> H25年度 要望件数:5件 採択件数:4件 H26年度 要望件数:6件 採択件数:3件 H27年度 要望件数:7件 採択件数:1件 H28年度 要望件数:9件 採択件数:2件 H29年度 要望件数:7件 採択件数:1件(苗木区長会:音響資材及び軽量 TENT 整備) 【効果】 ・「あんどん祭り」に使用する設備のうち、老朽化していた音響設備の更新や軽量 TENT を整備することで、音響設備の不良解消と実行委員会の作業負担の軽減などお祭りをさらに盛り上げることにつながりました。 ・世代間交流の活性化と地域コミュニティの向上につながる事業の継続化に寄与することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・岐阜県經由自治総合センターに申請しており、地域からも切望されている助成金であり、採択された地域にとっては、地域活動が活性化され非常に有意義なものとなっている。 ・採択件数は、H29年度:1件であり、計画どおり遂行できた。 ・採択件数は減少傾向(H29年度:1件、H28年度2件)であるため、採択基準や他の採択案件の分析を行うなど、要望案件が採択されるよう研究し、有効な助成事業としていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・自治体に対する国・県補助金がないなかで、コミュニティ助成事業は、使途も広くコミュニティ活動の充実を図る非常に貴重な財源であり、今後とも確保していきたいところである。 ・近年の動向を見ると要望を多く出しているにも関わらず採択件数は減少しており、今後とも厳しくなることは容易に想像できるところである。担当課においても地域性や過去の採択実績を考慮して、要望内容を精査、指導しているが、採択される事業数が限られているため、市として自治総合センターの採択基準をより研究したうえで要望していくべきである。
定住推進部 定住推進課	集落支援員事業	・まち協等地域団体と行政が連携し、地域の課題解決に取り組む人材が必要となるが、ボランティアでその役割を担う人材を確保することが困難であることから、地域でのコミュニティの維持活性化を図るため、地域の実情に合わせて、集落支援員を配置します。	【目標】 ・積極的に地域づくりに取り組める方を集落支援員として地域に設置し、各地域の実情にあった課題に取り組む。(集落支援員設置地域数 H29年度:7地域 H30年度:10地域) 【効果】 ・集落支援員が中心となり地域内での課題に取り組むことにより、地域住民が問題を解決しながら地域コミュニティの維持活性化を図ることができます。	・積極的に地域づくりに取り組める方を地域において選出し、空き家活用、移住定住支援のほか地域の実情に合わせた団体活動の支援を行います。	<各地域での活動> ・落合地区(2名)633時間 内容:地域団体の活動支援 ・阿木地区(1名)888時間 内容:域学連携事業による地域調査支援・調整、地域団体の活動支援 ・神坂地区(1名)820時間 内容:空き家所有者への利用意向確認、地域団体の活動支援、中学生との地域課題に関する懇談 ・坂下地区(1名)720時間 内容:域学連携事業による活動支援・調整、空き家調査・台帳整備、地域団体の活動支援 ・付知地区(H29年9月から)(1名)50時間 内容:空き家調査、地域団体の活動支援 ・福岡地区(1名)342時間 内容:空き家調査、地域団体の活動支援 ・蛭川地区(1名)706時間 内容:移住希望者への空き家斡旋対応・支援、地域団体の活動支援 【効果】 ・空き家調査、あつせんによる移住者の増加や、域学連携事業による活動支援等により各地域の団体、行事及び課題解決の取組みが推進されました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・人口減少により、地域コミュニティが縮小していくなかで集落支援員の担う役割は益々大きくなっている。 H29年度の主な実施業務 域学連携事業による地域課題調査支援・調整 空き家所有者への利活用意向・調査 移住希望者への空き家斡旋対応、支援 地域団体の活動支援 ・阿木地区では、岐阜大学が地域課題の解決のため域学連携事業に取組み、集落支援員が地域の住民と学生が意見交換を行えるよう調整や、住民意識の調査を支援するなど、学生と住民の間を取り持った。その結果、住民は学生から見た阿木地域の魅力の発見や、若い世代の意見を聞くことができ、また、学生たちは、地域に若者が少ないという現状を知り、阿木の子育てのしやすさを発信して若者を地域に呼び込もうと、地域と協力して「阿木で子育てしませんか」という移住促進パンフレットを発行した。 ・地域の実情や課題を知っている集落支援員がコーディネートしたからこそできた良い例であり、このような例を他の地域にも広げていくことが大切と考えている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市職員の減少に伴い地域の事務所へ配置する職員も減少しているなかで、地域コミュニティの維持を行うには、行政の力だけでは不可能であり、地域の実情を理解する集落支援員の持つ役割は非常に大きい。 ・集落支援員は各地区に配置されており、類似の課題もあるため先進的な取組みをした地区があればそれを他の地区にも情報共有することで波及効果を期待できる。 ・阿木地区の様に集落支援員だけでなく、大学などの機関と協働して地域課題を解決につなげることもできるため、連携することによる効果を検証し、効果があれば実施していく必要がある。 ・活動時間については各地域ばらつきがあり、イベントの参加回数など目に見える実績もあるが、それ以外の成果が見えにくい内容についても、必ず年度区切りで費用対効果も含め必要性の検証を行わなければならない。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
定住推進部 市民協働課	自治会活動支援事業	・地域と行政が連携し、より住みやすいまちづくりを推進するための地域支援や、事務連絡等を円滑に進めるために、自治会活動を支援します。 ・地域に住む人々が日常生活において、その地域の課題を協働・連携し自ら解決していくための支援をします。	【目標】 ・自治会加入率 H30年度:79.0% 【効果】 ・行政と地域が互いの情報を共有することで、相互理解を図ることができます。 ・各自治会の代表者等による地域間交流により、地域の理解を深めます。	・協定を締結して、広報配布・委員選出など6項目を担っていただいています。 ・地域の自主的な活動を支援するため、各種会議の開催や情報提供を行います。 ・地域活動を支援するため、各自治会へ自治活動支援交付金を交付します。 ・自治会集会所の整備工事及び耐震化工事について補助金を交付します。	・H29年度自治会加入率 76.7% ・各市区長会等へ自治活動支援交付金を交付 15地区 ・区長会連合会の総会(1回)及び理事会(3回)を開催 ・区長会連合会の総会(1回)及び理事会(3回)を開催 6回 ・市内で実施されている地域づくりの取組みの事例発表等の実施 ・まちづくりや地域活性化に関する研修会として、視察研修を開催 2回 ・テーマ:他市の現状を知り、中津川市の未来を考える 視察先:多治見市(駅周辺区画整理事業、長瀬テクノパーク他視察)H29.10月 ・テーマ:若者の力を活用したまちづくり 視察先:福井県鯖江市(市民まちづくり課) H29.11月 ・自治会集会所施設整備補助金の交付(増改築1件:坂本12-4区) 【効果】 ・理事会等を定期的に開催することにより、行政と自治会との情報共有や、市内他地区の自治会活動等の状況把握することができ、相互理解を深めるとともに、スムーズな自治会活動運営を行うことができました。 ・自治会集会所施設の整備に対して補助金を交付することで、地域コミュニティの活性化につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・自治会と行政は、よりよい地域環境を作るための対等なパートナーであり、この事業を通じ互いの連携が図られている。また地域の代表が集まり、情報交換を行うことで互いの取組みを知ることができ、それぞれの活動に活かすことができ、行政からの情報も円滑に伝達することができるため、今後も継続することが重要である。 ・区長会連合会の会議等については、総会1回、理事会3回、検討部会6回と計画どおり実施。また、それぞれの地域の活動に活かしてもらうため、まちづくりや地域活性化に関する視察研修、地域づくりの取組みの事例発表会その他、会議の中での発表により、他市の現状を知り、中津川市のまちづくりを考えるきっかけとして、多治見市へ各市区代表者となる理事会で現地視察研修を行った。連合会や各市区長会と協定締結している協定項目についても、自治会に関する取組みなどの情報伝達及び意見交換等、遂行することができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中津川市の財政状況が厳しくなるなかで、施策を行うためには市民の理解が不可欠となる。市の施策は住民に理解されて初めて意味を成すものであることから、今後ますます効率の良い施策を行うためにも本事業は地域と行政の連携という点においても非常に重要な取組みである。 ・自らの地域が抱える課題について、自主的に解決していくという本事業の目標に対して、他市の視察に行くなどして取組みの参考にする機会を作っている。 ・視察等を行うなかで、中津川市の現状が他市と比較して優れているのか劣っているのか。そのなかで中津川市の施策が有効なものかどうかを自治会が判断できることが、今後の中津川市の施策を理解してもらううえでも有効と考えるため、継続していく必要がある。
定住推進部 市民協働課	がんばる地域サポート事業	・地域活動の活性化を図るため、各種団体による創意工夫を生かした地域づくり活動を支援します。 ・また地域課題の解決や、地域コミュニティの向上につなげます。	【目標】 ・支援する団体数 H30年:25団体以上 【効果】 ・地域課題の解決に取り組む人材や団体が育成されます。 ・地域の特性を生かした地域の活性化につながります。	・地域活動の活性化のため、補助金の交付、団体活動の相談、サポートを行うなど、各種団体による創意工夫を生かした地域づくり活動を支援します。 ・地域課題の解決に取り組む人材や団体が育成されます。 ・地域の特性を生かした地域の活性化につながります。	・H29年度支援した団体 25団体 ＜立ち上げ部門＞ ・団体立ち上げやNPO法人化のために必要な経費の助成(1年間:5万円以内) 1団体 ・精神疾患の患者及び快復者の居場所や就労機会を提供する作業場にコミュニティスペースを作り、社会復帰へのサポートを行う団体へ助成 ＜絆部門＞ ・地域の課題解決や活性化に取り組む団体に助成(最長3年間:20万円以内) 22団体 ・地域の交流や活性化を生み出すためのイベント開催や地域内での交流の場づくりを行う団体、地域の魅力を発信する取り組みを行っている団体など、市内で活動する団体に助成 ＜協働部門＞ ・行政と協働し、市の政策的課題に取り組む団体に助成(1年間:30万円以内) 2団体 ・地域に根付いた森(里山)づくりリーダーの育成の助けを目的とし、里山を整備し、森の中の遊びを通じ、自然と触れ合う環境を提供する団体 ・地域の歴史的文化的魅力を伝えるためパンフレット作成、外国人観光客用への情報発信など、多くの訪問者を迎え地域の活性化に努めた団体へ助成 【効果】 ・地域課題に取り組む団体の育成につながり、同時に地域の特性を活かした地域の活性化に寄与することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・住民が団体を立ち上げ、地域課題のために活動することは、地域の人材育成につながるため必要な事業であり、その結果、活力ある地域づくりにつながるため有効である。 ・また地域住民自らが課題に取り組むことは、地域が望む姿に向かって速やかに取り組むことができ効率的であるため、継続していくことが重要である。 ・年間活動団体の目標数値を25団体以上としており、H29年度は25団体に活動していただいたことから、計画どおり遂行できた。 ・学習会の開催、団体の交流会は継続して開催し、補助期間が終了した後も団体が自立して活動ができるよう支援していく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域の自立に向けた取組みは定住推進部としての中心事業の一つであり、本事業はそのなかでも初期投資にあたる部分であり、この投資をいかに効率的に行うかが当面の目標である。 ・団体への補助については時限を設けてあり、支援団体が時限終了後フォローアップはするものの基本的には補助期間内にかき立てることに注力すべきであり、そこを改善することで効率的な補助を行うことができる。
定住推進部 市民協働課	市民協働推進事業	・協働のまちづくりを進めるため、地域リーダーの発掘や人材育成を図ります。 ・地域の活性化や人材育成を進めるため、大学と地域の継続的な連携を図ります。	【目標】 ・学習会等参加者満足度 H30年度:80%以上 ・地域に関わった学生等の延べ人数 H30年度:5,000人/年以上 【効果】 ・協働によるまちづくりにより、地域の活性化につながります。 ・地域の特性を踏まえた地域の自主・自立化が促進されます。	・人材(団体)育成を進めるため、地域づくり型生涯学習講座や団体交流会等を実施します。また地域が自立して取り組むことができるよう支援します。 ・協働の意識を高めるため、協働指針を活用した市民及び職員向けの研修等を実施します。 ・地域の活性化や人材育成を進めるため、域学連携事業を展開します。	＜人材育成・団体育成＞ ・地域づくり型生涯学習:大学教授等の専門家が継続的に地域へ入り、団体等との交流や学習会を実施 2地区(苗木地域、川上地域) ・協働の指針を活用した学習会等:活動団体学習会1回、職員研修1回、テーマ「協働のまちづくり」 ・まちづくり協議会:まちづくり協議会を対象とした研修会及び会長会議の開催2回 ＜域学連携＞ ・「かしも木匠塾」の連携成果を土台にし、取組みを全市的に拡大し、学生が地域での活動に参加 ・H29年度新規連携協定締結:名古屋外国語大学、大正大学 ・地域に関わった学生等:18大学、延べ6,191人 ・加子母地域(木匠塾)8大学、延べ4,655人、全域(中京学院大学)延べ401人、蛭川・阿木・馬籠・加子母地域他(至学館大学、岐阜大学、名古屋外国語大学、大正大学他) 9大学、延べ1,135人 ＜地域づくり活動支援事業＞モデル事業 3団体 ・地域で活動する団体の稼ぐ力の支援、支援団体同士の交流、レベルアップのための学習会の開催 ・活動の取組みの報告会の開催 4回 ・新規モデル事業団体の募集、選定 2事業(中津:ODEKO、付知:付知農産加工グループ) 【効果】 ・協働意識の醸成を図るとともに、協働の取組みについての理解を深めることができました。 ・地域内の団体活動を支援することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・この事業により地域の課題に応じて地域づくりを支援する手法(域学連携等)を選択している。そうした地域では、住民自らが課題を解決しようとする動きへと変わってきており、この動きを加速させるには継続することが重要である。またこの事業においては、地域活動団体が継続した取組みができるよう支援を開始しており非常に有効である。 ・域学連携事業では、市内で活動した大学生等の延べ人数は、H29年度実績:6,191人(18大学)で、H30年度の目標値である5,000人を既に超え、計画を大きく上回ることであった。新たに名古屋外国語大学、大正大学と連携協定を結ぶことで、中津川市をフィールドとして地域の課題解決、地域づくりや地域活性化、地域を担う人材を育成する取組みとして活動を行う大学が2大学増え、多くの学生が中津川市で活動できることとなった。 ・地域づくり支援事業については、モデル事業3団体について、地域資源を活用し、地域の魅力や価値を高めることに取り組む団体等を「地域で稼ぎ、循環を生み出す」という視点で支援。各団体共通支援として、メンバーの意思改革などの学習会、視察、専門家からの指導など実施し、稼ぐ力、商品作り、団体内部のサポートを支援してきた。生産量を増やす、新商品の開発、パッケージデザインの見直しなど実施。稼げる組織づくり、考え方など基本的なところからサポートすることで、団体メンバーの意識も向上し、地域資源の価値、稼ぐ力を高めることができた。課題としては、商品のPRや販路の拡大、売り方などサポートしていく必要がある。 ・効果や実績が見えにくい事業だが、住民の意識も変わりつつあるため、今後も活動フィールドである地域、大学(学生)、団体に対し有効な学習会の組み立てや活動の周知、また、地元若者に視点を置き、地元高校生を活動に加え、地域を知り、愛着を持ってもらう必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・大学等との連携により地域での活動が活発になっていることは認める。 ・域学連携事業に参加する大学も近年の取組みの結果増加しており、関係所属の事業を含めると多くの地域に学生が入り、地域住民と連携して事業を実施できている。 ・さらに事業の効果を上げるためにも、機運の高まってきている大学だけではなく地域住民の積極的な域学連携事業への参画が必要である。 ・事業の性質上、効果がすぐ表れるような事業ではないことは自部門評価にも記載されているが、事業の成果については単に参加した学生数で図るのではなく、域学連携事業により地域が活性化した内容についての成果や地域への愛着を醸成した結果、学生の移住につながるなど、多角的な観点で評価するべきである。 ・地域づくり活動支援事業についてはモデル事業の取組みをおこなった結果、潜在能力のある地域資源を専門家の指導を通じて見直し、価値や稼ぐ力を高めることができた。 ・地域に埋もれている魅力や資源は外部から見れば活用次第では商品になり、魅力をさらに向上させるため、地域と一体になって、磨き上げていく必要がある。
定住推進部 定住推進課	地域活性化推進事業	・人口減少や高齢化に伴い地域コミュニティの維持が大きな課題となっているなかで、地域活動を活性化するため、地域や各種団体の創意工夫による魅力づくりや地域での助け合いを促進する活動に対して支援を行います。 ・地域への交付金の活用により、各自治会の自主自立に向けた活動が活発化し、まちづくりへの参加意識が醸成されます。	【目標】 ・地域づくりへの関心を高め、地域づくり意識を醸成します。 地域一括交付金充当事業数 H29年度:56件 H30年度:60件 【効果】 ・段階的に各自治会の自主自立に向けた活動が活発化し、活力ある地域が持続されます。	・地域活動の活性化のため、地域課題解決の活動や地域の特性を生かしたイベント活動、地域づくり組織等の支援を行い、地域の絆づくりのための様々な活動の継続性を高め、地域住民や地域団体等の協働により安心して暮らし続けられる地域づくりを推進します。	＜地域一括交付金事業＞ 合計 57事業 ・イベント事業 計24事業 (地域で実施する特徴的な地域イベント、地域づくり団体、地域が協働により生活環境の改善や地域課題への解決を図る際の原材料費等の支給、夏祭り等各地域への支援) ・運営支援事業 計12事業(まちづくり協議会等) ・政策・地域課題対応事業 計9事業(空き家調査等) ・協働の生活環境づくり事業 計12事業(植栽、草刈り等) ＜三宿連携事業＞ ・中津川川宿・落合宿・馬籠宿が連携して三宿街道祭りを実施 ・六斎市ごへまつり (11/5 来場者20,000人) ・落合宿まつり (11/5 来場者2,500人) ・馬籠宿まつり 皇女和宮降嫁行列 (11/3 来場者5,000人) 【効果】 ・補助金をまとめて交付することで、地域づくり組織が身近な地域課題を自主的に解決するとともに、地域の状況に応じた特色ある地域づくりを推進するための活動ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域一括交付金は地方交付税の減小に伴い、H29年度から31年度までの3年間で10%削減を掲げ、H29年度3%削減することができた。 ・上記のほか、イベントへの補助金は、決算額に対する補助金の割合が2分の1以上の場合は、交付額を4%削減し、地域で独自に財源を確保するよう地域の自主・自立を促し、それに対し特に増額の要望はない。 ・地域一括交付金充当事業数 H29年度実績57事業であった。空き家調査、まち協法人化、公民館指定管理受けのための調査研究など1課題5万円、1地域2課題まで交付した。地域毎の課題に取り組みするようし、空き家所有者への利活用アンケート調査の実施や公民館指定管理の受託につながり、それぞれの課題に活用されている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒C 効率でない 総合評価⇒C 縮小/見直し	【外部評価対象事業】 ・厳しい財政状況のなかで地域の理解を得ながら補助金を削減できたことは評価できる。 ・地域活動の主体であるまちづくり協議会や区長会が交付金を活用して課題を解決することができれば、地域の懸案事項の解消と同時に地域の活性化にもつながるが、現状としては過去からある地域イベントを継続するための財源となってしまう。 ・交付金の算定方法などの根本的な見直しはもちろんのこと、事業内容や繰越金などの状況を確認しながら、地域の自立や課題解決に向けて真に必要な額を交付する事業へと移行していくべきである。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
生活環境部 市民課	戸籍住民基本 台帳事業	・戸籍法、住民基本台帳法に規定された市民生活に不可欠な各種手続き及び個人情報管理等を行います。	【目標】 ・戸籍法、住民基本台帳法等により市が取り扱う業務を法改正等にも遅滞なく対応し、正確かつ円滑に遂行します。 【効果】 ・市民生活に不可欠な個人情報の記録及び証明発行により、市民サービスの向上が図られます。	・戸籍システム及び住民情報システムを利用し、法令に沿った個人情報の管理及び運用を行います。	・社会保障・税番号制度施行に伴うマイナンバー(個人番号)カードの交付 991件(総交付数 5,902件) ・戸籍システム及び住民情報システムデータの管理及び運用による届出処理、証明書発行等 戸籍・住民異動届出の処理 18,657件 戸籍謄抄本・住民票・印鑑証明等の発行 86,146件 ・東濃5市間での証明書の広域交付 本市が行う他市の証明発行 691件 他市が行う本市の証明発行 1,335件 【効果】 ・マイナンバー(個人番号)カードの交付及び戸籍・住民情報に係る届出の適切な処理により、市民生活に不可欠な個人情報の記録及び証明発行ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・戸籍システム及び住民記録システムを利用し、法令に沿った管理及び運用を行い、届出、申請及び証明発行の合計で10万件以上を処理した。今後も適正な管理、運用を継続していく。 ・マイナンバーカード等記載事項の充実(旧姓併記)に対応するH29年度システム改修を完了した。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法定受託事務事業であるため、市の独自裁量で事業を行うことはできないが、情報の適切な管理・運用が求められているため、さらなる管理の徹底を行い、業務を円滑に実施することが必要である。 ・社会保障・税番号制度について、制度変更など国・県からの情報を把握しシステム改修・業務対応を進めることが必要である。
定住推進部 定住推進課	地域交通推進 事業	・自動車などの交通手段のない地域の高齢者等が買い物や通院などで移動する手段を確保するため、コミュニティバスや自主運行バスの運行、明知鉄道の運営を支援します。	【目標】 ・交通弱者の移動手段として、安全安心な輸送の確保と効率的で利便性の高い交通網の構築を図ります。 ・公共交通の安全で継続的な運行と、年間利用者数を維持します(2.5人/便)。 【効果】 ・交通手段を持たない方の通学、通院、買い物等日常生活に必要な移動手段が確保されます。	・市民の日常生活に必要な移動手段の継続的確保のため、コミュニティバスや自主運行バスを運行します。 ・異なる交通機関の乗り継ぎを円滑化するとともに、公共交通の必要性をPRし、利用促進を図ります。 ・明知鉄道の存続のため、運営費・維持修繕費等を支援します。	・コミュニティバス運行事業(9地区) 落合、阿木、神坂、山口、坂下、加子母、付知、福岡、蛭川 ・自主運行バス等運行補助(3路線) 川上(かおれ)線、夕森線、加子母市民病院線 ・公共交通利用促進イベント開催(1回) 健康福祉まつりにて、バスの乗り方教室、子供向け車両展示、写真撮影会(11/5) ・明知鉄道の安全運行に必要な運営費や維持修繕費等への補助 ・坂下駅運営委託 【効果】 ・コミュニティバス、自主運行バス運行、明知鉄道への補助を行い、公共交通の維持及び市民の移動手段を確保しました。 ・コミュニティバス利用者数 23,289人(H28年度 23,627人) ・自主運行バス利用者 53,626人(H28年度 55,427人) ・明知鉄道利用者 380,889人(H28年度 380,126人)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市民の利便性向上のため、地域や運行事業者の意見を踏まえ、路線・時刻表の改正を行った。 ・交通事業者等に運行を委託することで、安全で継続的な事業体制を整えている。 ・公共交通機関は、マイカー利用や人口減少に伴い利用者数も減少しているが、高齢者等交通弱者の生活の足として必要不可欠であり、利用者数の増減にかかわらず事業を継続することが求められている。路線バスと競合し、コミュニティバスを運行することが難しい市内都市部でも要望の声があるため、平成30年度にタクシーを活用した他市の取り組みを視察・研究するなど、新たな運行方法についても検討していく。 ・今後も利用者の意見を踏まえ利便性向上や運行の効率化を図り、地域住民が住み続けられるまちとなるよう、公共交通機関の維持・継続を図っていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・公共交通の利用者が減少する最大の要因は人口減少であることは間違いないが、担当課としても「公共交通網形成計画」を策定するなかで、「保有車両数」「運転免許保有状況」などの数値を取り上げながら、人口減少だけでなく自家用車での乗り合いや高齢者ドライバーの増加なども公共交通離れを助長していることを分析し、今後の見直しや課題など問題意識を持ちながら事業進捗を行っている。 ・広範囲に集落を抱えている中津川市においては、コミュニティバスや自主運行バスはコストも高く、少ない需要に対して過大なサービスを継続し続けることは市の厳しい財政状況を考えても不可能である。維持を行うならば相応の受益者負担を求めるべきであり、利用人数や乗車率の目標を恒常的に下回る路線については廃止するなど実情に合わせて対応していかなければならない。 ・今後もタクシーを活用などの新たな取組みについて、情報を収集し、費用対効果を第一に考えて進めていくべきである。
定住推進部 定住推進課	高校生バス通 学補助事業	・高等学校等への遠距離通学を余儀なくされている生徒は、通学手段によって高額な通学費用がかかり大きな地域格差が生じています。 ・通学に係る費用の公平性・通学手段の確保のため、市内に住所を有し高校へ通学する生徒の保護者に対して通学定期券購入費を補助します。	【目標】 ・遠距離通学を余儀なくされている高校生の高額なバス通学費用に係る世帯の経済的負担軽減と、通学手段としてバス路線の維持を図ります。 (高校生バス通学費補助利用人数 H29年度:200人 H30年度:200人) 【効果】 ・高校生の通学定期券の一部を補助することで、世帯の負担軽減を図るとともに路線バスの利用が促進され廃止抑制につながります。	・遠距離通学を余儀なくされている高校生の高額なバス通学費用に係る世帯の経済的負担軽減と、バスの利用促進を図るため、遠距離通学をしている高校生の通学定期券購入費用に対して補助を行います。	高校生の通学定期券の購入費用に対し、購入額の一部を補助 ・対象路線:路線バス、明知鉄道 ・対象区間:自宅から自宅最寄り駅までのバス区間 ・補助金額:年額120,000円を控除した金額の1/2(千円未満切り捨て)年間補助対象上限額 345,000円 【効果】 ・申請件数176件に対し、13,026,000円の補助を行いました。(H28年度 180件 12,489,000円) ・申請者アンケートによる補助事業満足度は94.5%(H28年度95.7%)であり、遠距離通学世帯の経済的負担軽減につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・H28年度から補助率を上げ、遠距離通学世帯の負担軽減につなげているが、特に市北部在住世帯の高校通学に対する負担感は大い。生まれ育った自宅から高校へ通学できることは、定住推進の観点からも若者の地元定着と地域の衰退を防ぐ一助となり、さらには公共交通事業者の維持にもつながると考えられる。申請者の満足度も9割以上をキープしており、今後の事業継続・拡充により通学費用の負担軽減を図ることは必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中津川市は行政区域が広く、市内の遠距離通学者にとっては高校進学が経済的負担につながっている。市民の公平性を考えることは行政の役割のひとつではあるが、厳しい財政状況を考慮すると予算と折り合いをつけながら進めていくべきであり、これ以上の拡充は事実上困難な状況である。 ・しかしながら、通学者の負担の不均衡については行政として手当をする必要があるため、今後とも継続して取り組み必要性がある。
文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課	スポーツ政策 事業	・スポーツは、健康増進・体力向上はもとより、市民の生きがいや子どもの生きる力を育み、地域の交流を促進するなど大きな力を持っており、8万人のヘルスアップと連携して市全体で推進します。 ・特に高齢者等にとってスポーツに取り組むことは、生きがいづくりや生活習慣病予防、健康維持の効果が健康寿命の延伸につながります。	【目標】 ・市民1スポーツの推進(スポーツ実施率の向上) H25年度実績:31.2% H32年度:50% ・各地区のウォーキングコースの設定 H28年度実績:4地区、H29年度:4地区、H30年度:4地区(毎年4地区ずつ設定し、H30年度には全15地区中の12地区で設定完了) 【効果】 ・スポーツをすることで健康増進につながり、さらには福祉・医療費の抑制が図られます。 ・市民1スポーツの推進やスポーツでの地域づくりが図られます。	・スポーツを楽しむ機会を増やすため、スポーツ教室、イベント、大会等を開催します。 ・誰もがスポーツ活動に取り組めるようライフステージに応じたスポーツ教室を開催します。 ・仲間づくりや自発的なスポーツ活動の発展のため、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブとの連携を図りスポーツ活動の活性化を推進します。	・各地区のスポーツ推進を担う「スポーツ推進委員(42人)」の活動を支援 30回 ・市民1スポーツを目指し、体育協会15支部の活動を支援 各支部において元旦マラソン、マレットゴルフ大会、軽スポーツ大会等を実施 ・市民と協力しウォーキングコースを設定 4地区(落合・阿木・川上・付知) ・第17回スポーツフェスティバルin中津川の実施 11/5(日) 参加人数 710人 ・第7回ビーチボール大会 参加チーム数 32チーム 【効果】 ・ウォーキングコースの設定、スポーツ推進委員との連携によるスポーツ活動の場の創出等により、市民がスポーツに触れ合う機会の提供とスポーツをするきっかけづくりができました。 ・健康福祉部と連携したスポーツ推進を行い、福祉・医療費の抑制につながる健康増進の取り組みができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・スポーツ推進委員と連携し、スポーツフェスティバルやビーチボール大会等を開催し、市民がスポーツに触れる機会の提供を行うことができた。 (スポーツフェスティバル参加者数710名・ビーチボール大会参加チーム数32チーム) ・スポーツ推進委員、体育協会支部、健康推進員等により市内4地区で新たにウォーキングコースを設定するなど、身近にスポーツを取り入れる環境づくりができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・スポーツに触れる機会や楽しむ機会をつくることは、子どもから高齢者までの心と身体の健康づくりに直結する。特に高齢者にとっては生きがいづくりや生活習慣病予防、健康維持の効果が目見え、健康寿命の延伸や医療費抑制につながるため、必要性、有効性を認める。 ・引き続き体育協会等の関係団体やスポーツ推進委員との協力体制の強化を図りながら、市民が自主的にスポーツを楽しむような取り組みを充実させていくことが必要である。 ・健康福祉部の8万人のヘルスアップと連携することでより効果が高まると思われるが、どのように連携して取り組んでいるのかが不透明である。取り組み内容をアピールして市民に積極的な参加を促すなどして事業の効率性を高めていく必要がある。
文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課	子どもの夢推 進事業	・運動離れが進んでいるため、運動やスポーツに親しめる環境を創出します。 ・子どもたちが「自信」と「誇り」を持ち豊かな心を育むため、各活動で優秀な成績を取った子どもを称えます。 ・将来の夢を持っていない子どもが増えていると言われている時代において、夢を持つこと、努力をすることの大切さを学びます。	【目標】 ・市内全小学校5年生全員を対象にした「夢の教室」の実施率 100% ・スポーツ少年団入団率の増加 H28年度:12.1%、H29年度:12.2%、H30年度:12.5% ・子ども金メダルの授与者数の増加 H28年度:250人、H29年度:260人、H30年度:270人 【効果】 ・子ども金メダルの対象者を増やすことで、子どもたちの意欲を伸ばし、郷土愛を育みます。 ・トップアスリートとの交流で、夢を持つことや努力することの大切さを学び、健全育成につながります。	・「夢」「仲間」を考える機会をつくるため、トップアスリートから学ぶ機会を提供します。 ・子どもたちの体力向上、人間形成を図るため、スポーツ少年団活動を支援します。 ・優秀な成績を取った子どもたちに『子ども金メダル』を贈呈し、その頑張りを称えます。	・JFAこころのプロジェクト『夢の教室』を開催 25教室 693人 トップアスリートの経験談に基づく授業 対象:市内全小学校の5年生 ・スポーツ少年団活動の支援をするため交付金を交付 6支部 全30単位団 ・子ども金メダル授与式を開催 前期・後期の2回 51事業 311人(前期:27事業175人、後期:24事業136人) 【効果】 ・トップアスリートと触れ合うことで、子どもたちが大きな目標を持ち、失敗してもあきらめずに努力する大切さを考える機会を提供できました。 ・スポーツ少年団活動により、体力の向上と仲間との交流を図る場の提供ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・トップアスリートによる、こころのプロジェクト「夢の教室」事業では事後アンケートから、「努力すること」を大切だと考える子どもが授業前後で39%増加したことが確認できた。 ・子ども金メダル事業では、授与対象者の拡大により、各活動で優秀な成績を取った多くの子どもたちを称えることができた。 (H28年度268人・H29年度311人) ・スポーツ少年団では、団員確保に向けた新たな取り組みを行っていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・本事業は子どもたちの意欲を高める効果に重点を置いて進めているものであるが、子ども金メダルの現在の組み立てでは、結果として能力の高い者だけが獲得して終わりになってしまっている。優秀な成績を取った子どもを称えることは良いことだが、結果に表れなかった努力も評価してあげる仕組みも検討していくべきである。また、前年度から対象人数も多く単価も高いことを指摘しているが、特設の改善点が見られないことから、子ども金メダル事業を再度見直していく必要がある。 ・スポーツ少年団は、団員確保対策として活動内容の見直し等実施しているようであるが、効果が現れていないため、再度見直しが必要である。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
文化スポーツ部 図書館	読書推進事業	・中津川市教育大綱に掲げる「学び、活かす市民」を育むため、家庭・地域・学校・行政・関係団体が相互に連携をとりながら、いつでも、どこでも、だれもが読書に親しめる環境づくりと読書活動を推進します。	【目標】 ・図書館ボランティア養成講座開催数 H29年度:18回 H30年度:20回 ・ブックサポーター養成数 H29年度:90人(累計627人) H30年度:100人 【効果】 ・図書館まつりやはがきコンクールなどの行事開催を通じて、読書の啓発が図られます。 ・読書活動は、心豊かに生きる力となり、人々がかがやき、いきいきと暮らす効果を生み出します。	・読み聞かせの大切さを伝えるため、お話し会を開催します。 ・図書館を一層市民に身近なものとするため、企画展や図書館行事を市民協働で開催します。 ・読み聞かせや図書館サポーター養成講座を開催し、ボランティアを育成します。 ・利用者の欲しい情報に対応するため、図書資料を充実します。	<絆スタート> ・3か月健診にて絵本の紹介 健康福祉会館 24回 420人(H28年度:24回 392人) 坂下・福岡・付知 各6回 163人(H28年度:130人) <絵本で子育て事業> ・幼稚園・保育園への訪問お話し会 25園 1,907人(H28年度:19園 1,600人) <ボランティアと協働による図書館行事の開催> ・第6回図書館まつり 参加人数 1,807人(H28年度:2,146人) ・第7回はがきコンクール 応募点数 1,976通(H28年度:1,964通) ・第9回えほんジャンボリー 参加人数 470人(H28年度:624人) ・月替わり企画展示(図書館くらぶ協働) 中央館 12回、地域館巡回展示 【効果】 ・絆スタートや絵本で子育て事業により、乳幼児期の子どもや親が絵本に出会う場をつくり、読み聞かせの大切さや楽しさを伝えました。 ・企画から運営まで市民協働でイベントを開催することで、図書館を核とした市民交流を図ることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・図書館を市民にとって身近な施設として活用してもらうため『中津川市民読書基本条例』『中津川市子ども読書活動推進計画』に基づき、継続して様々な行事や講座を開催し、全市民的な読書活動を進めてきた。 ・中央館の図書貸出数は対前年比101.5%と微増ではあるが、団体(学校・福祉施設等)貸出しがH28年度22,344冊からH29年度は27,403冊(対前年比122.6%)と大幅に増加しており、来館しない、できない市民へも図書を届けることができた。 ・図書等ボランティアの養成講座は、20回行い、受講実数は71名から86名と増加した。新たに福岡公民館を会場とした読み聞かせサポーター養成講座を開講し、23名(実数)の方が参加した。また、中高生を対象としたジュニアサポーター養成講座には12名の参加があり、28年度の6名から倍増であった。 ・今後もニーズにあった講座や行事内容、開催時期、地域を見極めながらさらなる充実を図っていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・「図書館くらぶ」をはじめとする多くのボランティアを新たに養成し、協力を得ることで、蔵書数の充実だけに依らない、真に市民が主役の読書推進活動が進められている。 ・図書貸出数がほぼ横ばいであることから、読書する市民が固定化されていると考えられる。これまで読書への興味関心のなかってきた市民にどのように魅力発信を行うかが課題であり、引き続きイベント内容の工夫を行うなどが必要である。過大な予算をかけることなく読書への楽しみを啓発、魅力を発信する事業が進められているところから、長期的な継続、効果の発揮が期待できる。
文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課	公民館を拠点とした地域づくり事業	・公民館は地域づくりの拠り所であり、地域の生涯学習、スポーツ、文化芸術活動等の拠点とするため、各地域の特性に応じた市民参画の運営を行います。 ・地域づくりや地域課題に取り組む人材育成を行います。 ・市内で一番古い阿木公民館(S46建築)を地域コミュニティ・地域防災・生涯学習の拠点として、また診療所として整備します。	【目標】 ・公民館建設と利活用に向けた地元協議実施回数 H29年度:4回 H30年度:5回 ・地域づくり人材育成講座受講数 H29年度:30名 H30年度:30名 ・指定管理公民館 H29年度:1か所 H30年度:2か所 【効果】 ・地域拠点施設を中心とした地域活動が活発になり、地域コミュニティ活動の推進が図られます。 ・地域を担う人材が育成され、地域主体の公民館運営が進みます。	・地域住民に親しまれる施設整備を図ります。 ・地域づくり・人づくりに関する講座を開催し、地域課題解決の拠点づくりをします。 ・市民参画による公民館の運営管理を進めるため、公民館運営事業の一部を委託し、順次指定管理者制度の導入を進めます。	<阿木交流センター整備> ・まちづくりの拠点施設とするための地元建設委員会との会議を開催 14回 ・地元建設委員会の意見を踏まえた実施設計の完成 <地域づくり人材育成講座> ・地域課題から地域づくり活動を考える講座の開催 坂下公民館 受講者数 31名 <公民館業務指定管理> ・指定管理者制度導入による福岡公民館の運営管理の開始 ・市民参画による運営管理を目指した苗木・付知公民館業務の一部委託 貸館・図書業務、講座の企画運営 <馬籠ふるさと学校改修> ・馬籠ふるさと学校改修工事 外部改修 屋根瓦の補修、壁木の塗装 内部改修 宿泊機能を有するための各部屋の改修とスプリングラーの設置 ・馬籠自然休養センター解体工事 建築年 S53年、構造 鉄骨造及び木造併用二階、延べ床面積 691.04㎡ 【効果】 ・福岡公民館を指定管理にしたことで、地域のまちづくりの拠点として、地域住民自らの手による運営が実現できました。 ・馬籠ふるさと学校を改修整備したことで、各種スポーツ等の合宿機能、外国人観光客の滞在拠点、地域交流施設といった、地域活性化のための整備ができました。また、指定管理にしたことで民間のノウハウを活用した管理運営体制を整えることができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・阿木公民館の建替えは実施設計が完成し、H30年度着工計画の建物等整備工事の準備が整った。 ・付知・苗木公民館の一部業務委託することで、課題とそとの対策が整理され、平成30年度指定管理者制度導入するための環境が整った。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B 高める余地がある 効率性⇒C 効率でない 総合評価⇒C 縮小/見直	【外部評価対象事業】 ・公民館業務の指定管理は、民間ノウハウの導入、活用により機能アップすることを目指して実施したが、直営と比較して何が向上しているのを目に見る成果がない。 ・新たな公民館の指定管理を導入する前に、現在の指定管理の状況について十分な検証を行う必要があり、費用だけが嵩んでいるのであれば効率性に疑問を持たざるを得ないことから事業の進め方自体の見直しを要する。
文化スポーツ部 文化振興課	芝居小屋管理事業	・芝居小屋は、地域の娯楽の殿堂として建てられ、コミュニティの拠点として地域の人々に大切に受け継がれており、また近年では市外からの見学者も多く訪れるようになってきました。芝居小屋を後世にのこすとともに有効活用を図るため、地域と協働による管理と観光資源としての活用を行います。	【目標】 ・芝居小屋見学者 H27年度実績:19,222人 H29年度目標:19,720人 H30年度目標:20,000人 【効果】 ・芝居小屋を保存し、観光資源として活用することで、地域住民の誇りや愛着の高揚を図り、地歌舞伎などの伝統芸能を活性化させ、個性あるまちづくりにつながります。	・M24年に建てられた常盤座、M27年に建てられた明治座を当時の姿のまま保存し、定例で行われる地歌舞伎公演の伝統文化を後世にのこしていきます。	<明治座管理運営事業> ・明治座の管理(指定管理)、施設の公開(入口、客席、舞台裏、楽屋等) ・地歌舞伎の公演(加子母歌舞伎保存会) ・飛騨・美濃歌舞伎大会なかつ川2017 10/29(日) ・明治座クラシックコンサートの実施 6/10(土)～6/11(日) ・利用者数 22,828人(H28年度 16,195人) <常盤座管理運営事業> ・常盤座の管理(指定管理)、施設の公開(入口、客席、舞台裏、楽屋等) ・地歌舞伎公演、常盤座演劇フェスティバル 9/30(土)～10/1(日) ・利用者数 4,753人(H28年度 6,326人) 【効果】 ・伝統ある芝居小屋を地域ぐるみで保全管理するとともに、芝居小屋の魅力を活かした観光などの地域づくりに取り組むことができました。 ・芝居小屋を活かした地域づくりを進めることで、地歌舞伎などの伝統芸能の保全や新たな芸術活動の推進につながることができました。 ・以上の総合的な取り組みにより、来館者も目標値を大きく上回りました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・伝統ある芝居小屋を地域ぐるみで保全管理するとともに、芝居小屋の魅力を活かした観光などの地域づくりに取り組むことができ、県外からの歌舞伎公演観覧者が多く見られるなど、明治座利用者の約7,000人増につながった。 ・H30年秋にNHK朝ドラ「半青い」の関係で加子母明治座より生中継が行われるため、これらの機会を逃さないよう、TVなどのメディアを利用した、新たなPR方法についても力を入れていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H27年度の明治座保存改修後、地歌舞伎などの魅力発信の拠点としての環境が充実したことで見学者が増加するなど、集客・魅力発信などの効果が発揮されている。 ・芝居小屋も指定管理を導入しているが、公民館と同様に民間ノウハウを活用してどの程度機能アップが図られているのが見えてこない。特に常盤座は直営と比較して経費面や集客数など大きな変革が無いのであれば、指定管理の見直しが必要である。
文化スポーツ部 文化振興課	美術展開催事業	・郷土の偉人である前田青邨画伯、熊谷守一画伯を顕彰し、全国公募展を開催することにより、業績や魅力を発信し、美術創作活動の普及と向上を行います。 ・市民が気軽に出品できるよう市民展を開催し、市民の創作意欲を高めます。	【目標】 ・応募作品数の増加 青邨大賞公募展(H27年度実績:228点 H30年度目標:235点) 守一大賞公募展(H28年度実績:438点 H31年度目標:450点) 市民展(H28年度実績:228点 H29年度目標:240点 H30年度目標:250点) 【効果】 ・前田青邨画伯、熊谷守一画伯の出身地であることを市外に発信し、市民には、2人の偉大な画家の出身地であることに誇りをもってもらえます。 ・市民展の開催により、市民の創作意欲を高めることが、レベルの向上につながります。	・前田青邨記念大賞及び熊谷守一大賞展を3年に1回(トリエンナーレ)開催し、全国から出品されたレベルの高い芸術作品を展示します。 ・市民の創作意欲を向上させるための機会として、日ごろの芸術活動による作品を展示します。	・絵画全国公募展であるH30年度 第8回前田青邨記念大賞展の開催に向けての要項作成・発送・受付 ・第66回中津川市民展 展覧会期:11/25(土)～12/3(日) 会場:にぎわいプラザ5階 表彰式:12/3(日) 入賞作品58点 応募作品数(審査対象) 259点 【効果】 ・郷土の偉人「前田青邨」「熊谷守一」を顕彰するとともに、全国的に中津川市をPRできました。 ・市民の創作活動に関する成果発表の場づくりや地域の文化芸術レベルの向上、市民の創作意欲の高揚につながりました。 ・市民展出品作品がH28年度より31点増加しました。(H28年度 228点、H29年度 259点)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市民展では259点の応募がありH28年度より31点応募数が増加し、芸術活動に励む市民の成果発表の場や目標として実施できた。H30年には新しい試みとして「観覧者の方の審査」を導入する予定をしておき、より多くの方に市民展に参加していただけるよう企画を考えていく。 ・ロータリークラブ60周年記念事業として「ふるさと」の偉人前田青邨展が開催され、市も展示やPR小中学校への授業などで大きく関わった。 ・市内小中学校に対し、学芸員による展示会場で解説授業や、学校への出前授業を実施し、多くの子どもたちにも、郷土の偉人について学んでもらうことができた。 ・青邨大賞の賞金については、審査員及び有識者への調整を行い了承された。(H30年度の青邨大賞より、前田青邨記念大賞は100万円となる。)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・青邨大賞と守一大賞で異なる賞金の設定について、審査員及び有識者と調整を行い、青邨記念大賞の賞金を100万円に調整できた。 ・過去の受賞者はほとんどが市外在住者である。市内に応募できる人がいないのか、応募しづらい状況ができてしまっているのかかわからないが、その点を検証し、気軽に市民が応募できるような態勢作りが必要である。 ・学芸員による市内小中学校への出張活動により芸術文化への潜在的なニーズを掘り起こす機会になっていると思われるが、単年度の活動で効果を出すのは難しい。次年度以降も継続的に行うとともに、興味をもった子どもが将来にわたり芸術活動への意欲を高めるための環境を整えていく必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
文化スポーツ部 文化振興課	文化財保護事業	・地域を知るための貴重な資源として、また地域住民の宝として指定文化財を後世に継承し、さらには市民に文化財保護の大切さを周知するため、保存、整備、公開の取組みを進めます。 ・指定文化財を活かした地域づくりに向け、市民と協働し文化財の保存に努めます。	【目標】 ・地域にある文化資源を保存・整備し、観光資源としても有効活用します。 (指定文化財:国指定9件、県指定30件、市指定251件) ・文化財標柱設置率(史跡、天然記念物)H30年度目標:94%(全147件のうち累計138件設置) ・無形民俗文化財を保存継承するとともに市内外への魅力発信を行います。 (恵那文楽、坂下の花馬、蛭川の杵振踊など) 【効果】 ・貴重な文化財の姿を後世に伝えるとともに、郷土の歴史に対する愛着を深めます。	・地域に伝わる貴重な文化財を後世に継承していくため、文化財の保護・保存を行い、公開を進めます。	・指定文化財の適正な保存管理のための管理謝礼 141件 ・指定文化財愛護標柱、説明板の設置(劣化交換含む) 14基 (H28年度 12基) ・無形民俗文化財の保存・継承に対する支援交付金 6件 ・所有者の文化財保護事業に対する補助金 1件 ・各種開発に伴う埋蔵文化財の調査 発掘調査 1件、試掘調査 4件、立会調査 6件 ・落合宿本陣の一部公開 63日 見学者延べ 3,078人 【効果】 ・文化財の所有者や保存団体へ援助を行うことで、文化財の保護、保存につながられ、そのことで多くの見学者が訪れる等、文化財の活用を図れました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市には、国・県・市の指定をあわせると290件の指定文化財がある。これらの文化財を知ってもらうため、文化財愛護標柱や説明看板の設置を毎年計画的に行っており、H28年度は案内看板12か所の設置を行った。 ・各種開発に伴う埋蔵文化財の調査の関係で発掘調査1件、試掘調査4件、立会調査6件を行った。H30年度には発掘調査報告書作成に取組み、一般市民向けへの発掘調査報告会を実施することを予定している。 ・H29年度から落合本陣の一部公開を実施し、約3,000人の見学者があった。本格修繕にあつては制約も多いが、将来にわたり文化財的な価値をなくさないような修繕を行うことで、歴史遺産として魅力ある観光資源にもなり、有効活用が図られると考える。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市が所有する文化財の魅力発信により、市のPR及び観光資源となるよう有効活用が求められている。文化財保護の重要性については議論するまでもないが、市として多くの文化財を抱えている現状であり、保存の対応等を限られた財源の枠組みの中で行わなければならない。観光事業と連携し、計画的な事業推進が必要である。 ・国指定等に伴い大きな制約がかかることなども踏まえ、今後の文化財の国県指定については十分な議論と慎重な合意形成に努める必要がある。
文化スポーツ部 文化振興課	苗木城跡整備事業	・本市の貴重な歴史文化資源である国史跡苗木城跡を後世に伝えていくとともに、観光資源として活用できるよう遺構や景観の整備を行います。	【目標】 ・石垣整備 石垣底辺総延長555mのうちH29年度:80.4%(446m)、H30年度:80.4%(446m)完了 ・案内看板 汚損したものの修復 【効果】 ・地元を中心とした案内ボランティアと連携し、観光客の集客につなげます。	・国史跡に指定され、本市の貴重な歴史文化遺産である苗木城跡の魅力をより向上させるため、「史跡苗木城跡保存管理計画策定書」に基づき、計画的に石垣の修復や遺構の整備などを行うことで、歴史資源と観光資源両面から磨きをかけていきます。	・二の丸跡領主居間石垣撤去積上工事 撤去24㎡、積上27㎡ ・名古屋鉄道株式会社所有地の購入 62筆 132,590.82㎡ 【効果】 ・計画どおりに進められており、石垣の健全な姿を後世に伝えることができ、見学者にも苗木城を理解するための要素として、活用されました。 ・名古屋鉄道株式会社所有地を購入したことで、将来にわたって、苗木城跡周辺の景観が保全されます。 ・購入地の一部(青柳記念館跡地前)を観光バス及び乗用車の駐車場として整備したことで、苗木城跡を訪れる観光バスの駐車場不足の解消につながりました。 ・苗木城跡入込数がH28年度より約3万人増加しました。(H28年度:46,653人⇒H29年度:76,902人)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・二の丸跡領主居間石垣撤去積上工事は計画どおり完了できた(H27～H29年度事業)。石垣の健全な姿を後世に伝えることができ、見学者にも苗木城を理解するための要素として、活用されている。 ・観光バス及び乗用車の駐車場に整備したことで、苗木城跡を訪れる観光バスの駐車場不足の解消につながった。 ・苗木城跡周辺の、名古屋鉄道株式会社所有地を購入したことで、将来にわたって、苗木城跡周辺の景観が保全された。今後は地元とも相談しながら、購入地の有効活用を図っていきたい。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・苗木城跡は文化財としてだけでなく観光資源としても中核的な役割を果たしており、事業計画に基づき昭和年代から実施してきた整備を今後も継続して行っていくことが重要である。 ・名鉄所有土地の購入については、増加する観光客のための乗用車及び観光バス用駐車場を確保できた部分は有効的であったが、その他ほとんどは利用目的のない山林である。景観保全目的な景観法に基づいて規制をかければ済むことから、土地購入の効果と有効性については疑問が残るところである。 ・しかしながら、最近のお城ブームもあり観光客が増加したのは事業実施による効果であるので、今後も観光事業と連携し、魅力発信に努める必要がある。
文化スポーツ部 文化振興課	郷土資料調査活用事業	・近代行政文書や古文書等の郷土資料を調査資料のデータベースを作り、管理や利用の便を図ります。	【目標】 ・行政文書や地域の郷土資料の調査、整理を行い、検索の元データとなる目録(資料リスト)を作成します。 資料調査目標 H29年度:約1,500点 H30年度:約2,000点 【効果】 ・資料調査を行わなかったとしたら、消失したかもしれない古い文書を整理し、保存することで、地域の姿を後世にのこし、地域を学ぶ貴重な資料とすることができます。	・市内で保管されている行政文書や、地域の郷土資料(古文書など)を調査し、整理して、検索(閲覧)に備える作業を行っています。	・旧家所蔵の古文書等調査、目録作成 福岡787点、坂下492点、蛭川578点を目録に投入 ・H27～H28年度で行った郷土資料デジタルアーカイブ作成公開事業の絵図、古文書の検索システムのPR ・講演会開催 中津川市郷土の歴史資料デジタルアーカイブ作成公開事業講演会 「郷土の歴史資料の幅広い活用を目指して -市立図書館・苗木遠山史料館・中山道歴史資料館の利用拡大-」 日時:9/16(土)13:30～ 会場:中津川文化会館 参加者:43人 【効果】 ・講演会の開催により、市民に郷土資料についての認識を持ってもらうことができました。また古文書検索システムでの公開により、多くの人が中津川市の郷土資料に触れる機会を持つことができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H27～H28年度で行った郷土資料デジタルアーカイブ作成公開事業の絵図、古文書の検索システムをPRし、講演会を開催し、市民に郷土資料についての認識を持ってもらうことができた。(参加者43名) ・古文書検索システムでの公開により、多くの人が中津川市の郷土資料に触れる機会を持った。 ・地域資料の目録作成事業は、約1,600点の資料の目録を作成し、資料所在の確認と整理を行った。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・デジタルアーカイブ化は、歴史資料保存のためには必要な事業であり、有効的である。 ・多くの市民に郷土資料について認識を持ってもらうために開催した講演会については、参加人数が43名という実績はあるものの、事業目的を考えれば、より多くの参加者を募ることが課題であると言える。 ・せっかく市費を投じて作成するのであれば、もう少し積極的に広くPRし有効活用していくべきである。
文化スポーツ部 文化振興課	文化施設管理運営事業	・優れた音楽、演劇等の鑑賞の機会を提供し、市民の文化活動及び芸術活動を支援するため、中津川文化会館、アートピア付知交芸プラザ、福岡ふれあい文化センターの管理運営を行います。	【目標】 ・文化施設3館の利用者数 H27年度実績:79,415人 H29年度目標:81,000人 H30年度:81,800人 【効果】 ・普段とは違った規模の大きなホールでの発表や鑑賞は、市民の文化活動のレベルの向上、発展につながります。	・中津川文化会館、アートピア付知交芸プラザ、福岡ふれあい文化センターの運営、維持管理を行います。 ・古典芸能、演劇、音楽コンサート、ミュージカル、映画などの優れた芸術文化の鑑賞機会を市民参加、参画の中で提供していきます。	<施設の管理運営> ・中津川文化会館 利用者数 53,903人(H28年度:56,397人) 指定管理者:一般社団法人中津川市文化協会 ・アートピア付知交芸プラザ 利用者数 13,753人(H28年度:16,369人) ・福岡ふれあい文化センター 利用者数 7,529人(H28年度:6,748人) 指定管理者:ふくおかまちづくり協議会 <市民文化芸術鑑賞事業> ・東美濃ふれあいセンターを含む2館で実施 ・コンサート等 6公演、映画上映 6公演、ロビーコンサート 12公演、文化講座(伝統芸能等)9講座、歴史講座 5講座、スタンウェイピアノ無料体験 1回 ・ふれあい文化だより発行 全12回 【効果】 ・各文化施設を活動拠点とする文化団体等との連携により、各文化施設の利活用が図られ、また地域の文化芸術活動の振興や継承及び文化を通じたまちづくりを推進できました。 ・文化施設3館の利用者数 75,185人(H28年度:79,514人)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・文化会館はH27年度から中津川文化協会が指定管理で運営を開始。舞台公演のほか、ロビーコンサート、文化講座など市民参加型の新たな事業を企画し来場者確保に努めており、市一体となって市民に対する文化水準の向上、文化の振興に取組んでいる。 ・文化会館、アートピア付知、福岡ふれあい文化センターは施設の老朽化により、修繕が必要など各所に見られる。利用者が安心して文化活動が行えるよう保守点検や事後調査を怠らず安全の向上に努めていく。 ・H31年度には文化会館改修工事を行う予定となっており、H30年度はそのための老朽化の調査と実施設計を行う。これにより、利用者には不便をかけることになるので、利用者や文化協会と調整しながら、影響が最小限になるよう努めたい。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中津川文化会館は、H27年度からの指定管理化により舞台公演数の増加や新たな企画を開催するなど、集客数の向上への取り組みを積極的に進めている。施設老朽化に伴う施設改修については、長期的な視点からの抜本的な判断が必要である。 ・いずれの施設も老朽化に伴い緊急的な修繕等の事例が多く発生している。利用者の安全面を鑑み、施設・設備の修繕を要する箇所の点検等を常日頃から行い、各施設の状態を把握し安全面等を考慮しながら財政的観点と並行して計画的な維持管理に努める必要がある。 ・市有財産(施設)運用管理マスタープランで用途廃止と定めた施設については、実施計画に基づいて計画的に作業を進め、維持管理経費の低減に努める。
文化スポーツ部 館物博物館	中山道歴史資料館事業	・江戸と京都・大阪を結ぶ重要な街道であった、中山道の中津川宿に残る江戸時代から明治初期にかけての古文書等の資料を中心とした調査・研究・収蔵品を公開します。	【目標】 ・中山道歴史資料館利用者数 H29年度:20,000人 H30年度:20,100人 ・収蔵する資料の保存・調査研究を推進します。 ・企画展を開催し、古文書や収蔵品に関する教室や出前講座・講演等の普及活動を積極的に実施します。 【効果】 ・資料の散逸が防がれ、蓄積された資料情報とともに後世に伝えられます。 ・外国人を含め広く市民の興味・関心や知識・情報活用力を高めることができます。	・江戸・明治期の中山道に関わる古文書等の資料収集・研究・わかりやすい展示等を行います。 ・市民の生涯学習や文化活動を積極的に支援します。 ・地域文化の紹介に努め、ボランティアでの参加など、「人々がかがやくまち中津川・歴史文化に魅力があるまち」を目指します。	・開館日数 301日 利用者 29,130人 (H28年度 23,977人⇒5,153人増) ・学校等団体利用者数 131件 利用者 4,518人 ・企画展の開催 2回 29/4/1～29/9/28 観覧者延べ 4,464人 29/10/1～30/3/29 観覧者延べ 4,612人 ・古文書講座の開催 25回 参加者延べ 471人 ・歴史講座の開催 24回 参加者延べ 416人 ・講演会の開催 1回 参加者 64人 ・無料デー開催 5/7(日)春の中山道まつり 1,315人 5/21(日)国際博物館の日 287人 11/3(祝)文化の日 455人 11/5(日)秋の中山道まつり 2,561人 1/10(月)十日市 1,850人 六斎市(毎月第一日曜日)延べ 6,390人 ・職場体験等受け入れ 9人(中学生4人、高校生4人、教員1人) ・脇本陣森家の建造物の紹介 来場者 6,072人(上段の間(復元)、土蔵展示スペース公開) 【効果】 ・中津川宿界隈でのツアー来館、収蔵資料を用いた出前講座及び出前授業等館外での普及活動を行い、多くの利用者の興味や関心を得ることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中山道中津川宿に関わる古文書等のほか落合宿、馬籠宿にも係る貴重な資料を保存、研究及び展示を行い広く市民、観光客に興味、関心、情報活用能力及び知識を高めるための施設であり、継続運営が必要である。 ・学校等からの依頼により、出前講座に出向いたり、テレビや新聞等のPR活動を行うことにより館外利用者数が増加している。(前年度比121%)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・利用者数(館外含む)が年々伸びている。館内と館外の利用者数の状況は分からないが、出前講座、テレビや新聞等のPR活動が効果として表れていると言える。その他にも本町街なみ環境整備や観光振興による中津川宿来訪者の増加も利用者数の伸びにつながっていると思われるので、引き続き他事業とも連携した活動が必要である。 ・館自体は貸借物件であり、現在の場所で継続するのかという議論はあるが、H29の賃貸借契約満了を期に賃借料の見直しを図り、H30以降の賃借料を減額することができたことは評価できる。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
文化スポーツ部 鉱物博物館	苗木遠山史料館事業	・苗木遠山家資料や旧苗木藩領内の歴史的・文化的遺産を中心に、市民の生涯学習や文化活動を積極的に支援し、地域文化の紹介に努め「人々がかがやくまち中津川：歴史文化に魅力があるまち」を目指します。 ・国指定史跡である「苗木城跡」のガイダンス施設として、全国からの観光客、見学者のためのガイドや資料提供等を行います。	【目標】 ・苗木遠山史料館利用者数 H29年度：36,500人 H30年度：37,000人 ・収集する資料の保存・調査研究を推進します。 ・企画展示を開催し、古文書や収蔵品に関する教室等の普及活動を実施します。 ・国指定史跡である「苗木城跡」のガイダンス施設として、全国からの観光客、見学者のためのガイドや資料提供等を行います。 【効果】 ・資料の散逸が防がれ、蓄積された資料情報とともに後世に伝えられます。 ・市民の興味・関心や知識・情報活用力を高められ、観光客を取り込むことが期待できます。	・苗木遠山家資料や旧苗木藩領内の文化的遺産を中心に調査・研究・収蔵品を公開します。 ・サポーターポイント制度によるボランティアを充実し、親しみやすい運営・活動を展開します。	・開館日数 303日 利用者 23,753人(H28年度 22,746人→1,007人増) ・企画展の開催 3回 観覧者延べ 5,832人 ・学校等団体利用者 26件 利用者 1,124人 ・講座等の開催 23回 受講者延べ 725人 ・無料デー開催 5/21(日)国際博物館の日 303人 8/6(日) 友政18年ぶりに苗木城を奪還した日 195人 11/3(祝) 文化の日 634人 ・友の会、案内ボランティアとの連携 ・職場体験等受入れ 5人(中学生4人、教員1人) 【効果】 ・資料の散逸が防がれ、蓄積された資料情報とともに後世に伝えられました。 ・苗木城跡のガイダンス施設として資料提供を行い、郷土の歴史・文化への興味・関心が高められました。また、山城ブームが訪れ来訪者の増加により、まちづくり協議会等各種団体が連携し、地域の一役を担い活性化が図られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・苗木遠山家、苗木藩領内の貴重な資料を保存、研究及び展示を行い広く市民、観光客に興味、関心、情報活用力及び知識を高めるための施設であり、継続運営が必要である。 ・旅行会社の企画構成の関係上観光目的のみの利用者は減少しているが、苗木城跡が「岐阜の宝もの川に認定されてからは、山城ブームの到来も併せ、史料館へマニアの来館者が増加。(前年度比104%) ・H28年度までの史料館は、城ブームの観光地目的の休憩所になっており、本来の利用目的の迷惑になっている。しかし、よい機会であり駐車場のスペースに簡易テント等プースの設置等、関連部署、まちづくり協議会、遠山史料館友の会及び案内ボランティア等連携し、対策に取組む。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・観光客は目に見える風景や景観だけでなく、それを作り上げた時代背景や史実なども併せて楽しむために訪れる。苗木遠山史料館は、苗木城跡を補完する施設として、苗木遠山家、苗木藩領内の貴重な資料を保存、研究及び展示を行うとともに、広く興味、関心、情報活用力及び知識を高めるために必要な施設である。 ・利用者数がH27年度には36,535人で、すでにその時点で目標数値を達成していたにもかかわらず、H29年度には23,753人と大幅に減少しており、H30年度での目標達成の見込みは低い。館の利用者数が苗木城跡の観光客数の増減(いわゆるお城ブームなど)に大きく影響を受けるため、増減があることはやむを得ないが、せっかく来訪した観光客を休憩所としてだけでなく、本来の利用目的で使用してもらえるよう連携が必要である。
文化スポーツ部 鉱物博物館	子ども科学館事業	・次世代を担う子どもたちが気軽に立ち寄り、実験や体験を通して触れ合うことで科学への興味・関心を育てます。 ・砂防(防災)に関する情報を提供することで、子どもたちの科学への興味・関心、防災意識を向上させ、同時に市民の生涯学習や文化活動を支援します。	【目標】 ・子ども科学館利用者数 H29年度：17,600人 H30年度：17,800人 ・実際に目で見て、触れて、体験し、学習できる科学館を目指します。 ・科学的分野を中心にすえた教室等の教育普及活動を実施します。 ・末松安晴博士の功績を市民に伝え、体験装置を通して子ども達に科学のおもしろさを伝えます。 【効果】 ・次世代を担う子ども達の科学への興味・関心や知識・情報活用する力を育てることができます。	・子どもたちの科学への興味を高めるため、常設展示を充実していきます。 ・情報提供の充実と学校等への学習支援を行い、タイムリーな各教室を開催します。 ・末松安晴博士顕彰室を公開し、博士の功績を広く市民に伝え、体験装置を通して子ども達に科学のおもしろさをわかりやすく伝えます。	・開館日数 305日 利用者 17,423人(H28年度 15,662人→1,761人増) ・学校等団体利用者 72件 利用者 2,579人 ・教室の開催 13回 参加者延べ 119人 ・夏休み工作相談 ・科学館まつりの開催 11/23(祝) 参加者 217人 ・無料デーの開催 5/21(日)国際博物館の日 257人 11/3(祝)文化の日 494人 ・職場体験等受入れ 7人(中学生6人、教員1人) ・中津川工業高等学校生徒による土曜教室の実施及び普及事業の連携、ボランティアの受入れ ・中津川D51の会への協力連携 ・末松安晴博士顕彰室の充実 子ども達により理解しやすいように、音と振動装置、白熱球・蛍光灯・LED球の3種類の分光観察器、簡光通信実験装置、半導体レーザー光源装置などの説明及び実験方法を表示 【効果】 ・各教室を行ったことにより、子ども達の科学を通じてのものづくり等の関心を高めることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・文化勲章を授章された末松安晴博士は中津川出身であり、その功績を顕彰し、広く伝えることは栄誉なことであり、子ども達の科学への興味を高め、科学者及び技術者へと将来を担う学習の施設として継続が必要である。 ・少子化により子どもの利用者は減少傾向だが、年間パスポートの販売が多いため、親御さんと共に楽しめる講座、教室等の回数を多くし、リピータを増加させる。(前年度比111%)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒C 効率でない 総合評価⇒C 縮小/見直し	・文化勲章を受章された末松安晴博士の功績を伝える顕彰室は、子ども達の科学への興味を高めるため、また末松氏からの寄付金も入っていることもあり維持し続ける必要がある。 ・ただし、子ども科学館はH4建築で、すでに雨漏りなど施設の老朽化による修繕必要箇所が発生しており、改修には莫大な費用がかかるため、他の博物館施設との統合を視野に入れて検討が必要である。
文化スポーツ部 鉱物博物館	鉱物博物館事業	・国内有数の鉱物産地を背景とした博物館で、他には無い学術的にも貴重な標本資料を多数収蔵しており、これらの貴重な資料を後世に伝えていきます。 ・活断層を市域に抱える市として、地震・活断層についての啓発など、自然科学に対する市民の理解度向上のために、博物館の教育普及活動を行います。	【目標】 ・鉱物博物館利用者数 H29年度：15,500人 H30年度：15,800人 ・自然科学を中心にすえた教室等の教育普及活動を実施します。 ・市民が参加できる活躍の場を提供し「参加型博物館」の推進に努めます。 【効果】 ・標本資料の散逸が防がれ、蓄積された資料情報とともに後世に伝えられます。 ・次世代を担う子どもたちの自然に対する興味・関心や知識・情報活用力を高めます。	・長島鉱物コレクションや苗木地方の鉱物など貴重な資料を保存・活用し、市民の自然科学に関する生涯学習の支援や学校への学習支援をするため、収蔵資料の調査・登録・企画展の開催、教室の開催や活断層に関する啓発等の教育普及活動を行います。 ・活動の広報を行います。	・開館日数 302日 利用者 15,198人(H28年度 15,547人→349人減) ・学校等団体利用者 103件 利用者 4,651人 ・企画展開催 2回 観覧者延べ 8,821人、講演会 1回 参加者 84人 ・私の展示室開催 1回 観覧者延べ 3,256人 ・各教室等の開催 39回 参加者延べ 1,067人 ・ストーンハンティング実施 日数 221日 参加者延べ 9,021人 ・ミュージアムフェスタ開催 7/30(日) 参加者 920人 ・無料デー開催 5/21(日)国際博物館の日 599人 11/3(祝)文化の日 891人 3/17(土) 150人 ・コンサートの開催 1回 3/17(土) 参加者 118人 ・博物館協議会の開催 2回 委員 10人 ・友の会との連携 ・広報活動 学校へのチラシ配布、「恵那山」4回等 ・博物館実習 1人 ・職場体験等受け入れ 2人(中学生2人) 【効果】 ・企画展・各教室等の開催により、自然科学への関心を高めるとともに、防災知識等活用力を高めることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・全国的にも数少ない地質系の博物館として、長島コレクション、苗木地域で採掘された希少鉱物、活断層や地質など貴重な資料についての保存、研究及び展示を行い広く市民、研究者に興味、関心、情報活用力及び知識を高めるための施設であり、最近では、地震等自然災害に関心を持つ利用者が増加傾向であり、防災意識、知識を高めるためにも継続運営が必要である。(前年度比98%)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・利用者数がほぼ横ばいであり、特に今後の際立った増加を見込むことは難しい。 ・貴重な鉱物の保存、教育普及活動での活用など必要性は認め、肅々と運営していただくだけであるが、鉱物博物館はH9建築で、今後施設の老朽化対応も必要になってくると思われることから、将来的には他の博物館施設との統合を検討する必要がある。
文化スポーツ部 鉱物博物館	東山魁夷心の旅路館事業	・日本を代表する東山魁夷画伯の貴重な絵画等を展示・紹介することにより、郷土にゆかりのある文化人を広く市内外に顕彰し、豊かな文化を伝えます。	【目標】 ・東山魁夷心の旅路館利用者数 H29年度：7,500人 H30年度：7,500人 ・収集する東山魁夷画伯の絵画等を展示・紹介します。 【効果】 ・広く市民に地域の文化を伝え、生涯学習や文化活動を支援することができます。	・中津川市山口とゆかりのある東山魁夷画伯の絵画を展示・紹介することにより、市民の生涯学習・文化活動を積極的に支援し、「人々がかがやくまち中津川：歴史文化に魅力があるまち」を目指し、地域文化の紹介・振興と市民や観光客が親しみやすい運営を行います。	・開館日数 308日 利用者 5,475人(H28年度 5,650人→175人減) ・展示替え 4回 ・無料デーの開催 5/21(日)国際博物館の日 204人 8/5(土) ワークショップ絵手紙 9人 8/6(日) 開館記念日 155人(うち岡田正春氏講演会 22人) 11/3(祝)文化の日 386人(うちリコーダアンサンプル 80人) ・山口小学校児童絵の製作、作品展 参加者 27人 ・市内小中学校への出張展示 実施校(第二中学校)1校 観覧者 161人 【効果】 ・講演会や出張展示を行い、美術鑑賞の楽しみ方や、子ども達へ収蔵する作品等を広く紹介することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・郷土にゆかりのある東山魁夷画伯の貴重な絵画に関心を高めながら広く伝えることが、中津川市として必要である。(前年度比97%) ・夏休み期間中は、小中学生を対象に館内で「美術館探検！」と題してクイズラリーを開催したり、市内小中学校への出張展示を行い作品鑑賞のポイントなどを解説するなどして、それぞれ絵画への興味を持たせる工夫をしている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・小中学生を対象としたイベントや学校への出張展示など、絵画への興味を持たせる工夫はされているが、利用者数はほぼ横ばい状態である。隣接する道の駅「驛母」とも連携し、利用者の取り込みを図ることも必要であると考えられる。 ・貴重な東山魁夷画伯の絵画の展示、紹介、収蔵を引き続き粛々と行っていただくだけであるが、本館はH7建築で、今後施設の老朽化対応も必要になってくると思われることから、将来的には他の博物館施設との統合を検討する必要がある。
財務部 資産経営課	庁舎耐震整備事業	・市役所本庁舎(S47年建築)は、耐震基準を満たしておらず、大規模地震が発生した際には倒壊の恐れがあります。防災拠点としての機能確保と行政機能の継続性を確保するため、耐震化を図ります。	【目標】 ・H29年度末までに耐震補強及び必要最小限の改修工事を実施します。 ・Iso値(※1)=0.99以上 【効果】 ・大規模地震発生時等に防災拠点としての機能や行政機能の継続性が確保されます。	・防災拠点としての機能と行政機能の継続性を確保するため、耐震補強工事を実施します。 ・本庁舎は建築後44年経過しており施設が老朽化しているため、必要最小限の改修工事を行います。	・耐震基準を満たしていない本庁舎をH28からH29年度で、Iso値を0.99以上に耐震補強工事を実施 Iso値(※2) 耐震補強前：南北方向 0.45～2.16、東西方向 0.69～2.21 耐震補強後：南北方向 1.17～2.16、東西方向 1.02～2.16 ・改修工事内容 屋根改修、トイレ改修、給排水設備改修、議場排煙対策、電話交換機更新等 ■全体計画 H26からH29年度 ・H26年度：基本設計 H27年度：実施設計 H28からH29年度：耐震改修工事 ・総事業費878,275,898円、H29年度の事業費428,767,256円 【効果】 ・H30年2月に耐震補強工事が完了し、Iso値(※2)=1.02となり、防災拠点としての機能確保と行政機能の継続性が確保されました。 ・改修工事により、障がい者用トイレをオストメイト対応トイレにする等、来庁者が利用しやすい施設になりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・必要最小限な改修工事を工期延長を行うことなく、Iso値(構造耐震指標)=1.02に上げることができ、また防災拠点としての機能確保と行政機能の継続性が確保できた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	【外部評価対象事業】 ・防災拠点として機能するだけの能力を有した改修を行うことができたことは評価できる。 ・事業の進捗についてもほぼ予定通りの工事を行うことができた。 ・改修工事が完了したことで耐震整備という事業の効果を発揮できる。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
生活環境部 防災安全課	自主防災組織 育成事業	・「防災」「減災」を推進するためには、ハード対策だけでは限界があることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせた防災対策を実施していきます。そのために、市民一人ひとりの防災意識(自助・共助)の高揚を図ることや災害に対する心構えの啓発、避難に関する知識の普及により地域防災力の向上を目指します。	【目標】 ・市民の防災に対する意識の向上 防災訓練参加率 H29年度目標:25.0% H30年度目標:28.0% ・防災士の育成 H29年度目標:325人 H30年度目標:350人 【効果】 ・地域防災力の向上により「災害に強いまちながつがわ」が形成されます。	・自主防災会を育成して地域の防災力を高めるため「避難所開設運営マニュアル」の作成や防災士養成講座(中津川市地域防災リーダー育成講座)を実施するとともに、各地域の防災訓練の支援を行います。 ・災害発生に備えた防災訓練などを行い地域防災力の強化を図るとともに、自主防災会の育成や防災士を養成するための機会を提供します。	・自主防災組織育成のための防災訓練の実施 H29年8月27日 参加人数 19,872人 参加率 24.9% ・自主防災会リーダー研修会の開催 中津地区 4回 ・防災講演会の実施 H29年7月7日 参加人数 214人 ・防災士養成講座(中津川市地域防災リーダー育成講座)の開催 4日間 53人 ・消火栓ホース格納箱設置 29台(川上2台、加子母10台、付知7台、蛭川10台) ・「避難所開設運営マニュアル」の作成 H29年度末 17避難所 【効果】 ・防災士(地域防災リーダー)の養成により、平常時から災害時までの地域のリーダーがで、地域防災力の向上を図ることができました。 H29年度末 346人(H28年度末 294人)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・自主防災会リーダー研修や防災士養成講座、防災講演会の実施により、地域の防災力の向上を図ることができた。 ・防災士(地域防災リーダー)の養成について、H28年度末の実績294人からH29年度末は346人に増員し、地域の防災力が向上した。 ・H28年度に課題としていた防災士(地域防災リーダー)のスキルアップ研修会を開催し、防災士の能力向上を図るとともに、各地域での活動状況など防災士同士の情報共有を図ることができた。今後は、防災士が各地域で活躍できる体制づくりとして、防災士の他、自主防災会、消防団、ボランティア団体、学校関係者などで組織する地域防災会議(協議会)の設置も推進していく。 ・今後も防災士(地域防災リーダー)の養成を行い、全ての自主防災会に防災士の配置を目指し、防災士の制度や必要性の周知、資格取得の働きかけを行っていく。 ・ハザードマップを利用した防災訓練の実施により、市民に「災害を自分ごと」としてとらえていただくことができ、「自助」「共助」の意識を高めることができた。 ・避難所開設運営マニュアルは、H28年度末で策定箇所数が9か所であったが、H29年度末には17か所になった。また、第一中学校などは、防災訓練時にマニュアルに沿った開設運営訓練を行って、PDCAサイクルにより訓練結果を検証し、マニュアルに反映されている。今後も未策定の指定避難所のマニュアル策定を働きかけていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	【外部評価対象事業】 ・H28年度に課題としていた防災士のスキルアップについて、研修会の開催、防災士同士の情報共有により課題解決の一つとなったこと、また、防災士養成講座の開催により防災士が増員されたことは、地域の防災力の向上が図られたと評価できる。 ・地域の防災力の向上は、防災士だけではなく、自主防災会、消防団、ボランティア団体等の地域団体・住民と連携することが重要であるため、地域防災会議の設置、協議内容の公表などにより市民意識の向上を図ることが必要である。 ・避難所開設運営マニュアルの作成に当たっては、一定の地域住民が使用して開設するのではなく、誰もが使用し避難所を開設できるようなマニュアルとし、広く周知されたい。
商工観光部 工業振興課	亜炭鉱害対策 事業	・戦中戦後の資源不足時に主に家庭用燃料として亜炭が落合地区で採掘され、現在、その鉱跡の陥没事故の発生が地域住民の大きな不安となっているため、災害発生時の速やかな対応とその対策を検討するための状況調査を行います。	【目標】 ・亜炭鉱坑が起因する浅所陥没への速やかな対応と今後の対策を検討し、被害の防止を図ります。 調査:~H31年度 実施設計:H30~H33年度 【効果】 ・浅所陥没被害への迅速な対策を通じて、市民の生命、財産が守られます。	・地域住民の安全・安心を確保するため、現状を把握し、対策を検討するための調査を行います。 ・亜炭鉱坑跡に起因する宅地・農地の浅所陥没被害の原形復旧を行います。	<予防対策> ・緊急輸送路となる市道の一部を対象にボーリング調査を実施 ボーリング調査:4か所(L=76.0m) <特定鉱害復旧(県基金事業)> ・浅所陥没が発生した際の速やかな復旧工事を実施 家屋傾斜復旧(地盤改良、家屋解体・新築):1か所 【効果】 ・緊急輸送路の復旧に係る事前調査が完了し、整備方針決定の基礎資料が整いました。 ・浅所陥没が復旧され、市民の生命と財産が守られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・落合地区の亜炭鉱廃坑は毎年のように陥没・復旧を行っており、市内でも東海・東南海地震等災害による危機意識は高い。 ・特に災害等の緊急輸送路の安全確保は、地域住民の安全・安心を守る観点から重要であり、現状を調査し対策を検討するために継続して事業を進める必要がある。 ・亜炭復旧の制度継続について、引き続き国等への要望、働きかけを行っている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域住民の安心・安全を確保するため必要性は非常に高い。しかし、亜炭鉱坑問題は国のかつての政策の結果でもあり、本来は国が対応すべきである。 ・しかしながら、市民の安全安心を守るためには危険箇所と判断された場合、対処していく必要がある。 ・市は応急的な陥没対応のみを行い、根本的な対応については国が責任を持って行うよう働きかけを行っていくべきである。
基盤整備部 建築住宅課	住宅・建築物 耐震化促進事業	・いつ起こってもおかしなとされる東海・東南海地震による被害を最低限にとどめ、減災対策として事前に備えることで市民の生命と財産を守り、安心して暮らせる地震災害に強いまちづくりを進めます。	【目標】 ・本市の住宅耐震化率 H25年度住宅・土地統計調査推計値:79% H29年度:86% H30年度:89% → H32年度(目標値):95% 【効果】 ・大規模地震の発生による建物倒壊や損傷等の建物被害を抑え、人的被害を減らすことができます。	・木造住宅等耐震化促進のため、住宅建築物の耐震化の必要性について市民に広く普及啓発し、耐震診断及び耐震化リフォームの補助を行うことで、住宅耐震化を支援します。 ・地震による市民の被害を軽減するため、耐震化促進計画(H20.3策定)により、住宅・建築物の耐震化に取り組みます。	・無料耐震診断実施件数 86件(H28年度 77件→ 9増) ・木造住宅耐震補強工事費補助・住宅リフォーム補助件数 13件(H28年度 11件→ 2増) ・集会所等建築物等耐震診断件数 0件(H28年度 1件→ 1減) ・耐震シェルター補助件数 0件(H28年度 1件→ 1減) ・住宅耐震化啓発事業(相談窓口、出前講座、戸別訪問等) 重点地域:蛭川地区 出前講座 1回 戸別訪問 蛭川地区内対象建物の全戸515戸 無料診断の申込 70戸(H28年度 0件→ 70増)蛭川地区内の無料診断済件数 100戸 【効果】 ・木造住宅無料耐震診断、木造住宅耐震補強工事費補助(リフォーム補助を含む)を実施し、市民の住宅の耐震化を支援しました。 (本市の住宅耐震化率 H28年度:79% H29年度:83.6%)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・H29年度の実施件数は、岐阜県下42自治体中 診断3位、補強3位(H28:診断5位、補強4位)と依然として県内の上位グループをキープしており、本市の地震防災に対する市民の地震防災への意識は高いと思われる。 ・今年も大阪北部で大きな地震が発生しており、今後も住宅耐震化促進条例に基づく、事業推進が行政として有効かつ必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・耐震診断、補強の実績件数から、例年通り県内でも高い順位をキープしており、事業の効果は現れている。 ・地震防災は行政が担うべき必要不可欠な部門であり、事業推進にあたり国・県の補助金やマンパワーを駆使していることから、財政的な視点からも有効な事業であるといえる。 ・市民の安心安全のため将来にわたり継続していくことが重要であり、今後も市民の地震に対する意識が希薄にならないよう、出前講座や個別訪問などの普及活動を推進する必要がある。
基盤整備部 建設課	橋りょう新設改良 事業	・老朽化した橋りょうの架替えを行った場合に事業費が多くなるため、既存橋りょうを長く使用するための対策を行います。 ・地域防災上、避難ルート及び緊急輸送路の確保として橋りょうの耐震化を行います。	【目標】 ・橋りょう定期点検 対象橋りょう数:約880橋 H29年度:220橋 H30年度:250橋 ・第一、二次緊急輸送路を跨ぐ橋りょう及び避難輸送路に架かる橋りょう補修及び耐震化工事対象橋りょう数:13橋 H29年度:1橋 H30年度:2橋 【効果】 ・避難ルート及び緊急輸送路の確保、橋りょうの延命、橋りょう架替え工事費の削減が図られます。	・市内にある約880の橋りょうについて、その重要性、優先度に基づき計画的な耐震、改修を行います。	<防災・安全社会資本整備交付金事業> ・橋りょう耐震補強補修工事 明沢大橋 L=30.7m ・橋りょう点検業務委託 市内道路橋 N=211橋 (内 JR跨線橋 N=6橋、中央自動車道跨道橋 N=8橋) <市単独事業> ・中切橋補修工事 他3橋 ・中津川橋詳細調査業務委託 他1橋 ・橋りょう補修設計業務委託 N=5橋 【効果】 ・明沢大橋の耐震補強補修工事により、緊急輸送路の確保、橋りょうの延命を図ることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・老朽化した橋りょうの架け替えは多大な事業費を要することから、耐震化補修工事により既存橋りょうの長寿命化対策を講じたことで経費削減を図ることができた。 ・明沢大橋の耐震補強補修、211橋の橋りょう点検を実施し、今後も優先順位を付け耐震補強や補修をしていくことで市民の安全・安心を守る必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域防災の向上のための避難ルート及び緊急輸送路の確保策として、架け替えではなく耐震補強工事により橋りょうの長寿命化を行うことは、財政的な視点からも非常に重要であり、今後とも継続的に行う必要があると言える。 ・市内に数多く存在する橋りょうを計画的に点検するため、業者への委託だけではなく職員による対応などマンパワーによる対応を行なっている。 ・計画的な橋りょうの耐震補強補修や点検業務を行ううえで、社会資本整備総合交付金の確保が必要不可欠である。積極的な要望により近年では内示率が高いことから、引き続き財源の確保に努めていく必要がある。
基盤整備部 建設課	道路維持補修 事業	・市民が道路や歩道橋等を通行するのに対し、安全を確保するため、道路施設の点検・補修を行います。	【目標】 ・H27~30年度 道路付属構造物施設点検 ・H27~30年度 道路付属構造物施設点検結果により、修繕が必要となった施設の修繕工事 【効果】 ・市民生活に欠かすことのできない道路環境の予防・保全が図られ、市民の安全が保たれます。 ・施設の長寿命化が図られます。	・緊急輸送路を確保するため、道路施設の点検・補修を行います。 ・道路管理者の責務として管理市道の道路施設点検を実施し、道路利用者の安全を確保します。	<防災・安全社会資本整備交付金事業> ・道路舗装補修工事(阿木:向ハザバ~宮ノ腰線L=400m、付知:石鋪~白沢線L=163m) ・歩道橋塗装補修工事(三五沢横断歩道橋) ・分田~下浦線道路構造物設計業務委託 ・道路付属物点検業務委託(道路照明灯:N=40基) ・道路構造物定期点検(トンネル N=5か所)5年ごと <市単独事業> ・必要箇所においては、補修等の対策を実施 【効果】 ・道路維持補修事業により、市民が道路や歩道橋等を通行する際の安全確保ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・道路や歩道橋等を市民が安全に利用するため、道路施設の点検・補修や維持工事を行うことで、安全・安心を図ることができた。 ・今後も交付金を活用し整備を進めるため、交付金の確保に努める。 ・要望に対して、優先順位を付け重要度や危険度の高い箇所から補修を行うことで安全・安心を図ることができた。 ・すべての要望に対して対応することはできない。復旧の手法などを検討することで、より多くの要望に対応する必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市域の広い中津川市においては施設と同様に道路の維持管理にも多額の費用を要することから、社会資本整備総合交付金を継続的に確保できるように努めるべきである。 ・市道は住民生活に直結するため、地元要望に対して優先順位を付けることは難しいが、限られた財源の中でより効率的に維持補修を行う必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
基盤整備部 建設課	急傾斜地崩壊 防止事業	・土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域を解消し、安全・安心な生活環境を提供します。	【目標】 ・H27～29年度 野尻(2)急傾斜地崩壊防止工事(付知) H29完了 ・H30年度 竜野急傾斜地崩壊防止工事(付知) 【効果】 ・急傾斜地隣接地に居住する住民の生命・財産を守ることができます。	・急傾斜地に建つ住宅が大雨などにより被害を受けることのないよう、複数年にわたり県と連携して崩壊対策工事を行います。	・野尻(2)急傾斜地崩壊防止工事(付知) L=129m ・大新田急傾斜地崩壊防止工事(付知) L=74m ・県営事業負担金 (付知町中野、加子母渡合・番田) 【効果】 ・事業実施により、急傾斜地隣接地に居住する住民の生命・財産を守ることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域の対策を行い、安全・安心な生活環境を提供することができた。 ・今後も補助金を活用し、危険箇所の対策工事をしていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・急傾斜地崩壊防止工事は県と足並みを合わせて行っていく必要がある。 ・危険箇所の対応は必須であるが、財源の確保も重要であるため、県の補助金の獲得していく必要がある。
消防本部 消防総務課	消防設備整備 事業	・消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、住民のニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を守る責務があります。 ・経年とともに老朽化した消防車両、設備や機器を計画的に更新し、消防力を維持します。	【目標】 ・市有財産(施設)運用管理マスタープラン、消防施設設備整備計画により車両、機器を更新整備し、配備していきます。 ・H27年度からH31年度にかけて、署車両9台、団車両等19台を更新します。 【効果】 ・機器の性能向上による活動の効率化、維持管理の経費削減が図られます。	・消防力の強化を図るため、消防施設設備整備計画により計画的に消防設備を更新します。	・高規格救急車 2台(坂下・加子母分署:13年経過) ・団消防ポンプ自動車 1台(中津分団:23年経過) ・団小型動力ポンプ積載車 2台(川上分団:23年経過、坂本分団:22年経過) ・団小型動力ポンプ 2台(中津分団:23年経過、加子母分団:26年経過) ※更新に当たっては、地域バランス、修理歴等を勘案し計画的に更新します。 【効果】 ・経年とともに老朽化した車両を更新したことにより、災害出場時の突発的な故障や異常のリスクを軽減することができました。 ・最新車両と装備により、より安全に活動することができ、市民の安全・安心を確保できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A 効率である 総合評価⇒B計画の承認	・坂下分署及び加子母分署の救急車が老朽化して現場活動に不安があったが、合併特例債を利用して更新することができ、年々増加する救急要請に対応する整備ができた。 ・消防団のポンプ車1台、小型ポンプ積載車2台および小型ポンプ2台を合併特例債を利用して更新することができた。 ・団ポンプ車は23～24年使用して、老朽化も著しく、今回の更新により、市民の安全・安心を確保できる体制を整えることができる。 ・今後も整備計画により計画的に更新することにより、必要な配置を継続する。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・市民の生命、財産を守る重要な事業であり、必要性は高いものの、車両、資機材は特殊な機材で高額であることから、選定や購入にあたっては、費用対効果を十分考慮し必要最小限のものに留めることが必要である。 ・老朽化した車両、資機材を単に更新するのではなく設備の状況を詳細に把握し、適正な配置に努めることで、総数を減らす工夫が必要である。
消防本部 消防総務課	消防施設建設 事業	・広大な面積を有する本市において、消防団は消防署だけでは不足する人命救助や初期消火などへの対応等非常に重要な役割を担っています。 ・地域防災の中核として活躍している消防団の拠点である消防団器具庫の建設を計画的に行います。 ・消防水利を効果的に配置するため、耐震性防火水槽建設、消火栓の設置、移転を行います。	【目標】 ・H41年度までに、現在88か所の消防団器具庫を65か所を目標に統廃合を図ります。 H30年度:86か所 H31年度:85か所 H41年度:65か所 【効果】 ・消防団員のサラリーマン化による屋間の消防力の低下を施設統廃合により集約することで、効率的な運用ができ、維持管理費が軽減されます。	・消防力の強化を図るため、市有財産(施設)運用管理マスタープラン、消防施設設備整備計画により計画的な消防団器具庫の統廃合、消防水利の建設等を行います。	・福岡分団川西器具庫建設工事 建設計画:H27年度用地購入、H28年度用地造成、H29～30年度建設工事 ・消火栓移転工事 7か所(阿木、駒場、福岡、苗木、手賀野、恵下、中一色) ・消火栓新設工事 2か所(阿木、松田) ・消火栓塗装工事 252か所(茄子川151か所、阿木51か所、付知150か所) 【効果】 ・福岡分団川西器具庫建設は入札不調に終わったため、H30年度建設に向けて設計見直しを行うとともに、市有財産(施設)運用管理マスタープランに基づいて今後の器具庫統廃合計画を見直し、消防団拠点の効率的な運用と維持管理費の軽減につなげました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H29年度に予定していた消防団福岡分団第5部の統合建設について、入札を行ったが、オリンピック需要による人件費、資材費等の急激な高騰により、2回とも不発となり、H30年度建設に向けて、地元団員とも協議を重ね、仕様書の見直し等を行った。 ・入札前に地盤調査と設計委託を行った。 ・今後、整備計画の見直しが必要であるが、消防力の強化と効率化を目指し、維持費の軽減を図りながら、起こりうる複雑多様な災害に万全の体制となるよう整備する。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・器具庫統廃合に向けた建設工事が入札不調に終わり、次年度にずれ込むことは、統廃合の計画に年々遅れが生じることになる。しかし、限られた予算での施設整備であるため、優先順位付けと再配置施設が各々の現状に見合ったものになるよう費用対効果に留意した計画策定が必要である。 ・また、今後も統廃合による同規模の器具庫建設を行うためには、費用対効果を十分考慮し必要最小限のものに留めることが必要である。
生活環境部 防災安全課	生活安全対策 事業	・安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、市民の身の回りに潜む犯罪の防止、危険の除去に取り組みます。	【目標】 ・地域安全ボランティア団体の後継者の育成 リーダー養成講座 1回 ・青色防犯パトロールの推進及び実施 50回以上 (週1回以上実施し、年末年始は重点的に実施) ・地域への防犯灯新規設置費補助 91基 (LED器具共架 76基、LEDポール設置 15基) ・非行、いじめ対策(地域非行対策部会・いじめ対策部会の合同会議の開催) 1回 ・空家等の危険の除去事業 ・ひやりはつと報告による改善 交通安全関連 57件受付(うち完了 54件(不可能含)) ・生命を守る月間現地視察 H29年8月3日 3か所 ・公共施設内設置AEDの維持管理 本体:6台更新 ・空家等対策協議会の開催 3回 ・特定空家の措置(指導) 5戸 (うちH29年度解体完了 4戸、H30年度行政代執行 1戸) ・空家等に対して訪問または文書送付による適正管理依頼 12戸(うち7戸改善) ・空家解体支援事業 9戸 【効果】 ・安全で安心して暮らせる地域社会を実現します。 ・特定空家等の改善を図り市民の安全安心な暮らしを確保します。	・防犯対策のため、青色防犯パトロールや地域安全ボランティア団体の育成支援を行います。 ・街頭犯罪抑止、生活道路における歩行者の安全な通行のため、地域で新規設置した防犯灯に対して交付金を交付します。 ・空家等の対策のため、関係部局と連携して適正な措置(行政指導)を行います。	<安全安心まちづくり事業> ・地域安全ボランティア団体育成支援、リーダー養成講座等の開催 1回 (団体数一般68・企業18) ・青色防犯パトロールの推進及び実施 50回以上 (週1回以上実施し、年末年始は重点的に実施) ・地域への防犯灯新規設置費補助 91基 (LED器具共架 76基、LEDポール設置 15基) ・非行、いじめ対策(地域非行対策部会・いじめ対策部会の合同会議の開催) 1回 ・身の回りの危険の除去事業 ・ひやりはつと報告による改善 交通安全関連 57件受付(うち完了 54件(不可能含)) ・生命を守る月間現地視察 H29年8月3日 3か所 ・公共施設内設置AEDの維持管理 本体:6台更新 ・空家等対策協議会の開催 3回 ・空家等対策協議会の開催 3回 ・特定空家の措置(指導) 5戸 (うちH29年度解体完了 4戸、H30年度行政代執行 1戸) ・空家等に対して訪問または文書送付による適正管理依頼 12戸(うち7戸改善) ・空家解体支援事業 9戸 【効果】 ・本市におけるH29年の犯罪が減少しました。 刑法犯:293件(前年比△21件) ・特定空家の除却を行うことにより住民が危険を回避し、周辺的生活環境を保全することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・防犯灯設置補助はH29年度からLED化への補助を廃止。新規の設置に対し91基の補助ができた。 ・安全安心まちづくりリーダー養成講座を開催し、ボランティアリーダーの安全意識高揚を図ることができた。 ・空家等対策では協議会を3回開催し、市の空家対策関係新規事業の説明と、特定空家の経過報告を行った。特定空家5戸のうち4戸が解体までこぎつけることができた。危険空家以外の適正管理ができていない空家については、所有者等を特定し、訪問または文書送付により適正管理依頼を行い、12件中7件の改善を図ることができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・防犯灯設置補助について、補助要件の一部を廃止したこと、新規設置に対する補助件数が増加したこと、LED防犯灯設置が推進されたことを高く評価する。 ・特定空家等の対策について、特定空家に対する解体支援により解体が推進されたこと、適正管理ができていない空家への指導による状況改善が図られたことは、空家所有者へのきめ細やかな対応を行ったことによる効果である。今後も補助金を活用し空家解体支援の推進及び空家の適正管理に対する市民への意識啓発を推進することが必要である。
基盤整備部 建設課	交通安全施設 設置事業	・児童生徒の通学時の安全確保のため、毎年、小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察及び自治会等が参加する通学路合同点検を行います。 ・全国的に幹線道路や生活道路で歩行者や児童を巻き込んだ事故が発生しており、歩行者に安全・安心な歩行空間の整備を行います。	【目標】 ・通学路の緊急合同点検結果による要対策箇所の安全施設等の整備 115路線 ・通学路合同点検の実施 1回 【効果】 ・児童及び歩行者の安全な歩行空間が確保できます。 ・交通事故の防止となります。	・通学路合同点検の結果を受けて通学路の危険箇所の除去、改良及び安全施設の補修、歩道の整備、側溝整備、防護柵設置、カラー塗装等の安全対策を行います。	<防災・安全社会資本整備交付金事業> ・坂本80号線歩道設置工事 L=188m ・通学路側溝整備工事(坂本・坂下・蛭川・付知) L=1,104m ・通学路明色化工事 124路線 L=33,690m(カラー塗装) <市単独事業> ・坂下1号線歩道設置測量設計業務委託 ・交通安全対策事業(道路紙、区画線、ガードレール) 市内 37路線 【効果】 ・本工事により、生徒児童及び歩行者の安全な歩行空間を確保し、安心して通行ができるようになりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・児童生徒の通学時の安全確保のため、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する通学路合同点検を行い、歩行者、児童に安全・安心な歩行空間の確保に努める。 ・今後も合同点検を行い、優先順位を付け整備をしていく必要がある。 ・事業を円滑に実施するため、交付金の獲得に努める必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・歩道設置や通学路明色化工事により、通学する児童生徒の安全は確実に確保された。 ・市民の安全・安心に直結する事業であり、今後とも継続していくべきであるが、限られた財源で事業を行うために優先順位を付け、計画的に実施する必要がある。 ・防災・安全社会資本整備交付金の交付額により全体事業量をコントロールせざるを得ないため、積極的な要望により国庫補助の獲得に努める必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
生活環境部 環境政策課	環境管理事業	・中津川市環境基本条例に基づき、将来に向けて環境を生かしたまちづくりを推進します。 ・リニアでの開発や供用後のまちづくりを見据え、豊かな自然を守り、磨き、次世代に残していくために、希少動植物の調査や保護、外来生物の駆除、里地里山の保全などに取り組みます。また、そのための人材育成にも取り組みます。	【目標】 ・保育園・幼稚園や小学校における環境教育・学習を実施します。 H29年度:13園・15校 H30年度:17園・17校 【効果】 ・幼児期の知的好奇心の育みと探究心や科学的思考力が芽生えます。 ・自然の魅力への気づきと環境を守るようとする意識が向上します。 ・環境教育・学習の継続による自然に対する意識の高い人材が育成されます。	・市民と行政が協働し、自然共生地域づくりの推進に向けた各種事業に取り組みます。	<自然共生地域づくり事業> ・自然環境団体等連絡会議の参加団体による環境保全活動の推進 ・幼児向けの環境教育 12園(H28年度 9園) ・小学生向けの河川環境学習の実施 15校(H28年度 13校) ・指導者育成 1回(H28年度 0回) ・環境に関するイベント企画 6回(H28年度 7回) <シデコブシ等重要自生地保全事業> ・希少植物等(シデコブシ等)自生地の環境調査 1か所 ・保全活動の実施 支障木伐採 150本 <特定外来生物分布調査及び駆除活動推進事業(オオキンケイギク、アレチウリ等の駆除)> ・特定外来植物の駆除に向けた啓発、分布調査や地域行事での駆除活動の推進 ・特定外来植物駆除 72か所(3,962kg)(H28年度 82か所(3,420kg)) 【効果】 ・市民への啓発及び一斉清掃等での駆除、分布調査結果に基づいた委託業務による駆除の実施により特定外来植物の繁殖抑制につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・幼稚園児・保育園児を対象とした環境教育の実施や小学生を対象とした河川環境学習の実施など、幅広い世代が連携、協働し将来の環境を守る人の育成が図られ、豊かな自然環境を保全し、安心して暮らせる地域づくりが進められた。(前年度比:3園、2校増) ・特定外来植物駆除活動について72か所、3,962kgの駆除を行い、環境保全に努めた。 ・幅広い世代が連携し、共同することで環境保全及び人材育成など安心して暮らせる地域づくりに資する実績が積み上げられたが、活動を支える指導者やスタッフの育成(高齢化など)が課題であるため、講習会を開催して育成に取り組んだ。講習を受け、今後スタッフとして経験を積むことで指導者として活動できるようになるため、持続的な取り組みが必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・幼少期の自然環境に関する体験、学習に取り組むことは、将来にわたり自然環境への関心を高めるために効果的であると考えられる。実施箇所数は、毎年度増加しているため、今後も市全域で取り組めるよう拡大を図ることが望まれる。 ・環境保全に関する様々な活動や施策について、広くPRすることで、活動に関わる機会が少ない市民の意識醸成を図られた。 ・課題としていた指導者やスタッフを育成するための講習会が開催できたことは評価できる。人材育成には継続的な取り組みが必要であるため、市民へのPRを行い幅広い世代の指導者を育成されたい。
基盤整備部 建設課	河川改修事業	・防災力の強化のため、異常気象による局所的豪雨に対応ができる河川と排水路の整備を行います。 ・自然環境と調和のとれた自然共生型の河川を整備することで住み良いまちづくりを行います。	【目標】 ・H27～28年度 河川排水能力調査(第1期) ・H29～30年度 河川整備計画策定(第1期) 【効果】 ・家屋浸水被害が軽減できます。 ・身の回りの河川環境を整え、安全で安心な暮らしが確保できます。	・河川や基幹排水路を計画的に整備するため、河川整備計画を策定します。 ・異常豪雨による水害の発生を抑制する河川の整備をします。 ・水害に強く異常豪雨にも対応できる基幹排水路の整備をします。	<市単独事業> ・第二辻原川河川改修工事(護岸 L=91.4m)(H30年度へ一部繰越) ・六地藏川河川改修工事(護岸 L=18m) ・中津川市河川排水能力調査委託(河川測量 L=5.5km、現況調査・治水計画 L=8.9km) ・野田川土砂排土工事委託(L=69m・V=190m ³) ・河川土砂排土 市内 14河川 【効果】 ・事業実施により、河川隣接地に居住する住民の生命・財産を守る見込みができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B 高める余地がある 効率性⇒A 効率である 総合評価⇒B計画の承認	・異常気象による局地的豪雨に対応できる河川と排水路の整備、計画をすることで、人命災害に対して安全・安心が図れた。 ・今後も排水能力調査、計画、整備と進めていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・近年では台風、地震、局地的豪雨などによる河川氾濫による水害が頻発しており、暮らしの安全を確保する観点からも重要な事業である。 ・すべての河川に対して大規模災害にも対応するだけの改修を一斉に行うことは、財政的にも非常に厳しいものがあるため、優先順位付けに基づいて排水能力調査を行い、その結果を元に計画的に改修を実施していくことが必要である。 ・普通河川改修補助制度については、毎年岐阜県市長会議で要望を実施しており、今後も継続して財源の確保に取り組む必要がある。
生活環境部 環境政策課	地球温暖化対策推進事業	・地球温暖化防止対策やエネルギー問題に対して、市としても積極的に関与し、二酸化炭素の排出が少なく、資源を循環させ持続可能な地域づくりを構築するための取り組みを推進します。	【目標】 ・住宅用太陽光発電システム設置に対して補助を行います。(H29年度100件以上、H30年度100件以上) H12～H30年度に累計1,800件以上の設置を行います。(H28年度末累計 1,601件) ・薪・ペレットストーブ設置に対して補助を行います。(H29年度20件以上、H30年度20件以上) H28～H30年度に累計60件以上の設置を行います。(H28年度末累計 24件) ・小水力発電所開発を推進します。H30年度までに累計4件以上設置します。(H29年度末累計 4件) 【効果】 ・自然エネルギーの更なる活用を図り、低炭素社会が実現します。 ・環境にやさしいライフスタイルが実現します。	・自然エネルギーの活用を推進するため、住宅用太陽光発電システム等設置に係る費用の一部を補助します。 ・薪・ペレットストーブ設置に係る補助及び地域資源を有効活用するため、木質バイオマス活用に向けた研究を行います。 ・小水力発電の推進を図るため、新たな発電施設候補地のリストアップと調査を行います。	・住宅用太陽光発電システム補助件数 68件(H28年度:94件) 設置費用の5%(上限10万円)の補助 ※ただし、市内業者以外が設置する場合は2.5%(上限5万円)の補助 ・薪・ペレットストーブ補助件数 35件(H28年度:24件) 設置費用の1/3(上限10万円)の補助 【効果】 ・住宅用太陽光発電システム設置や薪・ペレットストーブの設置に対し補助を行い、市民の自然エネルギー活用推進が図られました。 住宅用太陽光発電システムによるCO2削減量 219t(H28年度:291t) 薪・ペレットストーブによるCO2削減量 151t(H28年度:88t)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市民一人ひとりが省エネルギーの意識を持ち、実行していくことが必要であり、住宅用太陽光発電システム及び薪・ペレットストーブの設置を補助することで住宅設備や機器等の省エネルギー化を推進した。 ・住宅用太陽光発電システムについては、申請件数が減少し、設備需要が一服傾向を示すものの、当該設備による災害時のメリットが大きいことから設置補助による意識付けの継続が妥当と考える。 ・薪ストーブ・ペレットストーブについては、需要が高く、市民の自然エネルギー活用推進が図られた。 ・広報紙、市公式HPで補助制度の周知を行い設置促進を図った。 ・余剰電力の買取価格が年々低下していることから設備導入意欲の低下が懸念される。 ・住宅用太陽光発電システム設置補助68件(前年比26件減) ・薪・ペレットストーブ設置補助35件(前年比11件増)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・自然エネルギーの活用など地球温暖化対策について、引き続きPR等の意識向上を図られた。 ・住宅用太陽光発電システムや薪・ペレットストーブの設置が一過性のものとならないよう、社会情勢に合わせたPRや設置支援となることを期待する。
農林部 農林整備課	小水力発電事業	・農業用水で小水力発電を行うことにより、二酸化炭素の排出削減を図ります。 ・売電収入を活用し、土地改良施設の維持管理につなげます。	【目標】 ・年間712tの二酸化炭素排出削減(=1,538,163kwh×0.000579(H26代替値採用)×0.8(年偏差)) 【効果】 ・土地改良施設の効果的な維持管理に活用するとともに、二酸化炭素の排出削減が図られます。	・用水を活用した小水力発電所を運営することで、二酸化炭素の排出削減を図りながら、売電収入を活用し土地改良施設の維持管理を図ります。	<小水力発電施設の維持管理> ・施設の保守・清掃委託、小水力発電所電気設備保守委託等 <小水力発電施設建設基金> ・小水力発電施設の更新に活用 <土地改良施設建設改良基金> ・後年度の土地改良施設の更新及び改良に活用 <市内の土地改良施設修繕工事> ・小水力発電所水車カバー修繕 一式 ・山の田排水路改良工事 L=33m ・小野沢排水路改良工事 L=37m ・柿野排水路補修工事 L=79m ・付知川右岸用水漏水補修工事 ・市内土地改良施設修繕工事 【効果】 ・小水力発電施設を適切に運営することにより、737t(H29年度)の二酸化炭素の排出削減を図りながら売電益を活用し、土地改良施設の維持管理をすすめました。(1,273,553kwh(H29年度売電量)×0.000579 = 737t、売電収入:39,887,675円)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・農業用水を活用した小水力発電施設の適切な維持運営により発生する売電収益を土地改良施設の維持管理に活用しながら、二酸化炭素排出削減を図ることができた。また、水車カバーを更新したことにより、売電収入の増加につながった。今後も現状維持で適切に運営していく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・水車カバーの更新は金額の大きな修繕であったが、売電収入がある施設であり適切に維持していくことが重要で、今後も修繕やメンテナンスは適切に行っていく必要がある。 ・農業用水から生み出された収入であるので農業(土地改良施設)に還元されるのは当然であるが、その具体的な使途については検討の余地があり、事業の予算は売電収入で賄うのが望ましい。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
生活環境部 衛生センター	し尿収集処理 事業	・市内で発生した、し尿及び浄化槽汚泥を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき安定的な処理を行い、放流先河川の良い水質を維持し、最適な生活環境の保全に努めます。	【目標】 ・老朽化した施設の計画的な安定処理と維持管理の費用削減に努めます。 ・施設から発生する処理水(放流水)の水質を規制値以下とします。 規制値 BOD(※1):20mg/l、COD(※2):30mg/l、SS(※3):25mg/l 【効果】 ・2か所の処理施設で計画的に処理を行い、老朽化した中津川衛生センターの維持管理費用を削減します。 ・最適な生活環境の保全、河川や海域の水質を維持します。	・市内で発生するし尿及び浄化槽汚泥等を適正に処理します。	・し尿収集業務 し尿収集量 8,360kl(H28 8,812kl) ・汚泥処理業務 し尿汚泥 6,923kl(H28 7,487kl)うち、1,438klを惠北で処理 浄化槽汚泥等 5,460kl(H28 5,894kl)うち、2,494klを惠北で処理 家庭雑排水 703kl(H28 793kl) ・脱污水泥処理業務 サーマルリサイクル(京都府)301t(H28 334t) 石灰肥料(福井県) 177t(H28 200t) ・施設維持管理業務 脱臭設備修理 水中攪拌機修理 遠心分離機修理 【効果】 ・全収集量の約23%を惠北衛生センターで処理し、計画的な安定処理が実施できました。 ・処理水を規制値以下で管理できました。 BOD(※1):0.6mg/l、COD(※2):5.8mg/l、SS(※3):1.0mg/l	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法律に基づき、し尿汚泥及び浄化槽汚泥を安全で安心できる処理を行い、発生した汚泥はリサイクルするなど、生活環境の保全に努めた。 ・施設の老朽化が進み多額の維持管理を要しているため、新衛生センターの早期完成を推進する。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・し尿汚泥及び浄化槽汚泥を法令に基づき引き続き適正な処理、管理により、放流先河川の良い水質の維持、生活環境保全に努められた。 ・老朽化が進む衛生センター、惠北衛生センターでの運転により、多額の維持管理を要しているが、安定的な運転に必要な最小限での修繕に留めるなど、新衛生センターへの移行までの間の維持管理経費の縮減が望まれる。
生活環境部 衛生センター	新衛生セン ター建設事業	・S42年に供用開始した中津川衛生センターは、施設の老朽化が進み維持管理等に多額の費用を要しています。 ・市内に2つある衛生センターを1つに統合して、維持管理・汚泥処理を円滑に行いランニングコストの削減を図ることができる施設を建設します。	【目標】 ・H31年11月の完成に向け、計画的な施設建設を進めます。 【効果】 ・市内から発生するし尿、浄化槽汚泥等の円滑な処理が行えます。 H31年度予測処理量 し尿:5,555kl、浄化槽汚泥等:15,200kl ・2か所の施設の統合によりランニングコストが削減できます。 H27年度実績:274,676千円 → H34年度以降予測:102,000千円	・一般廃棄物処理基本計画に基づき安定的稼働で自然環境に優しい施設の建設を行います。 施設規模:65kl/日 処理方式:水処理方式(浄化槽汚泥対応型(膜分離)脱窒素処理) 資源化:リン回収	・総合評価入札に係る審査会支援業務委託 審査会6回開催 ・施設建設工事施工監理業務委託(H29～H31年度) ・施設建設工事(H29～H31年度) 施設規模:65kl 処理方式:水処理方式 ・進入道路改良工事 L=86m 線形改良 ・橋りょう設置工事 L=28m W=5.0m 単純非合成板桁 ・用地購入(進入道路)231㎡ 【効果】 ・総合評価方式入札により、価格だけでなく、技術評価点による品質の確保、維持管理費等の削減、地元業者を含めた施工体制の確保を行うことができました。 ・施設建設工事に係る一連の事業として用地購入、進入道路改良工事、橋りょう設置工事の完了により、事業遂行につなげることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・H29年11月に入札を行い、業者が確定した。 ・一般競争入札総合評価方式を導入したことで、当初計画の工程より遅れたが、契約額は大幅な減額につなげることができた。要求事項を仕様書に盛り込むことにより地域活性化につながる地元企業との施工協力体制やランニングコストの比較を行うこともでき、今後施設を安定稼働していくうえで重要な事項を十分に考慮した内容で業者の決定を行うことができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	【外部評価対象事業】 ・実施設計費用について、総合評価方式を取り入れたことにより大幅に減額されたことや施設維持経費の比較などを提案内容に含め、施工費用の面だけでなく、今後の維持管理費用の面を比較して設計業者の決定ができたことは評価できる。 ・実施設計は、当初の計画から多少の遅れがみられるが、業者提案の選定、費用の削減から必要な期間と捉えられる。今後の事業進行に期待する。
生活環境部 環境センター	ごみ収集事業	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市民から排出される一般廃棄物の収集・運搬を安全かつ適正に行います。	【目標】 ・市民から排出される一般廃棄物の収集・運搬を安全かつ適正に行うことにより、市民の衛生的な生活環境の保全が図られます。 【効果】 ・市民から排出される一般廃棄物の収集・運搬を安全かつ適正に行うことにより、市民の衛生的な生活環境の保全が図られます。	・市民から排出される一般廃棄物の収集・運搬を安全かつ適正に行います。	・収集車両の車検、修繕 13台 ・ごみ収集委託地区 全てのごみ 坂下、川上、加子母、付知、福岡、蛭川、山口地区 257日 可燃ごみ 中津西、中津南、苗木、坂本の一部、落合、阿木、神坂地区 206日 衣類・布類リサイクル回収 市役所、総合事務所、地域事務所、リサイクルセンター 83日 ・指定ごみ収集袋製作 36,975箱6,715,000枚(H28年度 15,550箱4,975,000枚) ごみ袋有料化導入に伴う指定ごみ収集袋切り替えにより製作枚数が増えました。 【効果】 ・一般廃棄物の安全、適正な収集体制を構築することで、衛生的な生活環境の保全が図れました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・一般廃棄物の収集運搬を安全かつ迅速・適正に行える体制を継続して維持することができ、市民の衛生的な生活環境の保全を図ることができた。 ・H29年度よりごみ処理手数料の有料化制度を導入した。導入直前には収集量が一時的増加傾向であったが、周知等により順調に収集が行えた。 ・市民周知の具体的方法は、チラシを作成し新聞及び広報紙への折り込み配布、広報紙への掲載、公式HP・防災メールによるPRを行い、スムーズに移行ができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・一般廃棄物の収集運搬を適正に行うために、市民へ収集方法等のPRを継続することで、収集体制等を維持されたい。 ・H29年度に導入した、ごみ処理手数料の有料化制度について、様々な手法を用いて事前にPRしたことで、大きな混乱もなく移行できたことは、評価できる。 ・引き続き、環境政策課が担当する「ごみ減量化・資源化推進事業」と連携した事業推進を図られた。
生活環境部 環境センター	ごみ処理事業	・一般廃棄物の焼却処理や埋立て処分を安定的に適正に行うため、焼却施設等について7年間(H24～H30年度)の長期包括運営管理業務委託を締結するなど、ごみの定量的な処理と施設の安全で安定した稼働に努めます。	【目標】 ・運営管理業務を長期包括委託することで、計画的に安全かつ安定した稼働を継続します。 ・長期包括運営管理業務委託 契約額:4,246,019千円 契約期間:H24～H30年度 ・ごみ焼却炉運転日数 H30年度:269日 【効果】 ・単年度契約に比べ年平均10%程度の経費削減が見込まれます。	・ごみの中間処理及び最終処分を安定的かつ適正に行います。	・ごみ受入量 H28年度 燃えるごみ 21,952t (22,194t) 燃えないごみ 926t (885t) 大型ごみ 1,451t (3,195t) 下水道汚泥 706t (517t) 計 25,035t (26,791t) ・ごみ焼却量 25,466t (24,655t) 運転日数:1号炉 280日(268日) 2号炉 280日(281日) ・最終処分場埋立量 不燃物 973t(991t) 固形物 958t(950t) スラグ等 572t(474t) 計 2,503t(2,415t) ・スラグ売払い量 212t(299t) 【効果】 ・長期包括運営管理業務委託により、経費削減を図りながらも、ごみ処理施設として安定的な稼働を継続することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・長期包括運営管理業務委託により経費削減を図りながら、ごみ処理施設として安全かつ安定的な稼働を継続することができた。 ・業務はH30年度をもって7年間の契約期間が満了となるが、今後も施設の安定稼働を目的とした長寿命化総合計画の策定により基幹改良工事及び長期包括運営管理業務委託更新を行い効率的な業務展開を進める。 ・また、H29年度より、ごみ処理手数料の有料化制度を導入し将来へ向けてのごみ減量と、ごみ処理費用の財源確保が図られた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・ごみ処理手数料の有料化制度を導入したことにより、ごみ処理費用の財源を確保できた点を高く評価できる。今後はごみ排出量を注視し、必要に応じ手数料の見直しを行われた。 ・長寿命化総合計画について、今後老朽化に伴い増加すると予測される維持補修経費、稼働状況、財政面など多角的な視点での計画とすること。また、長期包括運営管理業務委託についても同様である。 ・引き続き、環境政策課が担当する「ごみ減量化・資源化推進事業」と連携し、ごみ減量化の推進を図られた。
生活環境部 環境センター	資源化対策事業	・燃えるごみの減量化のため、資源となるごみのリサイクルを推進します。 ・環境センターの焼却施設への負担を軽減し、市民のリサイクル意識を高めます。	【目標】 ・資源となるごみを正しく分別し、リサイクルすることにより循環型社会の実現を目指します。 資源化目標 H31年度:21.5% (一般廃棄物処理基本計画 中間目標 年次) 【効果】 ・リサイクルの推進を行うことにより、燃えるごみが減量され、焼却施設への負担軽減と市民のリサイクルへの意識の向上が図られます。	・資源物の選別及び処理を適正に行います。	・ペットボトルの減容、空缶の圧縮、空瓶の破碎処理 ・資源ごみ処理実績 H28年度 缶類 141t(123t) ビン類 536t(577t) ペットボトル 136t(134t) 牛乳パック 4t(4t) トレイ等 2.04t(1.91t) 計 819.04t(839.91t) ・雑紙・衣類・布類収集実績 雑紙 3.09t(3.41t) 衣類・布類 35.15t(36.00t) 計 38.24t(39.41t) ・刈草・剪定枝等堆肥化事業実績 6月 37t(43t) 9月 32t(37t) 計 69t(80t) 【効果】 ・資源物の収集、選別及び処理を適正に行い、リサイクルの推進を図ることができました。 リサイクル率 H29年度 16.9%	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・資源物の収集、選別および処理を適正に行い、リサイクルの推進を図ることができた。 ・H29年度においては16.8%のリサイクル率で資源化を図ることができた。毎年発行「ごみの出し方」リーフレット等により市民意識を高めさらなるリサイクルの推進を図るべく努めていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・リサイクル推進については、環境政策課が担当する「ごみ減量化・資源化推進事業」で実施しており、本事業はリサイクル処理業務であるが、収集された量や資源物の性状からリサイクル意識の状況が確認できる。引き続きごみ減量関連の事業と連携し回収状況の公表などにより市民の意識向上を図ることで、リサイクル率の向上、収集物の品質向上などの効果が期待される。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
生活環境部 環境施設建設 推進室	斎場維持管理 事業	・斎場は、市民生活と深いかわりを持つ極めて公共性の高い施設であり、市民に安心と安らぎを提供できるよう適切な管理運営を行います。	【目標】 ・斎場の適切な管理運営を行います。 【効果】 ・市民に安心と安らぎを提供することができます。	・火葬炉等の保守管理及び修繕を行います。 ・火葬業務を円滑に遂行するための管理運営を行います。 ・廃止した火葬場の解体を行います。	・火葬業務の実施 999件 ・煙道耐火物修繕 1か所 ・火葬炉耐火物修繕 1か所 ・火葬バーナー等の点検整備 8台 ・棺台車修繕 2台 ・炉前ホール舗装修繕 【効果】 ・火葬を適切に実施することで、市民に安心と安らぎを提供することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・既存の火葬場施設の適切な管理運営により、利用者に支障なく運営した。 (H29年度火葬件数 999件) ・火葬を適切に実施することで、市民に安心と安らぎを提供することができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・必要不可欠な施設であるため、安定した運営を行い利用者に支障なくサービスを提供できた点が評価できる。 ・老朽化による施設・設備の修繕費用などの運用経費が増加傾向にあるが、必要に応じて修繕など新斎場建設を見据え適切な管理運営が必要である。利用者が支障なく利用できるよう施設の管理運営を引き続き求める。
生活環境部 環境施設建設 推進室	市有墓地整備 管理事業	・高齢化社会の到来、核家族化、新規転入者による墓地の需要に対して長期的に対応できるよう既存墓地の修繕・再整備・拡張を行い、墓地使用に支障をきたさないようにします。	【目標】 ・長期的に対応可能な墓地施設を整備します。 ・墓地に対する住民ニーズの把握をします。 【効果】 ・住民ニーズに基づき、墓地の提供ができます。 ・墓地の環境整備により、墓地使用者及び周辺住民の安全性と利便性が確保されます。	・住民のニーズに沿った墓地整備と管理運営を行います。	・打越墓地納骨堂等整備 用地測量、造成設計(H30年度完成) ・苗木南八幡墓地湧水処理 ・駒場青木墓地防護柵設置 ・各市有墓地整備 打越墓地・西山墓地石垣等修繕 4か所 各市有墓地支障木伐採 9か所 (打越6か所、神坂1か所、原1か所、駒場青木1か所) 管理組合への原材料支給 6か所 (地藏堂、矢柄、南八幡、道泉、落合山の田、落合西山) 【効果】 ・墓地使用者及び周辺住民の安全と利便性を確保しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・打越墓地整備のため、測量・設計を行った。 ・新規区画分譲促進のため、広報なかつがわ及び坂本・苗木の地域版広報誌に掲載し、周知を図った。 ・市民の墓地に対する意識調査を実施した。回答率は48.7%で、そのうち、市営の合葬墓を使用したい世帯が14%あり、既にお墓を所有している世帯でも、5%が永代供養を希望しており、また利用する予定はなくても市営の合葬墓が必要と考えている世帯も57.7%と高いため、今後は需要が増加する可能性があると考えられる。墓地整備事業の参考にしていきたい。 ・既存墓地の清掃委託や修繕整備を行い、墓地利用に支障をきたさないようにした。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・市民の墓地に対する意識調査を実施し市民ニーズを把握したことは評価できる。調査結果をもとに多様化する埋葬スタイル、墓地利用に対する市民ニーズに沿った墓地整備を期待する。 ・既存墓地の維持管理及び整備した墓地の分譲について、墓地利用者の安全性や利便性の確保に努め、高齢化社会、核家族化など実情に見合った供給と適正利用を進めることが必要である。
商工観光部 工業振興課	若者の地元定 着推進事業	・若い世代を中心に、働く場を求めて人口が流出しており、若者が安心して働ける環境づくりが求められています。 ・未来を担う若者の市外流出を抑制し、地元定着を図るため、地元で育った若者と市内企業の「出会う機会」を創出します。	【目標】 ・若者と地元企業の「出会う機会」を創出し、地元就職の機会を増やします。 ・若者が、生涯にわたって地元で安心して働ける環境を創出します。 ・市内高校新卒者の市内企業就職率を増やします。 H29年度:36% H30年度:37% 【効果】 ・市内出身者の若者と地元企業の「出会う機会」を創出することにより、若者の地元定着につながります。	・就職や進学タイミングで若者の市外流出が進んでおり、若者の地元定着を図るため、地元企業の魅力をPRするとともに、地元就職に向けて企業、学生双方の就職活動を支援します。	<地元企業の情報配信> ・地元企業の求人情報冊子を作成し、管内高校等へ配布 570部 ・高校生等対象企業説明会開催(新規) 参加企業 38社 参加人数 95人 ・大学生向け地元企業による会社説明会等を開催 参加企業 31社 参加人数 42人 <産業事業視察促進事業> ・高校生の企業見学のためのバス代の補助 参加校 6校 参加人数 811人(H28 5校 521人、290人増) <キャリアカウンセラー設置支援事業> ・阿木高校のキャリアカウンセラーの設置支援 就職者数 32人(うち市内企業 7人)内定率100% 【効果】 ・市内高校新卒者の市内企業就職率 40.9%(119人 9人増)と増え、若者の地元定着につながりました。 ・阿木高校のキャリアカウンセラーを設置することにより、内定率は100%(設置前90%)になり、地元定着につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地元企業を知らないまま、地元以外の企業に就職する若者が増えている。 ・地元企業を知ってもらう出会い場の創出が重要であり、高校生や大学生等の企業説明会の開催や高校生の企業見学のためのバス代の補助等を行っている。 ・H29年度卒の市内高校新卒者の市内企業就職率は、40.9%と増え(前年度36.9%)、今後もこういった事業を進めていくことは重要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・地元企業の魅力を高校生等にPRすることは、これまで地元企業がどのようなことをしているか知らなかった学生に対して効果的に地元の魅力を発信できる良い機会である。 ・企業と学生がマッチングできれば、雇用確保と人口減少対策の両面に効く施策となるため、成果を挙げることができれば効果があると認められる。 ・今後は市外の大学などとの連携を強化し、進学のため一度市外に転出した学生が中津川市に就職できるような人を呼び込む取組みについても、検証する必要がある。
商工観光部 工業振興課	工業振興事業	・本市の製造業をはじめとする工業分野は、地域産業と雇用の中心的な役割を担っています。 ・地元企業の活力向上と雇用の場の確保を図るため、事業規模拡大や安定した事業継続に向けた取組みを支援し、誰もが安心して住み続けることができるまちを目指します。	【目標】 ・地元企業の活力が向上し、働く場の確保により市内での就労人口を増やします。 市内高校新卒者市内企業就職率 H29年度:36% H30年度:37% 【効果】 ・企業の安定した事業活動による雇用環境の安定により、市内での就労人口の増加が図られます。	・地元企業が安定した事業活動を継続していただくため、企業訪問による情報収集と企業ニーズに即した支援と若者が働きやすい環境に取り組む地元企業を応援します。	・企業訪問の実施 182事業所 (H28年度:181事業所) ・中核工業団地内の環境整備(法面草刈、高木剪定等) ・市内企業の人材育成支援(技術研修等派遣助成金 交付対象者 82社489人、勤労者技能検定手数料助成金 交付対象者 36人) ・健康経営の推進、ワークライフバランスへの配慮などに取り組む企業を応援 <認証等取得支援事業>(新規) ・中津川市働き方改革推進アクションプランの実施 新はつらつ職場づくり宣言登録事業所:31事業所 企業認証等新規取得事業所:5事業所 <8万人のヘルスアップ事業との連携> ・企業へのけんばちメニューの普及支援:ランチミーティングの実施 2回 【効果】 ・企業ニーズの把握と地元企業の活力向上を図るための施策への反映により、企業活動の活性化を図りました。 ・働き方改革の推進の啓発を図りました。 ・市内高校新卒者の市内企業就職率 40.9%(119人 9人増)と増え、若者の就労率増加につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・本市の産業の中心的役割を担う工業分野への支援は、雇用の場の確保と地域活力の向上につながることが期待できる。 ・H28年度181件、H29年度182件企業訪問を実施しており、より多くの情報収集と実態把握により施策へ結びつけることができた。 ・働き方改革アクションプランの実施等により、新はつらつ職場づくり宣言登録事業所31社を経て健康経営推進、ワーク・ライフ・バランスに関する企業認証を5社の企業が取得するに至った。 ・さらなる企業ニーズの把握と施策の検証に努め、事業効果を高めいく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・工業は本市の基幹産業であり、これを支援することは地域活力の向上に有効である。 ・企業訪問は前年度実績を上回る実績を上げている。他の取り組みも含め、こうした活動が全て成果につながるものではないため、引き続き地道であっても継続的な取り組みが求められる。 ・「新はつらつ職場づくり宣言」については企業への参加を促すことにより市内企業が健康経営を推進することになり、働きやすい環境を整えることにつながっている。また、市役所も率先して「新はつらつ職場づくり宣言」に参加できたことは評価できる。宣言して終わることのないよう、フォローアップを行う必要がある。
商工観光部 商業振興課	商業振興事業	・商業活性化及び地域活性化に取り組む各種団体を支援します。 ・厳しい環境下で事業を行う中小企業、小規模企業を継続して支援します。 ・リニア開業を見据え、その効果を活かすための活性化事業を支援します。 ・商業を活性化し、経済活動が活発なまちづくりに結びつけます。	【目標】 ・中小企業・小規模企業振興条例に基づき中小企業者の振興を総合的に推進します。 【効果】 ・商工会議所、北商工会、金融機関、学校、行政等関係者が連携することで、産業振興への意識を高めます。 ・中小企業への融資制度等での支援により、中小企業者の経営の安定化と事業の持続的発展に寄与します。 ・空き店舗の増加抑制を図り、商業による市内経済の活性化と新たな雇用を創出します。	・商工会議所、北商工会を通じた個店強化の促進を図ります。 ・金融支援により円滑な資金確保を図ります。 ・空き店舗を改修して開業する事業者を支援します。 ・中小企業・小規模企業振興条例に関する関係団体との連携を図ります。	<商工団体等支援事業> ・商工団体への補助金 2団体(中津川商工会議所、中津川北商工会) ・商工団体との連携会議による情報共有 3回 <中小企業支援対策事業> ・中小企業小口融資制度 信用保証料補給 30件(H28年度:34件) 利子補給 32件(H28年度:34件) ・小規模事業者経営改善資金融資制度 53件(H28年度:51件) ・創業に関する資金融資制度 23件(H28年度:17件) <空き店舗活用事業> ・空き店舗改修に対する支援 4件 【効果】 ・商業団体や中小企業、小規模企業への支援により、経営の安定化と事業の持続的発展に寄与しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・市内中小企業の支援、指導等の主体となる商業団体を資金面から支えらるとともに、協働して、中小企業の支援や商店街の振興を図った。 ・市内中小企業に対して、小口融資制度や小規模事業者経営改善資金融資、創業融資制度をPRし、適切な活用を図り、市商業の発展に寄与した。 ・廃業等による空き店舗の急増に対応するため、H29年度に空き店舗活用の補助金制度を創設し、4件の出店に繋げることができた。個人での出店では初期投資の確保が支障となっており、空き店舗を借用し費用負担を抑えた出店を促進させた点で今後も高いニーズが期待される。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・団体への支援は既得権とならないよう毎年、事業内容に応じて見直しが必要である。 ・中小企業は経営基盤が強いにもかかわらず、きめ細やかな支援が望まれることから、商工会議所、商工会と十分に協議して事業を進めることが重要である。 ・空き店舗改修の補助金を創設したことにより、出店したい個人と空家を減らしたい商店街等をマッチングさせることで費用を抑えて出店し、市全体の商業活性化につなげることができたことは評価できる。 ・今後も空き店舗の情報や活用できる場所の情報をストックしておくことで、ニーズがあった際、迅速に対応できるため、情報収集等アンテナを高く張る必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
商工観光部 商業振興課	中心市街地活性化推進事業	・岐阜県の東の玄関口として、リニア開業の2027年以降も現在の中心市街地を本市の顔としてにぎわいを創出していくため、個店強化や集客イベント等への支援を行います。 ・利便性の向上や歴史・文化資産との結びつけなどにより、中心市街地の求心力を向上させるため、中心市街地活性化基本計画を策定し、計画に沿った事業を推進します。	【目標】 ・中心市街地活性化基本計画を策定し、計画に沿った事業を推進します。 ・中心市街地歩行者数の増加 H30年度目標:4,777人 【効果】 ・計画に沿って事業を推進することで、商業活性化と観光振興や交流人口の増加が図られ、まちのにぎわいが創出されます。	・市の顔である中心市街地のにぎわいを取り戻し市全体の活性化につなげるため、集客イベントや個店強化に対する取組みを支援します。 ・中心市街地の課題を整理し、計画的にまちの活性化の実現を図るため、基本計画を策定するとともに、事業実施の担い手となるまちづくり組織を設立します。	<集客イベントの支援事業> ・中心市街地にぎわい創出イベント開催等支援 「春・秋中山道まつり」 ・中山道中津川宿「六斎市」開催に対する支援 11回開催 ・音楽のまちづくりアーティスト手形石板設置 <個店強化の推進事業> ・アシスト自転車等おもてなし事業 <中心市街地活性化検討業務> ・中心市街地活性化協議会 協議会 3回、事務局担当者会議 48回 ・まちづくりの専門知識を持つ人材の活用 ・新町ビル跡地活用施設基本計画の策定(H30年3月) ・中心市街地活性化基本計画の策定(H30年3月) 【効果】 ・六斎市をはじめとしたイベント等の取組みにより、市内外から中心市街地への来場者数の維持とにぎわい創出につながりました。 ・リニア時代を見据えたにぎわいのまちづくりの新たな目標となる中心市街地活性化基本計画を策定し、実現への道筋を示しました。 ・中心市街地歩行者数 4,525人	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・「第2期中心市街地活性化基本計画」については、H30年度中に認可を得るために計画立案に向けて県などと調整を行うなどの準備を行うことができた。(H30年6月28日付で国の認定を受け、現在各活性化事業に着実に進んでいる) ・計画にあがっている計42の事業を各主体が確実に実施することで、まちなかのにぎわいの創出につなげる。 ・主要事業である新町ビル跡地活用事業では、施設に導入する機能については概ね決定しているものの、次の基本設計作業に向けてより具体的な中身を詰めていく必要がある。 ・六斎市などの開催については、後継者不足やマンネリ化といった課題はあり集客の面で苦戦しているが、新しい出店者の募集、夕方市やパンマンフェスの開催など、市民の関心を高める企画でまちなかへの来街者確保を進めている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・第2期中心市街地活性化基本計画の策定について準備を行い、策定の道筋を作ったことについては評価できる。 ・今後は計画の事業が着実に成果を上げることができるよう進捗管理を行うべきである。 ・新町ビル跡地活用については整備するとすれば多額の建設費用がかかるため、どのような機能を有した施設にするのか、また施設を建設した結果、にぎわいプラザを廃止することができるなど、効率的・効果的な施設の方針を定めなくてはならない。 ・六斎市などのイベントの実施により、まちなかのにぎわいを創出していることは評価できる。今後も持続的に活性化させるために、創意工夫を凝らしイベントが形骸化しないよう取り組んでいく必要がある。
商工観光部 商業振興課	にぎわいプラザ運営事業	・市民等が安心して利用できる利便性の高いコミュニティ活動等の場を提供します。 ・中心市街地の公共施設として、活性化に寄与します。	【目標】 ・利用者の意見に耳を傾け、ニーズにあった施設整備、運営を行い、利用率を35%まで引き上げます。 【効果】 ・利用率向上により、市民・団体等のコミュニティ活動の活発化と中心市街地のにぎわいが創出されます。	・利便性、安全性の向上などにより、利用率向上を図ります。 ・会議室やコミュニティオフィスなど市民・団体等の活動しやすい場を提供し、利用者の増加による中心市街地活性化を推進します。	<施設修繕による利用環境の改善> ・地下污水管腐食に係る漏水修理 ・自動扉故障に係る修理 ・照明器具増設工事 ほか <施設維持管理> ・管理委託、消防用設備点検、警備、清掃、冷暖房機等保守委託業務 【効果】 ・快適で安全なにぎわいプラザを目指し、利用者の利便性向上に向けた整備の拡充を行ったことで、にぎわいプラザ利用者数は対前年比0.7%の増となりました。 にぎわいプラザ利用実績 貸館利用者数:55,037人(H28年度54,656人) 稼働率:31.85%(H28年度32.62%) 参考 にぎわいプラザ総利用者数:307,626人(H28年度:305,288人)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・老朽化による維持、修繕に要する経費が増加している。 ・中心市街地内の今後の公共施設のあり方を検討していくなかで、施設の統廃を視野に、具体的な決定に向けていく必要がある。 ・駅前に立地する条件から、高校生の滞留スペースとして充実整備を図ったことで、多くの利用者を獲得できるようになった。 ・今後も利用者の声を聞きながら、安全面の確保は勿論のこと、出来る範囲で利便性の向上に繋げる。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・駅前という立地もあり、広く市民に活用されている。 ・特に高校生がバスや電車の待合時間をにぎわいプラザ内で過しやすいう。余剰のイスや机を用いて滞留スペースとして安価に充実させたことで、学生たちが過ごしやすくなったことは評価できる。 ・老朽化により施設の修繕費が高くなるが予想されるが、中心市街地活性化基本計画や新町跡地の再利用に向けた検討によってはにぎわいプラザを廃止することも視野に入れ、必要最小限の経費で維持していくべきである。
商工観光部 商業振興課	特産品振興事業	・本市の豊かな自然や歴史、文化などの特徴を活かして生産又は加工された産品を、市内外に向け情報発信することで、市民の特産品への愛着心を育て、商品価値の向上や販路拡大等商業の活性化につなげます。 ・リニア開業による首都圏とのつながり、人・物の交流が盛んになることを見据え、魅力ある特産品をPRすることで、本市の知名度向上を図ります。 ・市内事業者の連携強化と販売技術の向上により、特産品振興を進めます。	【目標】 ・生産者と事業者とのマッチング事業の実施 1回 ・大規模小売店舗で行うテストマーケティングの実施 3回 ・首都圏における特産品のPR 1回 【効果】 ・潜在している市産品の掘り起こしと市産品の販路が拡大できます。	・本市への集客・商業の活性化を図るため、県や近隣市町村その他団体と連携しながら特産品生産者及び販売者の育成・特産品の販路拡大等の支援を行います。 ・リニア開業を見据え、中京圏及び首都圏で中津川をPRするため、物販及び情報発信を進めます。 ・市内事業者の自律的運営に向けた支援を行います。	<テストマーケティング事業> ・アピタ中津川店(5/18～5/23) 出店数:15店 ・イオン各務原店(9/15～9/18) 出店数:21店 ・ピアゴ多治見店(10/5～10/8) 出店数:19店 ・イオン熱田店(11/3～11/5) 出店数:18店 ・イオン岐阜店(11/17～11/19) 出店数:13店 ・イオン新瑞橋店(3/17～3/20) 出店数:24店 ・ふるさとまつり東京(1/12～1/21)出店数:5店 ・大手デパートの宅配サービスへの出店(2/27～3/26) <食の特産品振興事業> ・キッチンカーによるご当地グルメのPR 16回 公用車としてのキッチンカー利用 29回(約3,600km) <講習・セミナー事業> ・キッチンコピーセミナー、商談会セミナー、商品陳列セミナー、対面販売セミナー、パッケージデザイン改良セミナー、販売力強化セミナー 各1回 【効果】 ・中津川市の特産品(和菓子、五平餅、調味料等)をPRするとともに、販路拡大につなげることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中京圏においては大手スーパーでのテストマーケティング事業が定着し、販売促進の足掛かりが確保できつつある。 ・販路拡大に向けては、新たな取組みとして首都圏の百貨店の宅配事業への参画に取り組んできたが、首都圏では中津川市の特産品の認知度は低く、大きな売り上げには繋がっていない。そのため、一定期間継続したテストマーケティングの実施により成果を確かめていく必要がある。 ・特産品販売には、一方で事業者や担当者の負担やリスクの増加も伴うことから、効率かつ効果的な手法や体制を構築しながら進めていく必要がある。 ・キッチンカーの稼働率については、とりま井協議会の休止により、新たな利用方法を調整していく必要に迫られている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・中津川ブランドを外部に発信していくために事業者と一体的にPRや商品改良に取り組むことは評価できる。 ・大手小売店やフェアに出店するだけでは百貨店の宅配事業に参画するなど積極的に事業に取り組んでいく必要がある。 ・自部門評価にもあるように中京圏での知名度が高まってきた。首都圏などの大都市圏でも知名度を上げることができれば特産品振興につながるが、費用対効果を検証し、間接に事業を拡大するのではなく、狙いを絞って事業を展開していく必要がある。 ・国や県の補助金を活用して3年計画で取り組んでいるため、3年目(H30年度)終了時には事業者が自立して販路を拡大してける等自立した運営が行えることが最終的な目標であるので、そこに向けた取組みを進めなければならない。 ・キッチンカーの利用は年間16回とかなり利用率が悪い。抜本的に見直しをしなければ維持費ばかり嵩んでしまうため、費用対効果が見込まれない場合は廃止も含めて検討すべきである。
農林部 農業振興課	農地・担い手対策事業	・農業従事者の高齢化や後継者・担い手不足、農地の荒廃が問題になる中、地域の中心となる経営体(個人・法人・集落営農組織)の育成・確保や、経営体への農地集積に必要な取り組みを支援します。 ・新規就農者の育成・確保のための支援を進めます。	【目標】 ・各年度、集落営農の重点指導地区を設定し、地域単位で集落営農組織の強化・法人化支援を進めます。 ・新規集落営農組織数(法人) H29年度:1経営体 H30年度:1経営体 【効果】 ・集落営農組織の強化を図ることで、効率的な営農体制の整備、農地の集約化につながります。 ・新規就農者の確保を図ることで、夏秋トマト産地の維持拡大につながります。	・個人、法人、集落営農組織の経営安定化を図るため、地域農業の担い手に対し支援します。 ・農地の集積を推進し、生産性の高い農業経営体となるよう支援します。	・国の就農給付金事業を活用し、就農(経営開始)後5年間、各年給付金を交付 交付対象者12人 ・農地集積を進める担い手経営体を対象に高性能農業用機械導入や畦畔管理省力化への補助支援の実施 補助対象組織5組織 ・農地中間管理機構を活用した農地集積に対する協力金の交付 2地区(福岡地区 7.0ha、阿木地区 0.6ha) ・集落営農組織の設立等への支援の実施(坂下地区) 【効果】 ・新規就農者の支援については、関係機関(県、JA)と連携し、就農相談から就農着までのサポートを実施した結果、3人の新規就農者の確保につながりました。 ・農地の集積については、対象地区への継続的な支援を行った結果、2地区を中心に39.8haの集積につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・新規就農者の支援については、関係機関(県、JA)と連携し、就農相談から就農着までのサポートを実施した結果、3人の新規就農者の確保につながりました。 ・農地の集積については、対象地区への継続的な支援を行った結果、2地区を中心に39.8haの集積につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・本事業の目的は自立化への支援であることから、やる気のある農業者によりインセンティブが働く仕組みが必要であるが、国県による制度設計のため市の裁量に限定的である。このため新たな政策の情報収集や周知を行い、関係機関と連携しながら潜在的なやる気ある農業者の発掘や働きかけを行っていく必要がある。 ・新規就農者への支援については、5年後、10年後がどうなっているか検証が必要である。移住定住施策と絡めた関係機関との連携を図る必要がある。
農林部 有害鳥獣対策室	鳥獣害対策推進事業	・鳥獣被害の発生しない、安全・安心に耕作が行える環境整備を行います。 ・中津川市鳥獣被害防止総合対策協議会と連携し、国の交付金事業を活用した侵入防止柵資材の導入を行い、農作物被害の軽減を図ります。	【目標】 ・鳥獣を農地に入れない対策として、侵入防止柵の設置の支援を行い、農作物の被害額を低減します。 (H27年度被害額実績 12,683千円 H30年度目標 10,000千円) ・鳥獣被害対策実施隊員が有害鳥獣捕獲活動を実施するための支援を行います。 【効果】 ・侵入防止柵設置の支援により、農作物被害が低減し、生産性が向上します。 ・有害鳥獣の個体数を減らすことで、農作物への被害が低減します。	・鳥獣被害を軽減するため、侵入防止柵の設置に要する資材費に対して補助を行います。 ・鳥獣被害対策実施隊員の育成・支援を行います。	・侵入防止柵資材費(市単補助):資材購入費の1/3以内で上限2万円 市内対象者 48戸 12,617m ・鳥獣被害対策実施隊への活動報酬 163人 ・中津川市鳥獣被害防止総合対策協議会への補助(鳥獣被害対策実施隊員用ベスト・帽子購入 など) 【効果】 ・侵入防止柵等の購入費補助により、例年被害に遭っている農地の農業被害を防ぐことができました。 H29年度被害総額実績 12,196千円 ・鳥獣被害対策実施隊員専用ベストと帽子を購入したことで隊員の士気の向上と、市民への捕獲活動のPRを図ることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・侵入防止柵の設置は、中津川市鳥獣被害防止総合対策協議会を事業主体として、国や県の事業を活用して集落を大きく囲う形で進めているが、納品が遅れになるため、緊急的な対応が可能な市単補助も重要な役割を担っている。また、侵入防止柵では防げない加害鳥獣に対する鳥獣被害対策実施隊による捕獲は不可欠である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・鳥獣害は農作物そのものの被害に加え農業者への精神面へのダメージも大きく、要望が強い事業であり、今後も被害軽減対策は継続していく必要がある。 ・鳥獣害防止対策と有害鳥獣駆除の連携が必要不可欠であり、H29年度から有害鳥獣対策室として、担当部署が新設されたことから、今後は侵入防止柵だけでなく捕獲も組み合わせる取組みにより効率性を高められると良い。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
農林部 農林整備課	多面的機能支払推進事業	・過疎化、高齢化、混住化等が進行し共同活動が困難になってきている地域に、農用地、水路、農道等の地域資源が適切に維持されるように地域の共同活動を支援することで、農地の保全を図ります。	【目標】 ・荒廃農地70ha以下(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査) 【効果】 ・国、県の交付金制度を活用し支援することで、農地の多面的機能が維持されるとともに、中津川市の荒廃農地増加の抑制が図られます。	・多面的機能支払交付金は、活動組織が活動する範囲の農振農用地の面積に応じて交付し、組織の活動に係る日当、機械経費、資材、修繕等に幅広く利用されます。	・取組団体 43組織 ・取組面積 1,319ha(田:1,240ha 畑:79ha) ・農地維持支払交付金 田:3,000円/10a、畑:2,000円/10a 30組織、田:798ha、畑:78ha ・資源向上支払交付金(共同活動)田:1,800円/10a、畑:1,080円/10a 29組織、田:773ha、畑:78ha ・資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)田:4,400円/10a、畑:2,000円/10a 37組織、田:1,091ha、畑:65ha 【効果】 ・多面的機能支払交付金事業により、荒廃農地の抑制につながりました。(H29 64ha H28と同じ)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・交付金は組織による活動に幅広く活用され、農地維持や共同活動の活性化が図られた。また、農地の草刈等を農家だけでなく地域全体で取り組んでいる組織が増え、地域ぐるみで農村の環境が守られている。 ・全国的に活動組織が増加しており、資源向上支払(長寿命化)の交付率が低下したことから、注目度が高い事業であるため、国への要望を強く行っていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域が幅広く活用できる国県の制度に基づく交付金であり、地域ぐるみの活動により農地だけでなく農村環境の保全が図られており、今後も有効活用されるよう支援が必要である。 ・事務手続きが煩雑となるのは国県による制度設計のため致し方ない部分があるが、活動組織の負担が軽減されるよう国県に対して改善を要望していく必要がある。
農林部 農業振興課	農産物ブランド化推進事業	・農産物のブランド化による生産意欲の向上と、更なるイメージアップを図るため、安心して農業が行えるよう農業者団体に対して支援を行います。	【目標】 ・夏秋トマト、夏秋なす、栗の地域特産物 栽培面積の維持拡大 栽培面積H30年度目標:夏秋トマト15.2ha、夏秋なす1.6ha、栗54ha 【効果】 ・ミネラル野菜、栗産地としての本市の更なるイメージアップにつながります。 ・販売額の拡大はもとより、生産者の意欲向上・所得向上につながります。	・ミネラル野菜(夏秋トマト・なす)の生産拡大やブランド化への取り組みに対して補助を行います。 ・間ノ根観光栗園を通じて、栗産地のPRを行います。	<ミネラル野菜のブランド化> ・ミネラル野菜のブランド化確立のために必要な肥料の施肥や、土壌改良を行うための精密土壌診断に対して補助を実施(市内4生産組合) <間ノ根観光栗園整備> ・間ノ根観光栗園の幼木に係る育成管理、園内進入路舗装工事等を実施 【効果】 ・ミネラル野菜のブランド化の推進により、夏秋トマトの栽培面積0.3haの増加につながりました。 H29年度実績:夏秋トマト14.0ha、夏秋なす1.3ha、栗53.4ha	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・ミネラル野菜のブランド化の推進により、夏秋トマトの生産面積0.3haのつなげることができた。また、産地としてのイメージアップに向けた効果的な取り組みにつながっている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・ミネラル野菜のブランド化は、意欲のある生産者の存在によって進展している。新規就農者によって生産面積も伸びており、土壌改良を行うための精密土壌診断など高品質を維持する必要があるため、引き続き意欲ある生産者の支援を継続する必要がある。
農林部 農業振興課	地産地消推進事業	・「地産地消」を推進することで地元産農産物の消費拡大につなげます。 ・今後、生産農家が自主的に販売につなげていけるよう販路の拡大、PR等に関して支援を行います。	【目標】 ・六斎市での出店やファーマーズマーケットの定期開催、その他各種イベントへの参加支援を行い、地元産農産物のPR、地産地消の推進につなげます。(開催:4月～12月 9回/年) 【効果】 ・地元産農産物の直売による地産地消、地域農産物の消費拡大につながります。 ・生産農家の販路拡大につながります。	・地産地消を推進するため、地元産の農産物が継続的に供給できるよう、耕作面積の拡大や新たな栽培方法や技術の導入を推進するとともに、地元産農産物の利用拡大に向けたPRを行います。	・六斎市、ファーマーズマーケットでの中心市街地における農産物販売の実施 4月～12月の年9回開催 ・生産者団体の農産物販路拡大に向けた取組みに対して支援を実施 9団体 ・学校給食での地産地消の推進に対して支援を実施 対象:市内小中学校 31校 【効果】 ・ファーマーズマーケットを中心市街地で定期開催することにより、市内農家の直売機会を増加させ、地元産農産物や農産加工品のPR、消費拡大につながりました。 ・市外のイベント等の参加機会が増え、都市部での中津川市産農産物のPRにもつながっている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・ファーマーズマーケットを中心市街地で定期開催することにより、市内農家の直売機会を増加させ、地元産農産物や農産加工品のPR、消費拡大につながることができた。 ・市外のイベント等の参加機会が増え、都市部での中津川市産農産物のPRにもつながっている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・学校給食での地産地消の推進は食育の観点からも今後も継続して支援する必要がある。 ・ファーマーズマーケットも定期開催が定着し今後も継続することが望ましいが、ある程度年数も経過していることから、地元産農産物を地元で消費させることを拡大するの、都市部での消費拡大を目指すのか方向性を含めた現状課題の抽出や行政主体からの脱却へ今後の展開など事業の見直しが必要である。
農林部 農林整備課	土地改良整備事業	・農業振興のために、公共性、緊急性の高い土地改良施設の整備、維持管理をします。	【目標】 ・荒廃農地70ha以下(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査) 【効果】 ・土地改良施設の維持補修、工事を行うことで、本市の荒廃農地増加の抑制が図られます。	・農業振興のため、公共性、緊急性の高い土地改良施設(農道・農業用水路・農業排水路・ため池など)の整備、維持管理を図ります。	<県営土地改良事業> ・地域ため池総合整備(3か所) ・中山間地域総合整備(4地区) ・農業競争力強化基盤整備(1地区) ・農道施設強化対策(1橋) <調査測量等委託> ・農道情報(農道台帳)整備 など <県単土地改良事業> ・堀端水路改修工事 L=37m ・田之尻農道改修工事 L=239m ・高之巣農道舗装工事 L=376m ・上之平排水路改修工事 L=25m ・ため池調査業務 139か所 <市単舗装工事> ・地区農道舗装工事 4地区 7路線 L=592m <小規模修繕> ・農道、用排水路等小規模補修、原材料支給など 67か所 【効果】 ・土地改良整備等により、荒廃農地の抑制につながりました。(H29 64ha H28と同じ)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・土地改良施設の老朽化が進む中、土地改良施設の維持補修及び管理を行い長寿命化を行うことで、担い手の作業が軽減され、荒廃農地の増加が抑制された。 ・県との調整により県営事業で大規模整備することで、営農効率の向上につながった。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・限られた財源の中で多くの箇所の機能保全ができたことは施設更新時期の延伸の観点から有効である。 ・土地改良施設の老朽化が進むなかで他のインフラ施設同様、今後の全面的な更新は困難であるため、長期的な視点をもって、施設ごとの更新・長寿命化・廃止等の検討が必要である。 ・施設整備は高額な予算が必要となるため、県営事業による施工により有利な補助金等の獲得など財源の確保に努める必要がある。
農業委員会 農業委員会事務局	農業委員会事業	・農地法等関係法令に基づき、農地の権利移動や転用申請に対し、適正な審査と委員会(総会)運営を行います。 ・農地利用の最適化を図ります。 ・農地に対する相談対応や情報提供を行い、農業の発展を図ります。	【目標】 ・農地法等関係法令に基づく農地の適正な権利調整による農地管理を行います。 ・農業の発展と農業者の地位の安定を目指します。 【効果】 ・農地が適正に管理されると共に農地の有効利用が図られ、農業の健全な発展につながります。	・農地の権利移動や転用申請に対し、適正な審査と委員会(総会)運営を行います。 ・農地利用の最適化のため、担い手への農地利用の集積、遊休農地の解消を図ります。 ・農地に対する相談対応や情報提供を行います。	・農業委員会の開催 毎月1回 ・市の農業施策に関する市長及び市議会議長への意見書の提出 年1回 ・農地の権利移動及び転用申請(農地法第3・4・5条等)の審査、審議 571件 1,147,280.71㎡ ・遊休農地の発生及び解消状況に関する調査 遊休農地面積 35.65ha(H28年度比1.86ha減、遊休農地率0.89%) ・担い手への農地利用の集積 集積面積 764.40ha(H28年度比44.54ha増、集積率19.06%) ・農地に対する相談業務 随時 ・農業委員の任期満了に伴う農業委員及び農地利用最適化推進委員の任命・委嘱 【効果】 ・農地の権利移動及び転用申請の適正な審査、審議により農地の適正管理を図りました。 ・農地中間管理事業、遊休農地調査等により、農地利用の最適化を図りました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づいて設置され、農地法等の法令業務を担っており、必要な事業である。 ・農地利用の最適化が農業委員会の必須業務として位置付けられており、農地利用状況調査等による遊休農地の解消と共に担い手への利用集積に努めているが、中山間地域においては圃場条件の悪さに加え、高齢化、労働力不足により農地利用の最適化を図ることは大きな課題である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法令等に基づく業務を肅々と執行するものであるが、その他事業と同様、効率的な執行については常に留意する必要がある。 ・遊休農地の意向調査の結果が、利用に向けて担い手へ誘導されるよう関係機関との連携や情報共有をさらに強化していく必要がある。 ・農業委員会の改選が行なわれ、農業委員に加え、農地利用最適化推進委員が新たに任命されたことにより、今後は農地利用の最適化が効率的に取り組んでいけるよう働きかけが必要がある。
農林部 有害鳥獣対策室	有害鳥獣駆除事業	・有害鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害が深刻になっており、有害鳥獣の生息数を適正水準に管理し、被害を低減するため、有害鳥獣の捕獲を実施します。 ・継続的な有害鳥獣捕獲活動実施のため、鳥獣被害対策実施隊員の育成を図ります。	【目標】 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づいて鳥獣の個体数管理を行います。 ・継続的な有害鳥獣捕獲活動実施のため、鳥獣被害対策実施隊員の育成を行います。 【効果】 ・有害鳥獣を捕獲することで、農林水産業への被害低減につながります。 ・鳥獣被害対策実施隊員を育成することで、捕獲数の増加と継続的な捕獲活動につながります。	・捕獲された鳥獣の種類及び数に応じて、捕獲謝礼金を支払います。 ・捕獲活動を支援するため、活動費、ハンター保険代、事故防止研修会の費用を補助します。 ・捕獲数の増加と継続的な捕獲活動実施のため、鳥獣被害対策実施隊員を育成し後継者の確保を図ります。	<有害鳥獣捕獲報償費> イノシシ 698頭、ニホンジカ 117頭、ニホンザル 43頭 他 <鳥獣被害対策実施隊員補助金> 活動費、ハンター保険代、事故防止研修会費用の補助 163人 <鳥獣被害対策実施隊員育成事業> 補助を利用した新規隊員数 4人(うち市職員1人) 【効果】 ・捕獲活動に対する経費補てんにより鳥獣被害対策実施隊員の士気の向上が図れ、捕獲活動を迅速に行うことができました。また、新たに4人の隊員を育成し、継続的な捕獲体制の維持を図ることができました。 捕獲数 H28年度 → H29年度 イノシシ 768頭 698頭(△70頭) ニホンジカ 69頭 117頭(48頭) ニホンザル 31頭 43頭(12頭)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・市内各地で発生している鳥獣による農業被害に対し、侵入防止柵は有効であるものの、完全ではなく鳥獣の農地への侵入は発生してしまう。それらを捕獲するためには鳥獣被害対策実施隊の存在は不可欠であるが、身体的・金銭的負担は大きく、少しでも隊員の負担を軽減することで士気の向上、捕獲活動の活性化を図る必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・鳥獣害は農作物そのものの被害に加え農業者への精神面へのダメージも大きく、要望が強い事業であり、今後も強化していく必要がある。 ・H29年度から有害鳥獣対策室として、担当部署が新設されたことから、今後は鳥獣害防止対策と有害鳥獣駆除を組み合わせた効果的な取組みを期待する。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
農林部 林業振興課	地域木材需要 拡大事業	・木材価格の低迷が続いており、地域産材の需要拡大を図るため、産直住宅や公共施設等における東濃産等の地域産材の利用を推進します。	【目標】 ・産直住宅建築棟数 H29年度:43棟 (H30年度:51棟) 【効果】 ・産直住宅の推進等による地域産材の利活用は、森林整備につながるだけでなく、製材業、建築業、木工業など木材に関連した産業の活性化につながります。 ・環境にやさしい木質資源を利用することは低炭素社会への貢献にもつながります。	・東濃産に代表される地域産材の利用拡大を図るため、県産材で建てられる産直住宅の建設や普及活動の支援を行います。 ・地域産材の利用促進と地場産業である木材産業の振興を図るため、市内で伐採された木材の製材に対する製材所への補助を行います。	・市内産直住宅組合による産直住宅建設への支援 37棟 ・市内産直住宅組合への活動支援 4団体 ・産直住宅展示場及びみどりの健康住宅の維持管理 ・市内産材の製材量に応じた市内製材所への補助 1,164㎡ ・中津川市・高山市 林業・木材産業連携協議会への負担金 ・東濃産と飛驒の杉の家づくり支援事業 61棟(中津川市 57棟、高山市 4棟) 【効果】 ・東濃産をはじめとした地域産材の活用を推進したことで、地域の森林整備が進むとともに製材業、建築業、木工業等の木材関連産業の活性化に寄与しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域産材を活用した産直住宅の建築により、森林整備の促進と地域産業の活性化、低炭素社会への貢献につながっている。 ・事業の認知が進むとともに利用件数が増加した(H29実績61件) ・今後の事業内容について高山市と協議を行う(H30)。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・新事業の東濃産と飛驒の杉の家づくり支援事業については、事業の認知が進んだため支援の件数も増加したことは評価できるが、高山市との申請件数の差に乖離があるため、今後の事業内容を協議するとともに連携をさらに強化する必要がある。
農林部 林業振興課	林業振興事業	・間伐や作業道の開設など効率的に森林整備を行うため、民有林の森林経営計画の作成を支援します。 ・旧債に基づいて市民に貸し付けている市有山林は、地上権者の高齢化や世代交代により森林境界が不明確になっているため、境界を明確にし間伐等の森林整備を促進します。	【目標】 ・市貸付山林境界明確化面積 H29年度:60ha H30年度:50ha ・森林経営計画作成面積 H29年度:220ha H30年度:200ha 【効果】 ・市貸付山林の境界を明確化することで、今後の森林整備の推進につながります。 ・森林経営計画作成により、間伐面積が増加します。	・森林組合が行う民有林の森林経営計画の作成を支援します。 ・市貸付山林の森林境界を確定します。 【効果】 ・森林経営計画の作成支援や市貸付山林の森林境界明確化の実施により、今後の森林整備の推進につながりました。 ・林地台帳の整備により、森林所有者の把握が円滑化され森林整備へとつながりました。	・森林組合が行う森林経営計画の作成への支援 84ha (H28年度 200ha) ・市貸付山林の森林境界明確化 60ha ・林地台帳の整備 【効果】 ・森林経営計画の作成支援や市貸付山林の森林境界明確化の実施により、今後の森林整備の推進につながりました。 ・林地台帳の整備により、森林所有者の把握が円滑化され森林整備へとつながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	境界が不明確なことにより森林整備が進まない市の貸付森林の境界を明確にすることにより今後の森林整備につながっています。 ・森林組合の森林経営計画作成に対し支援することにより、木質資源の有効活用と森林の持つ多面的機能の増進へとつながります。 (貸付森林境界明確化H28年度:60ha⇒H29年度:60ha、森林経営計画作成促進H28年度:200ha⇒H29年度:84.9ha)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市貸付山林の森林境界明確化は計画どおり進捗しており、今後とも確実な進捗が必要である。 ・境界が明確化された森林が、今後どれくらい森林整備されるか検証が必要である。また、間伐等の整備が進むよう働きかけを行う必要がある。 ・林地台帳は地市に先駆けて整備されており、今後の森林整備に活かされる仕組みづくりが必要である。
農林部 林業振興課	市有林整備事業	・市有林における適切な森林整備と木材資源の有効活用を図るため、利用間伐を実施します。 ・森林整備と木材搬出を効率的に実施するため、路網の整備を行います。 ・木材搬出の困難な森林についても、森林の健全性を保つため、切捨て間伐を実施します。	【目標】 ・市有林における森林整備 H29年度:間伐面積120ha、搬出材積2,950㎡ H30年度:間伐面積120ha、搬出材積5,000㎡、路網整備2,000㎡ 【効果】 ・市有林を適切に管理・整備することにより、森林の健全性が確保できます。 ・路網の整備により、低コストで効率的な森林整備と木材搬出が可能になります。 ・利用間伐で木材を搬出することにより、木材資源の有効活用につながります。	・木材資源の有効活用を図るため、市有林における適切な森林整備を進めます。 【効果】 ・木材資源を搬出し地域産材として有効活用できました。	<森林環境保全直接支援事業> ・利用間伐 88.61ha、保育間伐 18.63ha <県森林・環境税事業> ・切捨て間伐 46.52ha <路網整備> ・林業専用道 1,355m、森林作業道 3,674m <地域の市有林整備> ・蛭川きのこ山整備(林道・作業道補修、草刈等) 【効果】 ・間伐により市有林の健全性を保ち、循環型の森林利用を進めることができました。 ・木材資源を搬出し地域産材として有効活用できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市有林の整備により、木材資源の有効活用が行われ、森林の持つ公益的機能が増進された。 ・補助配分や材価により事業量は変動するので極端な増減傾向にあるわけではない。 (森林環境保全直接支援事業による利用間伐数 H28年度:109.26ha ⇒H29年度:107.24ha)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・森林保全と林業振興の2つの側面があり、森林所有者として継続的に取り組む事業である。 ・木材価格の低迷など全国的な課題はあるものの、森林環境保全直接支援事業により間伐作業を進めることで木材資源の有効活用や森林保全の好循環につながるため評価できる。
農林部 農林整備課	林道整備事業	・林業従事者減少や高齢化のなか、次の担い手が意欲ある林業を継続できる環境を整えるため、林道の改良整備・舗装整備・維持管理をします。	【目標】 ・民有林間伐面積 200ha/年 林道木曾越線開設工事 L=2,910m 内 L=2,837m完了 残L=73m H30年度完了 【効果】 ・林道の整備・維持補修を図ることで森林整備の推進が図られます。	・林業経営の効率化及び森林整備の推進を図るために、林道の整備・維持管理をします。 【効果】 ・林道整備等により、民有林の間伐面積が233ha(H29年度)実施されました。	<公共林道事業> ・林道木曾越線開設工事 L=86m ・林道橋りょう点検業務委託 32橋 <県単林道事業> ・林道布袋野線舗装工事 L=370m <市単林道事業> ・小規模林道修繕、原材料支給 18か所 【効果】 ・林道整備等により、民有林の間伐面積が233ha(H29年度)実施されました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・林道従事者の減少や高齢化が進む中、林道の改良整備、舗装整備や維持管理を行い林業を継続できる環境を整え、担い手の作業効率を高めることで、利用間伐の区域が増えた。(H28年度217ha⇒H29年度233haを実施)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・林道整備により利用間伐の区域が増加し、森林整備が促進するため有効な事業である。 ・舗装整備については、後年度の更新費用も発生することから、利用状況に応じて最低限に留めるべきである。 ・局所的なゲリラ豪雨による災害が多発しているが、林道の路面洗濯や法面崩壊の復旧費用も嵩んでいるため、そうした点も考慮した改良整備等が必要である。
農林部 林業振興課	森林整備促進事業	・本市の面積の8割が森林であり、水源涵養や山地災害防止など森林の持つ多くの役割の維持増進を図るため、間伐等の森林整備を推進します。 ・豊富な森林資源の中でヒノキ・スギ等の人工林が6割を占めており、森林整備を促進し、地域の木材資源の有効活用を推進します。	【目標】 ・私有林における森林整備 H29年度:間伐面積200ha、間伐材搬出材積10,000㎡ H30年度:間伐面積350ha、間伐材搬出材積14,000㎡ 【効果】 ・森林整備の促進と間伐材の利用拡大へつながります。 ・間伐等を促進し森林の多様な役割の維持増進を図ることは、水源の確保や災害の防止へつながります。	・木材の活用と林業の活性化を図るため、間伐材の搬出に対する支援を行います。 ・良質な木材生産と森林の持つ多くの役割の維持増進のため、切捨て間伐に対する補助を行います。 ・森林経営計画が策定できない森林の整備と木材搬出のため、作業路整備の支援を行います。 ・地域住民が主体的に行う山保全活動に対する支援を行います。	<間伐促進事業> ・観光景観林整備事業 2地区 間伐 18.3ha 植栽 0.6ha(150本) ・間伐材の搬出補助(1,000円/㎡) 9,375㎡ ・小径木未利用材の搬出補助(2,000円/㎡) 993㎡ ・木の駅プロジェクト事業搬出補助 85t <美しい森林づくり基盤整備交付金事業> ・利用間伐補助 3,979ha、保育間伐補助 1,666ha、造林作業路開設補助 802.9m <森林・山村多面的機能発揮対策> ・活動に対する支援 6団体 ・地域住民による里山林整備への補助 2団体 1,911ha 【効果】 ・利用間伐木搬出に対する補助の実施により、地域の木質資源の積極的な循環利用と林業の活性化につながりました。 ・間伐等を促進することは、地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能の維持増進へとつながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・森林の持つ多面的機能の増進と木材資源の積極的な循環利用を図り、林業の活性化に貢献している。また、地域住民が協働で行う里山の整備活動の支援により、山村地域住民の新たな絆づくり等に寄与している。 ・補助配分や材価により事業量は変動するので極端な増減傾向にあるわけではない。 (間伐材搬出補助H28年度:10,471㎡⇒H29年度:9,375㎡)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市域のほとんどが森林である当市にとって、森林の健全な維持は根幹的な責務であることから、今後も引き続き計画的に実施していくべき事業である。 ・採算の合わない間伐材の搬出に補助を行うことで、森林整備や地域の木材資源の積極的な循環利用と林業の活性化に貢献している。
農林部 農業振興課	畜産振興対策事業	・県内産飛驒牛の優良な繁殖雌牛の確保や乳用後継牛の確保、担い手の育成を図ることにより、飛驒牛の生産基盤の確立及び乳用牛の生産性効率の向上につなげます。	【目標】 ・優良繁殖雌牛の確保 10頭 ・効率的乳用後継牛の確保 15頭 【効果】 ・優良な和牛の雌牛を確保することにより、飛驒牛の生産基盤を確立します。 ・乳用後継牛を確保することにより、生産性の向上につなげます。	・生産基盤を確立して飛驒牛等の畜産振興を図ります。 ・畜産振興会主催の共進会に対して支援します。 ・優良繁殖雌牛・効率的乳用後継牛の確保対策に対して補助します。 ・乳用初妊牛・繁殖雌牛の増頭にに対して補助します。	・優良繁殖雌牛保留支援事業(補助金) 8頭 ・繁殖雌牛増頭支援事業(補助金) 7頭 ・効率的乳用後継牛確保対策事業(補助金) 3頭 ・畜産振興会による共進会の開催 年2回(7/11 37頭、11/7 37頭) ・畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業 1件(事業主体:東濃地域食鳥クラスター協議会) 【効果】 ・優良雌牛の確保や繁殖雌牛の増頭を支援することで、飛驒牛の生産基盤強化と農家の経営安定化が図られました。 ・乳用後継牛の確保を支援することで、生乳の生産量の維持につながりました。 ・共進会を実施することで、和牛農家の飼養技術の向上と飛驒牛のブランド力向上につながりました。 ・鶏肉加工処理施設を整備することにより、鶏肉の出荷量増加に向けた生産体制が強化されました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・これまでの補助金メニューに加え、新たに「繁殖雌牛増頭支援事業」を開始するなど、和牛増頭支援を拡充した。 ・今後、畜産農家における生産基盤の強化を図るため、施設や設備の整備等に関する各種補助メニューをH30年度に向け予算化した。 ・畜産振興会等での共進会は、各農家にとって飼育の成果を確認できる場となり、生産基盤の強化や士気向上へつながった。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・飛驒牛は地域の貴重なブランドであり、高齢化に伴う後継者不足、飼料価格や子牛価格の高騰により、畜産経営における収益性が悪化し、廃業する農家が増えている現状を食い止め、安定経営を図るため継続して支援していく必要がある。 ・畜産に対する助成は少なく、支援の継続は必要であるが、新規市単の助成は慎重に行うべきであり、内容については効果の検証が必要である。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
商工観光部 工業振興課	地場産業振興 事業	・本物志向にマッチしたブランドの一つとして定着している本市の石材製品や木工製品の認知度を高め、地場産業の魅力を広く知ってもらうため、首都圏でのPR活動を推進します。 ・地場産業の振興を図るため、市内中小企業の創業・経営改革・異業種交流・商品開発などに対する相談業務や販路拡大を支援します。	【目標】 ・石材業・木工業をはじめ市内製造業が出品を希望する製品展示会等への参加を後押しし、地元製品の販路拡大を図ります。 交流件数 H29年度 500件 H30年度 550件 事業承認件数 H29年度 15件 H30年度 20件 【効果】 ・本市の地場産業の認知度が高まり、地元製品の販路拡大につながります。 ・市内中小企業の創業、経営革新、異業種交流、商品開発などが進み、企業の活力向上が図られます。	・石材業や木工業など地場産業の振興を図るため、首都圏を中心とした販路拡大のためのイベント等への出展を支援するとともに、経営改革・商品開発などの相談体制を充実します。	・中小企業支援センターへの助成 市内工商業者に対する相談等支援 153件(H28年度 160件) 国等の補助制度採択に向けた手続き支援など 15件(H28年度 6件) ・企業展・商談会への出展費用の一部を助成 利用者 17事業所(H28年度 8事業所) ・販路拡大支援事業による交流 640件 【効果】 ・販路拡大支援事業による交流件数640件、またものづくり補助金の採択実績15件といずれも目標値を達成し、販路拡大や経営改善に加え、生産性向上に資する機器の導入も進み、企業の活力向上に資することが出来ました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中小企業支援センターでの相談件数がH28年度160件、H29年度153件とほぼ前年並みにある。相談指導により国等の補助金獲得に至るなど、変化する企業ニーズに対応している。 ・販路拡大に向けた取り組みは利用者が計画を若干下回ったものの、交渉継続や契約に結びついている。 ・引き続き効果を高めていくための検証を進めていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・企業展・商談会出展助成については地元製品の販路拡大を行ううえで、重要な助成となっているが、利用する側の事業者を増やすことにより、さらなる効果が見込まれる。 ・利用する事業者が増えるためには事業自体の商談や交渉のノウハウが必要となるため、知識習得のための研修会を行うなど、事業者が助成等を利用しやすい環境を整えることについても研究する必要がある。
基盤整備部 建設課	道路新設改良 事業	・交通の利便性と安全性の確保及び生活基盤の向上と地域間の交流の活性化を図ります。	【目標】 ・道路が整備されることによる時間短縮効果(ラッシュ時) 39%短縮 【効果】 ・幹線道路と生活関連道路のネットワーク形成により、交通渋滞が緩和されます。 ・災害時の避難路確保と緊急車両の進入を可能にし、搬送時間の短縮が見込まれます。	・市民生活に欠かすことのできない幹線及び生活関連道路を整備します。	<社会資本整備総合交付金事業> ・津戸～那木線道路改良工事 L=300m ・中津78号線道路改良工事 L=809m ・東原～尾外岩線道路改良工事 L=204m ・坂本290号線(坂本地区連絡道路)道路改良工事 L=245m(H30年度へ一部繰越) ・坂本133号線道路改良工事 L=180m(H30年度へ一部繰越) ・五ツ峯～中畑線詳細設計業務委託 L=1,100m(H30年度へ一部繰越) <市単独事業> ・中津190号線道路改良工事 L=60m 他待避所設置等 9件 ・中津316号線舗装工事 L=303m 他地区舗装等 15件 ・坂本148号線排水流末検討業務委託 他7件 【効果】 ・津戸～那木線、中津78号線、東原～尾外岩線の完成により交通の利便性と安全性の確保ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市民生活に欠かすことのできない幹線及び生活関連道路を整備することで、交通の利便性の確保および生活基盤の向上と地域間の交流の活性化が図れた。 ・今後も交付金を活用し、整備していく必要がある。 ・改良する路線については優先順位を付け、高い効果が発揮できる路線を選定し、実施する必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市の計画に基づくものの他に地域からの要望などもあり、事業の優先順位付けが困難を極めている。道路の新設や改良は多くの住民に関わるため、より公益性の高いものに投資していくべきである。 ・既存の道路の維持にも多額の費用を要するため、新設と維持管理のバランスを考慮しながら進めていく必要がある。 ・社会資本整備総合交付金の配分額によっては今後の事業規模が変動する可能性があるため、真に交通の利便性の確保及び地域間の交流の活性化が図られる路線から実施していく必要がある。
基盤整備部 管理課	用地監理事業	・市道・河川、法定外公共物の安全・安心な利用を確保するための適正な管理を行います。	【目標】 ・市道・河川、法定外公共物や設備を適正に管理します。 【効果】 ・利用者の安全と利便性が確保されます。	・公共用地の適正管理のため、境界確認及び用地内民地の解消、占用、承認工事の許可を行います。また、占用料の徴収を行います。 市道延長 1,382.3km 市管理河川 615.7km(普通河川・準用河川)	・公共用地の境界確認と用地内民地の解消のための地権者との調整 処理件数 25件(測量調査件数 14件) ・占用及び承認工事の許可承認 水道路占用 1,365件 承認工事 61件 ・占用料の徴収のためのシステム管理と納付書発行及び滞納整理 ・公共物損傷の確認と原因者による修繕の確認 修繕件数 21件 ・新規道路認定箇所等の道路台帳整備 ・道路照明施設等の光熱水費の支払 【効果】 ・公共用地や設備を適正に管理し、利用者の安全と利便性が確保されました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市道・河川・法定外公共物の適正な管理により、利用者の安全性と利便性の確保が図られた。 市道、水路等官民境界確認(208件)、 市道未登記地(道路内民地)処理(25件) 市道、水路等占用許可・更新(1365件) 市道認定(認定4路線、変更認定1路線) 道路台帳更新業務実施(新規認定・不明不整合箇所の更新) ・今後も、市道・河川・法定外公共物の適正な管理と道路台帳のデジタル化業務を検討する必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・課題であった道路台帳の不明不整合箇所の修正を行ったことで、市道・河川・法定外公共物の適正な管理につながった。 ・自部門評価でもコメントしているように、今後とも限られた財源の中で、市民サービスの向上のために、より効果的な事業の進め方を検討していく必要がある。
基盤整備部 地籍調査室	国土調査事業	・地籍調査又は圃場整備確定測量未実施の土地は、公図及び土地登記簿が現状と一致していないものが大半であり、公共事業等計画的な土地利用に支障があります。 ・大規模災害等が発生した場合、土地の境界が不明となり復興に時間を要する恐れがあります。 ・土地の境界を明確にし、公図や土地登記簿を現状と一致させます。	【目標】 ・進捗割合 H29年度末:43.69%(H31年度末:52% 第6次国土調査事業10箇年計画) 【効果】 ・土地の境界が明確になることにより、土地に係るトラブルの未然防止、災害復旧の円滑化、土地取引の円滑化、公共事業の円滑化、課税の適正化が図られます。	・地籍の明確化を図るため、現地調査(立会)、測量、閲覧の実施により、地籍図及び地籍簿を作成します。	・現地調査(立会)、測量、閲覧の実施 地籍図及び地籍簿を作成 現地調査面積 2,68km ² (坂下 0.53km ² 、加子母 1.00km ² 、付知 0.29km ² 、福岡 0.44km ² 、蛭川 0.42km ²) ・認証遅延地区解消業務の継続(福岡地区、蛭川地区) 打越調査区で抗復元測量、現地立会、閲覧を実施 奈良尾調査区で筆界杭の確認調査を実施 【効果】 ・H29年度全体進捗割合 :43.72% ・H29年度地区別進捗割合:中津川地区8.82% 山口地区99.63% 坂下地区88.79% 川上地区 85.79% 加子母区69.33% 付知地区95.78% 福岡地区 30.38% 蛭川地区57.18%	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・公図及び土地登記簿が現地と一致していないため、公共事業等計画的な土地利用に支障があり、その解決策として地籍調査を進める必要がある。 ・H28年度より社会資本整備円滑化地籍事業交付金が創設され、公共事業の先行調査、災害復旧の迅速化等事業効果の高い調査区を優先し実施した。 ・認証遅延地区解消のため、専属職員を配置し早期解消に取り組んでいる。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・毎年少しずつ進捗率が向上しているものの、未だに多くの箇所で公図と土地登記簿が現地と一致していない状況が続いており、他の事業の支障となる可能性がある。 ・特に事業費の大半が補助で占める本事業においては、国・県の負担金が無ければ計画的な執行が難しいことから、積極的に財源を確保していくべきである。 ・認証遅延地区の早期解消に向けて計画的に取り組んでいく必要がある。
リニア都市政策部 都市計画課	景観形成推進 事業	・景観計画に基づき、旧中山道宿場町を中心とした景観計画重点区域では、建築物等に位置、高さ、色彩、素材等の規制をかけ、街道のまちなみ景観形成を実施しています。 ・修景は徐々に進んでいますが、まだまだ修景が必要な建築物は多く残っています。 ・強い規制の中において、修景を促進するために補助を行います。	【目標】 ・景観計画重点区域において、失われつつある旧宿場町のまちなみ景観を取り戻します。 景観計画重点区域内における修景件数 H29年度末:140件(H29年度でまちなみ景観形成補助事業終了) 【効果】 ・景観補助により修景促進をすることで、まちなみの景観形成が図られます。 ・統一したまちなみ景観は観光客誘致にも期待できます。	・景観計画重点区域における私的空間の整備(住民の役割)に対して助成を行います。 ・策定後10年を経過する中津川市景観計画の見直しのための評価を行います。	・景観計画重点区域(本町)における景観形成に対する助成 15件(H29年度:当初予定9件) 建築物等の設置・修景 7件 工作物(看板)の修景・修繕 1件 工作物(門、塀等)の修景・修繕 6件 花壇設置、花木・緑化木等の植栽 1件 参考・・・H28年度:23件(本町 2件、馬籠 21件) ・市民アンケート等の実施による景観計画の評価・分析 【効果】 ・景観計画重点区域内において修景箇所が増加し、統一したまちなみ景観の形成が促進されています。 景観計画重点区域内における修景件数 H29年度末:165件 ・景観計画の評価・分析により、景観計画見直しのための課題が整理できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H28年度に比べ、補助金総額は減(H28年度で馬籠・落合地区終了のため)となった。 ・補助金が10年経過し、重点区域では一定の修景がなされた。 ・修景された街なみ景観の保全促進のため、景観づくり活動に対する補助の検討を行った。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・景観計画重点区域に対する助成がH29年度で完了したところで、一定の修景がされ、事業に一区切りがついたと言える。 ・H30年度以降は、補助事業の実績から分析を行いつつ、修景された街なみ景観の保全促進のためにすべき最善の方法を検討していく必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
基盤整備部 用地課	道路新設改良 事業(用地対 策)	・交通の利便性と安全性の確保及び生活基盤の向上と地域間の交流の活性化を図ります。 ・道路等基盤整備事業を円滑に施工するため、先行して用地等の取得を行います。	【目標】 ・幹線・生活関連道路整備工事(H27～H30)の円滑な施工のため、5路線の道路用地を取得します。 【効果】 ・幹線道路と生活関連道路のネットワーク形成により、交通渋滞が緩和されます。 ・災害時の避難路確保と緊急車両の進入を可能にし、搬送時間の短縮が見込まれます。	・市民生活に欠かすことのできない幹線・生活関連道路整備工事が円滑に施工できるよう、用地等を早期に取得します。	<社会資本整備総合交付金事業> ・市道坂本290号線(坂本地区連絡道路) 用地購入:契約18件、物件移転補償:契約11件 ・市道山ノ田へ地藏堂線 用地測量調査等業務 一式、用地購入:契約1件、物件移転補償:契約2件 <市単独事業> ・市道福岡16号線 用地測量調査等業務 一式、用地購入:契約3件、物件移転補償:契約3件 ・市道恵下1号線 用地購入:契約1件、物件移転補償:契約1件 ・市道中津535号線 用地購入:契約2件 ・市道中津532号線排水路 用地購入:契約2件 ・市道中津78号線 用地購入:契約2件 【効果】 ・事業用地の取得により、道路整備が円滑に施工できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・生活関連道路及び幹線道路整備の効果を早期に発現するため、用地取得はもちろんのこと、事業期間に占めるウェイトが最も高い用地取得期間の短縮を図るため、四半期単位でPDCAサイクルを活用した用地取得工程管理計画を策定し、計画的な測量業務と用地取得を実施した。 P(業務計画)、D(業務計画の実行)、C(業務計画の分析・評価)、A(計画に沿わない箇所の改善行動) ・市道坂本290号線道路整備事業(坂本地区連絡道路)では地権者との交渉が難航している。この路線は、こども園と同調しており、開園に向け時間的制約が強い事業であるため、事業認定申請を視野に交渉を実施している。 ・相続困難土地、測量範囲など事前調査でリスクを把握し、効率的な用地取得を進める。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・用地取得は他の道路等基盤整備事業を円滑に施工するために必要不可欠であり、今後の中津川市の発展のために大変重要な事業である。 ・本事業との関連するところで、今後は青木斧戸線、リニア関連事業など大型事業が目白押しであり、いずれの事業も数年以内に用地購入をいかに円滑に進めることができるかが事業進捗のカギとなることは間違いない。そうした点においては、課内でPDCAサイクルを活用した用地取得工程管理計画を策定し、計画的な事務の遂行を心掛けていることは評価すべきである。 ・用地交渉は市民相手となるものであり、場合によっては計画より所有者の合意に想定以上の日数を要することも十分に考えられるため、臨機応変な対応が求められる。
基盤整備部 建設課	青木斧戸線道路 整備事業	・手賀野から駒場地区にかけては道路が狭く通行に不便をきたしており、指定避難所である西小学校へも大型車両の乗り入れができない状態にあります。この道路は手賀野と駒場をつなぐ背骨であり、まちづくりのためには欠かすことのできない幹線道路であるとともに、西小学校が災害時の指定避難所にもなっていることから、防災上非常に重要な路線でもあります。また、駅前周辺から郊外へ出入りするルートとして、既成市街地の交通混雑を解消することから本道路を整備します。	【目標】 ・道路が整備されることによる時間短縮効果(ラッシュ時) 青木斧戸線(中津531号線):44%、駒場線(中津532号線):67%、H32年度完成予定 【効果】 ・市街地の環状道路として形成され、市街地通行車両の交通渋滞が緩和されます。 ・緊急輸送路として防災面での機能向上が図られます。	・リニア開業を見据えて、市の主要幹線道路である国道19号と国道257号を円滑に結ぶ幹線道路として、さらには主要生活道路として青木斧戸線を整備し、利用者の利便性の向上と渋滞低減を図ります。 ・中津西地区の避難所である西小学校へ大型車両が進入できる防災道路として青木斧戸線から西小学校までの道路を整備します。	・中津531号線(青木斧戸線)道路改良工事 L=145m ・中津531号線(青木斧戸線)道路改良工事(駒場工区) L=60m(H30年度へ一部繰越) ・中津531号線(青木斧戸線)道路改良工事(手賀野工区) L=200m(H30年度へ一部繰越) ・中津531号線(青木斧戸線)埋蔵文化財発掘調査業務委託 A=1,800㎡ ・用地購入 契約62件(内繰越20件) ・建物等移転補償 契約77件(内繰越11件) ■全体計画(H25～H32 総事業費 3,500百万円) ・青木斧戸線 国道257号青木交差点から国道19号間 L=1,360m W=16.0m 国道19号から会所沢へ円通寺線 L=228m W=12.0m ・駒場線 青木斧戸線から西小学校 L=267m W=12.0m 【効果】 ・H27年度より工事着手した事により、この地域の生活道路、防災道路を兼ねた幹線道路整備の見込みができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・リニア開業を見据えて、市の主要幹線道路である国道19号と国道257号を円滑に結ぶ幹線道路として青木斧戸線を整備することで、利用者の利便性の向上と渋滞低減が図れる。 ・今後も早期完成出来るよう交付金の確保と課題の解決をする必要がある。 ※H29年度末進捗率:64%(事業費ベース)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・社会資本整備総合交付金の積極的な要望により財源を確保できたことで、課題を抱えながらも地道に事業進捗が図られている ・完成を目指すにあたり、社会資本整備総合交付金次第で事業の進捗が前後することから、補助金を確保できるよう引き続き働きかけていく必要がある。 ・当初計画から総事業費が増額とならないよう計画に沿った事業の推進が必要であり、労務単価の増加などやむを得ない点もあるが、事業の手綱をしっかりとつかみ、総額の事業規模が過大とならないよう努める必要がある。 ・自部門評価における利用者の利便性の向上と渋滞緩和の観点では事業がまだ完了していないため、効果の発現はまだないと判断する。
基盤整備部 建設課	神坂PAスマート インターチェンジ 設置事業	・広域観光として周辺地域と連携強化を図り、馬籠などへの観光誘客を推進させます。また、災害等の緊急時に高速道路外への避難や緊急車両の進入などのため、現在の神坂PAI出入口(スマートインターチェンジ)の設置が望まれています。	【目標】 ・山口、坂下、神坂地区等の利便性向上と、馬籠への観光誘客を図るために必要な神坂スマートインターチェンジを設置します。 【効果】 ・馬籠地区を含めた市内全域への観光客の増加が見込まれます。 ・市内内外に点在する観光施設を結ぶ観光ネットワークが構築されます。 ・トンネルと長大橋の中間点であるので、災害等の緊急時に高速道路外への避難、緊急輸送路の確保、災害復旧車両の進入が可能となります。	・H28年度より実施計画書を作成し、H29年度より新規事業採択を受け、詳細設計、用地測量、用地買収を行い、買収ができたところから工事を進め、H33年度末の完成を目標に進めます。	<社会資本整備総合交付金事業> ・神坂スマートインターチェンジ測量調査設計業務委託(H30年度へ一部繰越) 路線測量 L=750m、詳細設計 L=920m 地質調査(土質ボーリング L=105m・岩盤ボーリング L=55m) <市単独事業>受託(NEXCO分) ・神坂スマートインターチェンジ調査設計業務委託(H30年度へ一部繰越) 路線測量 L=240m、詳細設計 L=240m 地質調査(土質ボーリング L=30m・岩盤ボーリング L=10m) 【効果】 ・H29年度から事業着手した事により、代表観光地「馬籠宿」へのアクセス性向上、第三次救急医療施設へのアクセス性向上、災害時における代替ルートの確保の見込みができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・本事業は、広域観光の推進、とりわけ馬籠などへの観光誘客の推進を図るとともに、災害等の緊急時において高速道路外への避難や緊急車両の進入を可能にするなどの効果が見込まれる。 ・地区協議会を開催し、連絡許可をいただき、事業着手することができた。 ・事業を円滑に進めるため、補助金の獲得に努める必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・H29年度より事業着手を行うにあたり、社会資本整備総合交付金やNEXCOからの受託事業収入を財源としてH33年度末完成の目標ができた。 ・大型事業であり事業費も大きいことから市の財政に大きな負担となる。事業を進めていくにあたり、工法の検討や国・NEXCOとの負担割合等について、経費の軽減に向けた調整を続けていく必要がある。 ・地元との調整を丁寧に行い、理解を得て進めることが重要である。 ・完成年度がH33年度末と非常にタイトであることから、財源の確保を行いながら計画的な進捗を図っていく必要がある。
基盤整備部 建築住宅課	公営住宅等整備 事業	・既存の公営住宅や市営住宅の効果的な管理運営を図るため、中津川市公営住宅等長寿命化計画に基づいて、既存の市営住宅の安全安心な住環境の確保及び老朽化した住宅の長寿命化に取り組みます。	【目標】 ・公営住宅等ストック活用計画に基づいて、長期活用を図るべき住棟の計画的な施設整備を進めます。 H27年度:山手団地 狩宿団地 H28年度:松田団地 H29年度:駒場団地 H30年度:安森団地 後洞団地 【効果】 ・居住環境の向上を図ることで、市営住宅の長寿命化による更新コストの削減と中長期的な居住安定の確保ができます。	・国の支援を受け、公営住宅等ストック総合改善事業(計画期間:H19年度からH30年度)の年次計画に基づき、老朽化した既存市営住宅の中規模修繕と危険住宅の除去を行います。	<公営住宅等ストック総合改善事業(長寿命化)> ・駒場団地(外壁塗装工事) 3棟 60戸 <危険住宅除却事業> ・須母田団地(解体工事) 1棟 1戸 【効果】 ・駒場団地3棟の長寿命化工事を計画的に実施し、老朽化した公営住宅を除去したことにより、市営住宅の修繕費等の維持管理費抑制と住環境の向上が図られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・既存の公営住宅ストックを活用し長寿命化を計画的に推進することや危険住宅を除去して、市有財産の有効活用をすすめる、良質な住宅を確保している。 ・建替え等の大きな投資を抑制し、さらに増大傾向にある修繕費など維持コストを低減している。 ・国の支援を前提としているので、予算の平準化を図って事業を実施していることからさらに効率を高める。 ・社会資本整備総合交付金の基幹事業に位置づけ市営住宅の長寿命化と再編成に向け計画どおり事業を実施できている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・厳しい財政状況により社会資本整備総合交付金をベースとして事業を実施せざるを得ないため、今後とも計画を遂行させるために補助金獲得に向けて働きかける必要がある。 ・今後も効率的な手法で長寿命化、撤去ができるよう検討し、目標に向け計画的に事業を進めていく必要がある。
市長公室 市長公室	ふるさと応援隊 事業	・ふるさと応援隊を活用し、中津川市の魅力を市外にPRするとともに、首都圏等と中津川市をつなぐための核となる組織を構築することにより、観光振興、定住推進、企業誘致等「リニアのまちづくり」に向けた諸施策を推進します。	【目標】 ・中津川市の情報を発信する人のネットワークを拡大します。 ・応援隊員加入総人数 H30年度末:500人 【効果】 ・首都圏を中心とした観光PRイベントの情報提供、参加協力等によりイベントを盛り上げるとともに、中津川市に興味を持ち応援する人を増やします。	・ふるさと応援隊員の加入促進、隊員との情報交換や情報提供等を行います。	・ふるさと応援隊の新規加入 40人(総加入人数345人) ・ふるさと応援隊員へのメールによる情報発信 22回 ・役員会の開催、役員との意見交換 役員会1回、役員との意見交換12回 ・首都圏等におけるイベント等への応援隊員の参加 74人(把握できた方のみ) 【効果】 ・観光PRイベントの情報提供、参加協力等により、多くのふるさと応援隊員の皆様にご参加いただき、ふるさと応援隊事業が商工観光部や定住推進部の開催するイベント成功の一助を担うことができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・イベント情報の提供、参加協力により多くのふるさと応援隊の皆様にイベント参加いただき、イベントを盛り上げることができた。 H29:74名 H28:80名 ・ふるさと応援隊の新規加入は伸び悩んでいるものの、今後幅広く加入促進することで市外のニーズ、トレンドを取り込んでいきたい。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・商工観光部や定住推進部が首都圏で開催するイベントに隊員が参加することでイベントが盛り上がるだけでなく、そこからの波及効果をさらに期待することができる。 ・隊員との連携を強化し情報提供を徹底して行うことで、ふるさと応援隊員を通じ、中津川市のPRを行う必要がある。
定住推進部 定住推進課	シティプロモ ーション推進事業	・人口が減少する中、中津川市が将来にわたり持続的に発展するため、市の魅力をさらに掘り起こし、効果的に市外へPRすることで移住定住を促進します。	【目標】 ・県内外の住民をターゲットとし、住む・働く、そして子育てしやすい中津川をアピールし、移住者の増加につなげます。 ・地域の魅力(自慢)を発掘することで、市民の地域への愛着が高まります。 (本市の魅力発信を行う団体等への支援 H29年度:1団体 H30年度:2団体) 【効果】 ・地域の魅力に気づくことで地域への愛着が高まり、若者のふるさと帰郷につながります。 ・情報発信により中津川の魅力伝えることで中津川市への興味を高めます。	・地域情報誌(フリーペーパー)を活用し、JR中央線沿線地域の子育て世代に向けた情報発信を行います。 ・地域の魅力発信のために地域資源の掘り起こしにつながる事業を支援します。	<中京圏移住PR事業>(新規) ・中京圏の中でも中央線沿線地域にターゲットを絞り子育て世代に向けた、本市での生活情報や移住支援情報を発信 地域情報誌配布地区:中村区、千種区、東区、守山区、中区、熱田区 各戸配付:285,450世帯 <中津川市魅力発信事業> ・将来的なUターンにつながるよう、地域資源の掘り起こしや市民が地域に誇りや愛着を持てるよう活動に補助金を交付 ・中津川の魅力である「ひと」の情報を発信するWEBマガジン「なかつが話」の制作・発行支援 【効果】 ・中津川への移住を検討している方に向けて、移住定住活動の推進を行うことができました。 ・移住実績 H28年度:132世帯・343人→H29年度:141世帯・345人	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・人口減少が進むなか、本市が持続的に発展するために、魅力を発掘し磨き上げ、それを市外に向けてPRすることで移住定住を促進することができた。 ・地域資源の一つである中津川ならではの地域で活躍している人財を紹介するウェブサイト「なかつが話」を立ち上げ、情報発信した団体に補助金を交付し、中津川の魅力を伝える選択肢を増やすことができた。 ・新たな取り組みとして中京圏(中央線沿線名古屋市内6区)にポスティングされるフリーペーパーに中津川市のPR記事を掲載したことにより、名古屋市内から移住相談に来所したり、空き家めぐりなどを行う移住ツアーに参加した読者がいたため、PR効果があらわれた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・移住定住に関するPRについては、自治体横並びの状態にあるなかでも、大規模な広告動画を作成するなどして、独自色を出している自治体も散見される。 ・中津川市の財政状況を考えると大規模で目新しいプロモーションを行うことはなかなか難しいところであるが、自部門評価で記載しているように、ターゲットを絞ったPRに重点を置くなどして、内容や方法を研究していく余地がある。 ・名古屋市の子育て世帯にターゲットを絞ってPRしていくことで、効果的なPRを行うことができています。今後も漠然と事業を行うだけでなく、目的やターゲットを明確に絞って事業を展開していくべきである。 ・移住者の実績については、どういった事情(Uターン、Iターン)で中津川に移住してきたかを把握するなどを聞きとりするなどして、効果的な手法について研究していく余地がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
商工観光部 工業振興課	企業立地奨励事業	・雇用の創出と若者の地元定着の促進、市内企業や新たな進出企業が安定した事業を継続し、事業規模の拡大を図れるよう、奨励金制度により支援します。	【目標】 ・企業の立地促進、既存企業への支援を行い、企業活動が活性化し、雇用の拡大と地域経済の持続的発展を図ります。 事業所設置数 2社/年 新規雇用数 10人/年 【効果】 ・企業立地奨励金により、企業活動が活発化し、雇用の拡大と地域経済の持続的発展が図られます。	・雇用の拡大と市内産業の活性化を実現するため、企業立地奨励金により企業の立地や新規設備投資に対する支援を行います。	<企業立地奨励金> ・操業開始後初めて課税される年度の固定資産税評価額の100分の10以内の額を交付 ・交付件数 2事業所(H28年度 2事業所) <雇用促進奨励金> ・新たに雇用した従業員で引き続き1年以上雇用している者に対して定額(30万円/人)を交付 ・交付件数 5事業所(H28年度 3事業所) <事業所設置奨励金> ・操業開始後初めて課税される投下固定資産に対する固定資産税及び都市計画税相当額を5年間交付 ・交付件数 15事業所(H28年度 13事業所) 【効果】 ・企業の市外流出を抑え、新たな雇用を確保し、地域経済の発展につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・企業立地動向調査では、多くの企業が立地に際して「補助金、税優遇支援」を行政に求めており、新規企業の誘致、既存企業の投資拡大、本社機能移転を積極的に後押しし、若い世代の流出抑制や地域活力の向上を図るために同事業が有効な事業と捉えている。 ・H29年度においては新規設備投資事業所5社、31人の新規雇用を創出し、税收の増加と合わせ、地域の賑わいの創出や活性化、若者の地元定着の一翼を担っている。 ※投資企業・雇用数は支払いベース	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・自部門評価にあるとおり補助金や税優遇支援は企業が新たに立地する場合の必須条件といっても過言ではない。 ・また既存企業への設備投資への支援措置についても県内他市でも実施している自治体が多く、企業の市外流出を抑えるためにも制度の必要性は認める。 ・しかしながら昨年の財務部評価でもあるように投下した公費に対して設備の固定資産税や、新規雇用を創出したことによる市税の増収などの効果がどれほど出ているかについては引き続き検証されたい。
商工観光部 工業振興課	企業誘致推進事業	・若い世代を中心に、働く場を求めて人口が流出しており、若い世代が安心して働く場の創出が求められています。 ・市内企業の振興とともに、新たな分野の企業を誘致することにより働く場を創出し、本市で育った若者が市内に留まり、市外からも若者が集まる活気あふれるまちをつくります。	【目標】 ・新たな分野の企業を立地し「働く場の確保」により定住人口を増加させ、活気あふれるまちづくりを進めます。 ・継続的に情報交流を持つ企業を5社、新規企業訪問を3社開拓します。 【効果】 ・若者をはじめ定住人口が増加し、活気あふれる持続可能なまちを形成します。	・若い世代が魅力を感じる企業を誘致するため、リニア岐阜駅の西側に西部テクノパークを整備します。 ・市有地や民間遊休地等の活用を含めた、新たな「受入基盤の確保」と企業とのつながりづくりを進めます。	<中津川西部テクノパークの整備>(新規) ・地形測量、地質調査、基本計画の策定 ・地形測量:A=35.2ha 用地測量:13.8ha 地質調査:14か所 基本計画:A=23.2ha ・民間企業と連携(直接対話)し、市場調査、開発から企業誘致までの事業手法を分析 <企業立地動向調査> ・情報収集、企業訪問による本市のPRと、企業ニーズの把握 企業立地動向調査:161社(航空機・リニア鉄道・医療医薬品関連) ・市有地・民間遊休地等の把握、事業用地確保に向けた調査 工場用地開発可能性調査:A=26ha 【効果】 ・中津川西部テクノパーク整備に向け、事業実施に向けた現地調査を進め、開発手法に関する対話を行うことで、事業実施に向けた基盤を整えることができました。 ・企業立地動向調査により、企業の立地動向を把握するとともに、当市のPRにつながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・岐阜県全体で、工場用地が不足し、用地確保が喫緊の課題となっている。 ・中津川市では、中核工業団地整備(H4竣工)以降、事業用地の整備をしておらず、H26年度以降20件以上の用地照会があったが、事業用地不足などの理由により立地機会を逃している。 ・新たに整備されるリニア中央幹線による新たな産業の誘致を見据え、中津川西部テクノパークの建設を新たに計画している。 ・企業誘致のための事業用地確保が、今後の労働人口の減少対策となりうる「若者の地元定着」や「女性・高齢者の雇用の場の創出」に向けたハード面での有効な施策と捉え、積極的に進める必要がある。 ・民間の資金とノウハウを活用した公共事業の手法を検討するなど、対事業費的な効果・効率性を精査し、テクノパーク整備に向けた事業スキームづくりを進める。 ・市内既存企業からの施設増設(拡張)の相談も多く、各種法規制への対応などワンストップによる立地支援を行っている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・テクノパークは中津川市に新たな職種の企業を呼びこみ、労働人口を確保することができることから、事業の必要性は認める。 ・また、テクノパークは予定地近隣住民の関心も高いことから丁寧な地元説明を行い、地元の理解を得ながら事業を進める必要がある。 ・テクノパークの造成にあわせ、企業立地動向を調査するなど情報収集を図っており、今後とも継続的に実施していく必要がある。
総務部 情報政策課	川上地区CATV運営事業	・川上地区は難視聴地域であるため、地上デジタル放送を視聴できるようかわえケーブルテレビの適切な維持管理を行います。	【目標】 ・かわえケーブルテレビにより、川上全地区で地上デジタル放送を視聴できるよう適切な維持管理を行います。 【効果】 ・事業の実施により、川上地区の住民が地上デジタル放送を視聴し、インターネットを利用することができます。	・難視聴地域である川上地区住民が地上デジタル放送を視聴できるよう地上デジタル放送機器の保守点検等適切な維持管理を行います。 ・地区住民への地上デジタル放送の配信、インターネットの提供、自主放送による静止画、動画及び地域情報等を地区住民へ配信しています。	・ケーブルテレビ加入件数 319件 ・インターネット加入件数 183件 ・静止画の配信 87件 ・動画の配信 11件 361分 【効果】 ・施設を適正に維持することにより、他地区と同様にテレビの視聴等環境が確保されました。 ・静止画によるお知らせにより、各種イベント等の参加を促すとともに周知することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・年間を通して停止することなく利用するため、施設を適正に維持管理することにより、川上地区の住民が地上デジタルテレビを視聴し、インターネットを利用することができた。 ・川上地区難視聴対策事業は、中期事業計画に位置付けられることから、老朽化した設備の更新について、方式の検討を始めている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・テレビ視聴のための設備であり、故障の際には大きな影響が出るおそれがあるため適切な維持管理に努める必要がある。 ・情報通信ネットワークが段階的に民間移譲されることと決定している今、市内の他地域との間で今後効率性に課題が生まれることが予想される。ケーブル等の経年劣化に伴う設備更新についても課題があり、自部門評価にあるように方式そのものの検討が必要である。
総務部 情報政策課	情報通信ネットワーク基盤維持管理事業	・情報通信の地域格差是正のために市が整備した情報通信ネットワーク基盤による、安定した高速通信サービスが提供できるよう適切な維持管理を行います。	【目標】 ・安定した高速通信サービスが提供できるよう適切な維持管理を行います。 ・新たな光ケーブルの引込工事等、市民ニーズに対する工事実施を100%とします。 【効果】 ・市内どこに住んでいても、高速通信サービスを受けることができます。	・情報通信の地域格差是正のために市が整備した情報通信ネットワーク基盤(光ファイバー網)を適切に維持管理します。	・新築住宅の新たな引込工事、道路の改修等による支障移転工事の実施 1,337件 ・情報通信ネットワーク整備事業で整備した光ケーブル網の保守管理 988km ・H29年度末 加入件数 9,778件(世帯普及率58.8%) ・H29年度 加入増加数 205件 【効果】 ・高速通信サービスが提供できるよう維持管理を行うことにより、市民が市内どこに住んでいても、高速通信サービスを受けることができます。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・高速通信サービスが提供できるよう維持管理を行うことにより、市民が市内どこに住んでいても高速通信サービスを受けられることが出来た。 ・H29年度の光ファイバー網の賃貸借契約満了に伴う契約更新の際に、経費の削減交渉等を行ったところ、相手方に3年間かけて無償譲渡することで合意に至った。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市民がどこに住んでいても公平に高速通信サービスを受けられるために必要性はある。 ・新築住宅への引込工事、道路改修等による支障移転工事、既存ケーブルの維持補修に大きなコストがかかる点で効率性に課題があったが、民間事業者への無償譲渡が合意されたことで、完了後はコストは発生しなくなる。これは大きな成果である。
定住推進部 定住推進課	中津川に住もうサポート事業	・人口減少を食い止めるため、転入者の増加に取り組みます。 ・移住定住者への住宅確保のために、増加する空き家の有効活用や住宅取得、増改築等の支援を行います。 ・地域の高齢化による地域産業後継者対策や、地域活性化のため移住希望者へのPRを行います。	【目標】 ・移住定住ポータルサイトや都市部での移住相談会への参加により中津川市の移住に関する情報発信を行います。 ・移住希望者の住まいの確保のために住宅取得等に関する支援を行い、移住者数の増加につなげます。(移住者数 H29年度:150人 H30年度:180人) 【効果】 ・情報発信による本市への関心や、住まいの支援による移住意識の醸成が図られることで移住者の確保につながり、人口減少に歯止めをかけます。	・都市部で行われる移住フェアへの参加や、移住セミナー、中津川体験ツアーを実施します。 ・移住者の住宅取得に対する支援と市内で働く若者の定住を支援します。 ・空き家情報/バンク物件増加のため奨励金を交付します。	<三大都市圏で開催の移住フェアへの参加等> ・ふるさと回帰フェア出展(新規)(東京:1回、大阪:1回) ・都市部住民向けセミナーや移住相談 9回(東京:2回、大阪:1回、名古屋:6回) ・中津川市での住まい・仕事・暮らしを知るツアー 1回 <UJターン者などの転入者に対し、住宅取得やリフォームへの支援> ・ふるさとお帰りの支援事業 31件(新築:21件 中古取得:7件 リフォーム:3件) ・空き家情報/バンク物件成約の所有者、紹介者奨励金 6件 <空き家再生リフォーム補助事業>(新規) ・住まいを必要とする方へ空き家を賃貸するために係る改修費用を補助 2件 <中津川で暮らそう家賃補助事業>(新規) ・中津川で働き暮らす転入者向け家賃補助 9件 【効果】 ・移住実績 H28年度:132世帯 343人→H29年度:141世帯 345人 ・空き家の所有者、借受者や、転入者向けの新たな補助事業の創設により、移住定住支援の幅が広がり、移住者の増加につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・新規で東京、大阪で開催されたふるさと回帰フェアへ1回ずつ参加し、中津川市のPRを行ったことで、全国の移住支援PRの状況も研究することができた。 ・補助金交付に関し、この補助金が移住や結婚につながったかのアンケート項目に対する回答では、いずれもつながっていないが、満足度は高い。近隣市では補助金額がさらに大きいところもあり、移住支援、生活支援の市の姿勢として補助金の交付は必要と考えている。 ・ふるさとお帰りの支援事業は、H28年度15件からH29年度31件と倍増、新婚さんいらっしゃい事業もH28年度16件からH29年度29件と倍増、アンケートでは、家族、友人、知人等から聞いた方が多く、口コミで利用者が増えていると思われる。 ・他部署からも要望があり、H29年度から始まった中津川で暮らそう家賃補助(市内へ転入、市内で働く)は9件、空き家再生リフォーム(所有者・仮受者のリフォーム補助)2件は、利用者が少なかった。H28年度から始まった移住定住の支援メニューも口コミで徐々に件数が伸びている例もあるが、次年度以降どう施策をPRし、利用者を増やしていくか考える必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒C 効率でない 総合評価⇒C 縮小/見直し	・移住定住施策のアウトカム指標は、移住者数と定住人口数という数値としてはっきり見えやすい部分であり、担当課で把握している移住実績が増えていることから、定住施策全体としては一定の成果が出ているように見受けられる。 ・しかしながら、補助金交付という取組の成果を分析すると、自部門評価に記載されているような満足度の高さは成果指標としては適切ではなく、直接的に補助メニューが移住の決め手になる取組にしなければ効果を発現しているとは言い難い。 ・いずれの補助事業も定着すれば効果が出る可能性はあるが、費用対効果の観点から分析し、効果が上がらない事業については廃止するなど、取組内容について定期的に検証をしていく必要がある。 ・移住施策は、全国的に「横並び」となっており、他市で行っていることを中津川市でも行うことはあまり効果的ではない。既存の事業の見直しを行いながら、独自性のある取組へとシフトしていく必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
商工観光部 観光課	観光推進事業	・苗木城跡や常盤座などの新たな観光地には、中京圏を始め首都圏からも多くの観光客が訪れるようになっていきます。これを一過性で終わらせることがないよう、リニア開業を見据え多くの観光客の方に訪れていただくため、観光資源の一つひとつの魅力の向上や積極的なPR活動を展開し、観光入込客数を増やさせ地域活性化に結びつけます。	【目標】 ・観光入込客数 H29年:4,720千人 H30年:4,850千人 (※入込客数は、「県観光入込客統計調査(暦年集計)」に基づく。) 【効果】 ・観光入込客数の増加により地域の活性化が図られます。	・市内各地にある観光資源の一層の魅力向上を図るとともに、岐阜の宝もの(中山道三宿・苗木城跡・地歌舞伎)を中心とした周遊観光ルートの確立、首都圏等へのPR、メディアとタイアップした売り込みなどを積極的に行います。	<観光PR事業> ・20代、30代の女性をターゲットにした新観光パンフレット作成 40,000部 ・「お城EXPO2017」で苗木城跡をPR 12/22～12/24 入場者数 19,100人(横浜) ・県観光連盟主催商談会出席(東京・大阪、延べ23社と商談) <受入環境整備事業> ・中津川ガイドボランティアの育成・支援 H29年度末ガイド人数 74人(H28年度末73人) ・中山道誘導案内看板を坂本地区から落合地区間で整備 12か所 ・中山道17宿で統一したデザインの多言語案内看板設置 3基(馬籠宿、落合宿、中津川宿に各1基) ・苗木城跡PR看板を設置 2か所(苗木遠山史料館前駐車場、足軽長屋) <ブラッシュアップ事業> ・株式会社ANA総合研究所と「地域活性化のための連携協定」を締結 8月 各観光協会の取組の実態調査、観光資源の洗い出し等地域資源の検証 外国人観光客の受入体制強化として、おもてなし向上セミナーを開催 2回、延べ参加人数 40人 【効果】 ・観光入込客数 H29年実績:4,592千人(速報値)(H28年実績:4,583千人 前年比100.2%) ・効果的なPRや、ターゲットを絞ったプロモーションにより観光入込客数が増加しました。 ※入込客数は、「県観光入込客統計調査(暦年集計)」に基づく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A 効率である 総合評価⇒B計画の承認	・主要観光地に絞った情報発信等により、H29年度の入込客数は492.2万人となり、H28年度の458万人から微増であるが増加した。 ・特に、「続日本100名城」選定、「岐阜の宝もの」に認定された苗木城跡では、H29年度が7.6万人(H28年度の4.5万人)となっており、積極的なPRの効果が表れた。 ・リニア開通を見据え、中津川市の知名度の向上のため、今後も継続的かつ積極的なPR活動を行っていく必要がある。 ・市内を周遊させ、観光消費を増加させる仕組みが未だ弱く、テーマに沿った周遊ルートの設定や、魅力ある観光資源の提供など、市内での滞在時間、観光消費の増加に結びつく仕組みづくりが必要である。 ・その一つの手段として、今年度ANA総合研究所(株)と連携協定を締結し、観光資源の洗い出し等地域資源の検証、外国人観光客の受入体制強化として、おもてなし向上セミナーを開催した。今年度の検証結果を踏まえ、民間目線での助言をいただきながら課題解決に取り組むため、引き続きANA総合研究所(株)との連携は必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・観光行政への取組みにより、観光入込客数は前年度よりも増加しており、成果が着実に表れていると認める。 ・また、苗木城跡は「続日本100名城」選定、「岐阜の宝もの」に認定され、今後のPR次第では観光客がさらに増加することが期待できる。 ・ただし、市としても独自にPRやツアー造成を行わなければ、認定されて一時的に観光客が増加しても、一過性のもとなってしまうため、機を逃すことなく事業を効果的に進めていく必要がある。 ・観光客が市内に長く滞在し、観光消費を促すためにも、ANA総合研究所と連携し、専門家の意見を参考にしながら観光資源をPRできるよう、効果的に活用しなければならない。
商工観光部 観光課	観光広域連携事業	・より多くの観光客の方に訪れていただくため、本市だけでなく本市の周辺自治体と連携し、各自治体を持つ魅力ある観光資源を結び観光ルートを構築し、相乗効果により観光入込客数の増加につなげます。 ・他の自治体との連携においては、南北軸では飛騨街道をつながりに下呂市と、東西軸では中山道をつながりに木曽地域、東濃地域の自治体との連携を強化するとともに、連携の拡大に向けた検討を行っていきます。	【目標】 ・観光入込客数 H29年:4,720千人 H30年:4,850千人 (※入込客数は、「県観光入込客統計調査(暦年集計)」に基づく。) 【効果】 ・圏域としての魅力が向上し、市の観光入込客数の増加につなげます。	・圏域としての知名度向上と当市への誘客を図るため、各自治体を持つ魅力ある観光資源を結び周遊ルートの構築と情報発信を行います。	<下呂・中津川広域観光振興協議会事業> ・首都圏向けプロモーション(ツーリズムEXPOジャパン2017に出席(9/20～9/24)、参加者交流型イベントの開催:参加者数70人(2/23～2/25)) ・インバウンド事業(BtoB国際旅行博「IFTM TOP RESA2017」)に出席 開催地:フランス、来場者数32,480人、ビジットジャパントラベルマートで30社以上と商談) ・国内誘客事業(周遊バスプラン運行支援:バス43台、送客実績1,464人、タクシーでの個人向け旅行、商品の支援:6件、利用者20人) ・旅行商品造成事業(昇龍道フリーパスきっぷを活用したインバウンド旅行者の誘致及び支援、苗木城跡の土産物開発支援、裏木曾古事の森での新たな体験プログラムの開発支援) <東濃5市広域観光連携事業への負担金> ・中京圏を中心としたプロモーションの実施(MEETS TONO(3/16～3/18 入場者数2,750人)、刈谷ハイウェイオアシス(7月実施:ブース来場者数約300人)、土岐プレミアムアウトレット(9月実施)) ・NHK連続テレビ小説「半分、青い。」を活用した東濃地域の紹介パンフレット作成50,000部、旅まつり名古屋2018でのPR(3月実施、入込客数約300,000人) 【効果】 ・観光入込客数 H29年実績:4,592千人(速報値)(H28年実績:4,583千人 前年比100.2%) ・近隣他市町村と連携し、地域一帯での観光誘客が実施でき、当市への観光入込客数が増加しました。 ※入込客数は、「県観光入込客統計調査(暦年集計)」に基づく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・下呂・中津川広域観光振興協議会や、東濃ぐるりんでの効果的なプロモーションにより、年間観光入込客数がH28年458万人からH29年459.2万人に増加した。 ・H30.4月から放映が開始されるNHK連続テレビ小説「半分、青い。」の波及効果を最大限に活用するため、放映前にPRパンフレットの作成や旅まつり名古屋2018でのPRを行うことで、放映開始時から最大限の効果を発揮することができた。他市と連携することで得られる効果も大きいことから、今後も連携して取り組んでいく必要がある。 ・協議会での活動は各々のスケジュールで事業を実施していくため、大きな事業が重なった場合は、職員の負担が大きくなる可能性があり、その際には事務手法の見直しが必要となる。 ・観光客にとっては、行政区での区分けはないことから、今後も近隣市町と連携した事業を実施することで地域の魅力ある観光資源を観光客に提供し、継続的な観光客増加の相乗効果を図っていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・自部門評価にもあるように観光客にとって中津川市だけを目的に来るのではなく、近隣の自治体を含めた観光を行うため、他自治体と連携しPRすることで相乗効果により周辺地域を含め活性化することが期待される。 ・とりわけNHK連続テレビ小説「半分、青い。」については放映期間(H30.4～H30.9)の間に対外的にPRできるようなH29年度中にパンフレットを作成するなど、連携した取組みができています。H30年度も継続して、ドラマによる波及効果を最大限活用し、PRしていくべきである。 ・ただ連携するだけではなく、連携するなかでも中津川市をアピールできるよう、工夫していく必要がある。
商工観光部 観光課	観光施設管理事業	・市内を訪れる観光客の安全・安心と快適さを提供するため、各観光関連施設、自然公園などを適切に維持管理します。	【目標】 ・観光入込客数 H29年:4,720千人 H30年:4,850千人 (※入込客数は、「県観光入込客統計調査(暦年集計)」に基づく。) 【効果】 適切な管理を行うことで、観光入込客数の増加につなげます。	・市内を訪れる観光客に対して魅力ある観光地を常に提供するため、市内に点在する観光関連施設や自然公園の適正な維持管理と施設の改修を行います。	<施設維持・管理> ・馬籠集会所 改修工事 ・けやき平キャンプ場 解体工事 ・馬籠岩田水車塚橋 改修工事 ・馬籠大水車 改修工事 ・夕森ふれあいキャンプ場 トイレ改修工事 ・道の駅花街道付知 木製遊具設置工事 ・道の駅賤母 第2駐車場舗装工事 ・ごへー本舗 施設整備工事(厨房、加工場等) <指定管理> ・柘の湖園地 指定管理 ・柘の湖自然公園 指定管理 ・道の駅きりら坂下 指定管理 ・道の駅五木のやかたかわうえ 指定管理 【効果】 ・観光入込客数 H29年実績:4,592千人(速報値)(H28年実績:4,583千人 前年比100.2%) ・適切な施設管理、迅速な施設修繕の実施で、観光入込客数の増加につなげることができました。 ※入込客数は、「県観光入込客統計調査(暦年集計)」に基づく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・観光客に対し、安全・安心な施設サービスの提供ができるよう、優先順位をつけて、施設の修繕を行い、観光客の利便性を向上させ、28年年間入込客数458万人に対して、H29年年間入込客数459.2万人に増加した。 ・馬籠集会所改修工事については財源として過疎対策事業債、清流の国きふ推進補助金を活用し、多額の改修費用を有利な財源を活用し、最小の費用で効果を出すことができた。 ・紅岩山荘の民間移譲に向けた調整を行い、市有財産(施設)運用管理マスタープランに沿った事業を実施することができた。 ・当市を訪れる観光客に対し、今後も魅力ある観光地を常に提供するため、計画的な観光施設の維持管理は必要である。多くの施設は建設してから年数が経過しており、今後も施設の計画的な修繕とともに、民間移譲、廃止も視野に入れた計画が必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・施設の修繕を行い観光客の利便性を向上させることが入込客数の増加に直ちに結びつくわけではなく、施設を適切に管理し、サービスを提供した結果、また来たいと思わせることでリピーターを増加させるために継続して維持管理していく必要がある。 ・馬籠集会所については有利な財源を活用し改修できたことは評価できる。観光課が所管している施設は多く、その多くが老朽化しているため、今後も改修費用や修繕費用が必要となってくるが、有利な財源を確保しながら取り組めるよう、適宜対応していく必要がある。 ・限られた予算で老朽化が進む全ての施設を維持することは困難であることから、破損箇所等については必ずしも復旧するのではなく、施設や設備の維持管理を十分考慮したうえで廃止の検討も必要である。 ・一方で、集客実績等の良好な施設については、早めに手を入れることで健全な状態を保てるようにするなどメリハリを効かせた対策が必要である。
商工観光部 観光課	外国人観光促進事業	・人口減少、少子高齢化の進展という厳しい時代を迎え、日本人観光客の減少が見込まれるなか、海外から日本を訪れる観光客は増加傾向にあります。 ・国や県においても海外からの誘客活動に力を入れており、市としてリニア開業を見据え、県が主導する外国人観光客誘致の取組に積極的に参加し、海外誘客にも取り組みます。	【目標】 ・馬籠～妻籠間を歩く外国人観光客数 H29年度:27,200人 H30年度:31,200人 【効果】 外国人観光客の口コミやSNSを利用した情報発信などにより、更なる外国人観光客の誘客につながります。	・県や民間企業との連携による外国人観光客の誘客活動を行うとともに、市内を周遊してもらうためのサービスの提供、充実に取り組みます。	<PR事業> ・岐阜県知事の欧州トップセールスに同行(11/6～11/12) スペインマドリッドでの観光レセプション及び地歌舞伎PR フランスコルマル旅行博ジャパンパビリオンでのトップセールス及び地歌舞伎PR 地歌舞伎ラッピングバスの運行(4月～) ・台湾旅行社を招聘 1社(9月) ・イギリス旅行社を訪問し、「中山道路地裏ツアー」をPR(2月) <受入環境整備> ・外国人向け宿泊パンフレット製作 5,000部 ・中津川宿での外国人向け体験プログラム「中山道路地裏ツアー」の造成支援 ・苗木城跡Wi-Fi新設(企業販ふるさと納税活用事業) 【効果】 ・中山道 馬籠～妻籠間を歩く外国人観光客数 H29年度:26,145人(H28年度:23,160人 前年比112.9%) ・県や民間事業者と連携した海外への観光誘客活動を展開することで、市内を訪れる外国人観光客の増加につなげることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・岐阜県知事の欧州トップセールスに同行し、スペイン・マドリッドでの市長トップセールス、フランス・コルマル旅行博での観光PRの実施や、当市を訪れた外国人観光客へのおもてなしとして地歌舞伎ラッピングバスの運行、苗木城跡のWi-Fi新設、外国人向け宿泊パンフレットの作成などを実施することで、馬籠～妻籠間を歩く外国人観光客数がH28年度23,160人からH29年度は26,145人に増加した。 ・しかし、JR中津川駅で降りる外国人観光客のほとんどが下車後すぐに馬籠行のバスに乗りこなし、中心市街地での周遊に結びついていない。 ・滞在時間・観光消費の増加を図るには中心市街地での周遊が不可欠。地元と連携して周遊させる仕組みづくりを図るとともに、今後もターゲットを絞り、海外に対して積極的なPRや情報発信の実施が必要である。 ・市長のトップセールスは、現地における中津川のポテンシャル(馬籠宿、地歌舞伎)の高さを実感できる場である。今後当市がインバウンドに積極的に取り組む姿勢を国内外にPRするだけでなく、海外との繋がりも拡大していくためにも効果的であり、定期的にも実施していく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・外国人観光客が着実に増加していることは、事業の成果が現れているという評価ができる。 ・ただし、自部門評価でもあるように、いかに外国人観光客が市内を周遊し、長期間中津川市に留まるかが、観光消費の増加につながるため、外国人インフルエンサーを活用するなどして、主要な観光地である馬籠のPRだけではなく周辺の観光スポットについても効果的に周知していく必要がある。 ・トップセールスにより外への売り込みも必要ではあるが、まずは海外でのPRの地盤を作らなければ飛び込み営業になりにかねないため、事前に調整するなどし、効果的に実施していかなければならない。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
文化スポーツ部 生涯学習ス ポーツ課	交流事業	・国際的な視野を持った若者を育てるため、海外での生活を通じて多様な文化や風習などを学ぶ機会をつくります。 ・自治体間の交流協定等で結ばれているそれぞれのまちの魅力や個性に触れ、郷土の魅力を再認識し新たなまちづくりにつなげます。 ・市の国際交流活動として姉妹都市市レジストロ市との交流を市民協働の民際外交として引き続き行います。	【目標】 ・東南アジアを中心とした地域に中学生を毎年20名以上派遣します。(H29年度:24名 H30年度:24名) ・姉妹都市提携都市と友好親善を継続します。 【効果】 ・研修等での経験を活かし、将来リーダーとなる人材が育成されます。 ・他市等の魅力や個性に触れ、郷土の魅力を再認識し新たなまちづくりにつながります。	・将来の中津川市を担う国際感覚やリーダーシップをもった人材を育成するため、中学生を海外に派遣し交流研修を行います。 ・合併前から提携や協定を結んでいる他市町村等との地域間交流を行います。 ・姉妹都市提携しているレジストロ市と友好を深めるため、市民交流を行います。	・中学生を中心としたタイ王国への派遣 派遣人数:中学生24人、スタッフ14人 ・対馬市、小諸市、大磯町との地域間交流 対馬市:夏季は蛭川小学校の児童6名を対馬市に派遣、冬季は両市の児童が当市でスキー交流 小諸市:「信州小諸ふーどまつり」に職員等が参加 大磯町:「なぎさの祭典」に職員等が参加 【効果】 ・国際交流では、将来を担う子ども達が海外での人との交流や異文化に触れることで、国際感覚などを身につけ、視野を広げることができました。また、地域間交流では、相互の交流事業により、人や風土に触れることで、郷土の魅力を再認識することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・当事業は市民ボランティアを公募し、自ら企画・運営を行う市民参加型の事業として進めている為、スタッフの確保が大きな課題である。また、世界情勢に左右されない安定した事業運営の為に、企業からの寄付金を募り財源の確保に努めているが、十分ではない為拡充が必要である。人員・財源の確保ともに事業について興味、賛同を得ることが大切な為、報告会を充実させることで参加者を増やすことやイベント等に参加しPRIに努めることで効果の継続を図る。 ・事業終了後参加者の学校・保護者にアンケートを実施したところ、中学生の姿勢から、成長が感じられると評価をいただいている為、継続的に実施していく必要がある。 ・対馬市との児童生徒夏季交流事業では、生徒たちがそれぞれのまちの魅力や個性に触れることで郷土の魅力を再認識することができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めめる余地がある 効率性⇒B高めめる余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中学生海外研修事業は、“人づくり”の観点から有益な事業であり、学校・保護者による参加者の評価からも効果があるといえる。しかし、自部門評価で触れられている内容を鑑みると、継続的な財源確保と市民ボランティアの不足という点で効率性に課題がある。 ・地域間交流は、相互に人や風土に触れることで、郷土の魅力を再認識することができるという効果は認められる。しかし、合併前の旧市町村にあった交流を継続している地域限定的なものであるため、市全体で考えれば有効性に疑問が生じる。事業内容と今後の方向を見直していくべきである。
リニア都市政策部 リニア対策課	リニア中央新幹線対策事業	・少子高齢化、人口減少の進展という厳しい時代を迎えている中、千載一遇のチャンスであるリニア開業をまちづくりに活かし、持続的に発展する中津川市をつくります。 ・市民の理解を得ながら円滑な事業推進を図っていきます。	【目標】 ・2027(H39)年の開業に向けて、関係機関との連携によるリニア建設の円滑な事業促進を図ります。 ・リニアの波及効果を最大限取り込む具体的な活性化策を検討し、市の持続的発展を図ります。 【効果】 ・リニアを見据えたまちづくりを検討し推進していくことで、市民の暮らし向上につながります。	・リニアの波及効果を最大限活用し、周辺地域との連携による広域拠点としての市の持続的発展と、リニア事業の円滑な推進を図るため、関係機関(事業者、県、周辺自治体、沿線地域、庁内関係機関等)との連携、調整を行うほか、市民への情報提供を行います。	・「庁内推進本部」の開催・運営(必要に応じ随時開催) 調整会議 1回 ・JR東海による地元説明等に対する調整及び対応 ・JR東海との協議(各種協議、工事説明、環境調査) ・市民への情報提供(JR東海によるリニア事業の進捗、リニアまちづくりに関する市及び市民の取り組み等) ・広報なかつがわへリニア中央新幹線等の情報を掲載 6回 ・関係機関(国、県、周辺自治体、沿線地域、庁内関係機関等)との連携によるリニアを活かしたまちづくりの検討 ・市内沿線地域と連携した事業推進 【効果】 ・関係地域及びJR東海との協議を行うことにより、「中央新幹線、中央アルプストンネル(山口)」の工事着手のほか、「中央新幹線瀬戸トンネル新設」の工事契約が締結されるなど、事業推進が図られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・リニア中央新幹線については、事業主体および沿線地域との協議・打合せ等を随時行い、6地区で計16回の地元説明会を行った。 ・市民への啓発活動として、広報なかつがわへ年6回記事を掲載したほか、リニア関連施設への親子バス見学会を2回開催し参加者から好評を得たが、リニア事業の進捗に合わせ取り組み内容を検討していく。 ・事業を円滑に進めるには、市民の理解と協力が必要であり、引き続き実施していくことが重要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めめる余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市民の理解を得て事業を進めるために情報提供や地元調整など本事業の必要性は高く、今後も継続していく必要がある。 ・市民への啓発事業はH30年度より事業内容の検討を行い、「親子バス見学会」の実施を取りやめ、広く市民の理解と協力を得られる取り組みを検討しているところである。 ・今後、特に坂本地域を中心にリニア事業や関連する基盤整備事業の工事が顕著することとなるため、全ての関連工事を総合的に調整しながら事業を進め、地域住民の生活に与える影響を極力少なくする必要がある。
リニア都市政策部 リニア対策課	リニア中央新幹線関連拠点整備事業	・リニア岐阜県駅を本市のみならず岐阜県の新たな東の玄関口として位置づけ、リニアの波及効果を県土及び周辺地域一体の発展に活かしていくため、駅及び車両基地周辺の都市基盤整備を行うとともに周辺地域とのアクセス機能を充実させます。	【目標】 ・濃飛横断自動車道と一体的に機能する市内幹線道路網の整備を行います。 H30年度までに一部の用地取得を計画しています。 【効果】 ・駅利用者が二次交通を利用して目的地へ円滑に移動できるような動線の確保ができ、また、駅、車両基地、中心市街地を円滑に結ぶことで各拠点が一体的に機能し、秩序あるまちづくりができます。	・周辺地域の振興に資する岐阜県の新たな東の玄関口としての岐阜県駅の広域的役割を踏まえながら、国や県などの関係機関と連携し、リニア岐阜県駅及び中部車両基地と幹線道路とを結びネットワーク化し、また中心市街地とリニア岐阜県駅を有機的に結びつけるため、駅及び車両基地周辺の道路整備等の基盤づくりに取り組みます。	＜東濃東部都市間連絡道路＞ ・2-1工区 詳細設計業務委託、補償調査業務委託、鑑定評価、用地購入、立木補償 ・2-2(2)工区 測量業務委託、詳細設計業務委託 ・2-3工区 測量業務委託、詳細設計業務委託 ＜坂本58号線他＞ ・詳細設計業務委託 ＜坂本264号線＞ ・詳細設計業務委託、用地測量業務委託 ＜中部総合車両基地周辺土地利用計画設計等＞ ・基本設計業務委託 【効果】 ・広域交通拠点となるリニア駅から各拠点へのアクセス性の向上と、地域住民の生活環境の安心・安全や利便性の向上に向けた道路ネットワークが構築され、リニア効果が活かしたまちづくりが推進されます。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・東濃東部都市間連絡道路については、本市の中心市街地からリニア岐阜県駅を直結し、恵那市街地までの両市街地を連絡する幹線道路として、H28年度より補助事業の採択を受け、H30年度末までに事業化区間の詳細設計が完了見込みである。また、H29年度から用地買収にも着手した。 ・坂本58号線他・坂本264号線の両路線については、濃飛横断自動車道と一体的に機能する幹線道路として、H28年度より社総金の重点事業の採択を受け、H29年度末までに詳細設計が完了した。 ・上記事業について、地元説明会を各地で計14回開催し、詳細設計に地元意見を反映することで、地元住民の理解に努めた。 ・今後、各種のリニア関連事業が本格化するなかで、関係機関との連携を密にして、地域住民の生活環境への影響を最小限にするための取り組みが重要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めめる余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・リニア開業を見据えた大型インフラ整備事業として本市の目玉となっていく事業であり、今後も拡充・重点化を図っていくべき事業である。 ・関係機関であるJR東海や岐阜県等とも緻密な連携を行いながら事業進捗を図っている。特に、東濃東部都市間連絡道路2-2(1)工区においては、JR東海による費用負担とするなど市費を抑えており、今後とも継続して事業費のコントロールに努めていく必要がある。 ・また、国庫補助金の活用にも努めており、官民連携による地域活性化についての検討を慎重に行っている。
リニア都市政策部 リニア駅周辺整備課	リニア駅周辺土地区画整理事業	・リニア駅の設置により新たな広域交通拠点となる岐阜県の東の玄関口に相応しいまちづくりを行うため、アクセス道路や駅前広場等の交通結節機能の整備と周辺の土地利用を一体的に図ります。 ・リニア駅の設置により日影等の影響を受ける家屋等への対策や、リニア駅周辺住民の住環境等を確保するため、都市計画に基づく新たなまちづくりを行います。	【目標】 ・H29年度は都市計画決定、その後事業認可を受け、地区界測量等の事業に着手し完了します。 ・H30年度には公共施設の測量・各種設計と公安協議・河川協議を進め、事業の進捗を図ります。 【効果】 ・計画的な事業の進捗により、リニア開業時に土地区画整理事業を概成し、アクセス道路や駅前広場などの必要な公共施設を整備することができます。	・広域交通拠点に必要なアクセス道路、駅前広場等の基盤整備を図ります。 ・生活道路の整備や土地造成など民間用地を含めた面的な整備を行い、土地を再配置(換地)することにより、周辺の土地利用を図るとともに、リニア駅の設置等による住環境への影響を抑制します。	＜土地区画整理事業＞ ・土地区画整理事業委託業務 1式(H30年度へ繰越) ・区画整理事業開発計画検討VR作成業務委託 (参考…H29年10月17日土地区画整理事業の事業認可(岐阜県知事)) ＜リニア駅周辺施設検討＞ ・美乃坂本駅自由通路新設及び橋上駅舎化の基本計画調査委託業務 1式 【効果】 ・土地区画整理事業の事業認可を受けたことにより、交付金を活用した事業の進捗が可能となりました。 ・測量・各種設計業務が発注可能となり、事業を進めることができました。 ・駅周辺住民との区画整理事業に対する合意形成の進捗が図られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・リニア駅の設置により必要となるアクセス道路や駅前広場等を整備するため、土地区画整理事業について、H29年10月17日に岐阜県知事の認可を受け、同日事業計画決定を行い、国からの交付金を有効活用し、地区界測量や路線測量を実施した。 ・リニア駅周辺住民の住環境を守りつつ、周辺の土地利用を図るため、地権者への全体説明会を2回(9月、10月)、検討委員会を2回(6月、2月)開催した。 ・リニア駅の設置により、新たな広域交通拠点となる岐阜県の東の玄関口に相応しいまちづくりを行うため、市施行による土地区画整理事業の必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めめる余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・地元説明に始まり、地権者との交渉やアクセス道路等の設置、駅前広場の整備などリニア開業までに行うべきことは目白押しであり、今後数年は市の大型事業として重点的に事業推進を図っていくべきである。 ・地域住民、JR、国県をはじめとした関係機関との調整・協議を行うなかで、事業費の増減や工程の変更が予想されるところである。市単独事業ではないことから、やむを得ない部分はあるものの、財政との協議や庁内関係部署と情報共有や調整を十分に行い、可能な限り事業費を抑制したうえで、リニア開業を迎えたいところである。
政策推進部 広報広聴課	ホームページ作成管理事業	・市公式ホームページは、インターネットを利用して即時、大容量の情報を発信できる手段であり、市の魅力をアピールし、市民が知りたい情報を確実に得ることができるように、適正に維持管理します。 ・市政情報や市の魅力を的確に発信していくために、専門技術スタッフを確保し、市職員への技術指導を継続して実施します。	【目標】 ・市ホームページ閲覧件数をH30年度に年間100万件を目指します。 H28年度:97万件 H29年度:98万件 H30年度:100万件 【効果】 ・市民との情報共有や市の魅力発信が行えます。	・誰もが使いやすい見やすいホームページとなるように維持管理します。 ・利用者の安全性を確保し、誰もが使いやすいホームページであるために、専門業者による適正な保守管理を行い、ホームページを維持管理します。	・市ホームページを誰もが使いやすい基準を定めたJIS規格に準拠したホームページに再構築 ・リニューアルしたホームページの公開 H30.3.14 ・専門業者によるシステムの保守管理を実施 【効果】 ・市公式ホームページへの訪問者数 1,065,529件 (H28年度:947,974件 117,555件の増) ・市民との情報共有や市外への市の魅力発信が図られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めめる余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・当事業は、市民生活に必要な情報や市の魅力などについてインターネットを通して発信する重要な事業である。また、一度に多くの人へ伝えることができるため有効的である。 ・H29年度は、ホームページのリニューアルに取り組み、その際には、見やすさやアクセシビリティの改善などを行った。リニューアルに際しては、職員に対しホームページ研修を行い、誰もが見やすく使いやすいページとなるための意識醸成なども行った。 ・今後は、広報モニターなどへのアンケートを行い、より一層、誰もが使いやすいものにしていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めめる余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市公式ホームページのリニューアルが終了したことで、ウェブアクセシビリティの改善が図られた点を評価する。 ・今後は、ホームページ利用者(訪問者)に対する定期的なニーズ調査を実施するなどしてのニーズ把握、改修を実施し、利用者満足度の向上を図る必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
政策推進部 広報広聴課	広報広聴事業	・広報紙などで市の情報を発信することや、市政懇談会などで市民の声を聴くことにより、市民との情報共有を図り、市民の声を市政に反映することで市民本位の市政を実現します。 ・市の魅力を広く情報発信することで、市民によるまちづくりや、市外の人が本市に魅力を感じてもらうためのきっかけづくりとします。	<広報事業> 【目標】 ・各種広報媒体により市政情報を発信することで市民との情報共有を進めます。 【効果】 ・市民との信頼関係の構築や市民の市政参加につながります。 <広聴事業> 【目標】 ・市長が市民と直接懇談することで市民の声を市政に反映する機会をつくります。 【効果】 ・市民の市政への参画につながります。	<広報事業> ・市政情報と市の魅力発信のため、広報なかつがわと各地域の地域版広報を毎月発行し、全世帯に配布し、ホームページなどでも閲覧できるようにします。また、報道機関への情報発信なども行います。 <広聴事業> ・市民の声を直接聴く機会として、市政懇談会などを開催します。	<広報事業> ・広報なかつがわの発行 特集記事、連載記事を掲載(1回/月 発行部数 27,700部/月) ・報道発表 定例記者会見及び報道機関へ情報を提供 <広聴事業> ・各種懇談会の開催 市政懇談会 15回(参加者686人) 女性懇談会 2回(参加者 23人) 若者懇談会 1回(参加者 16人) 市老連懇談会 1回(参加者 35人) 意見を集約し、各所属への伝達及び情報共有 【効果】 ・市民へのお知らせ、市外への市の魅力の情報発信ができました。 ・各種懇談会にて市政に対する声を聴くことができました。 市政懇談会等で出された意見 53件(うち、政策に反映した件数17件)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・当事業は、紙面などを通じ、市の取り組みなどをお伝えする重要な事業である。 ・情報発信にあたっては、単なるできごとのお知らせにならないよう、今後は各部署が力を入れてとりこんでいることなど各施策についても理解を深めていただけるようなものとしていく。 ・また市政懇談会などについては、多様な方に参加いただけるようにしていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・インターネット環境が整備され、誰でもいつでもどこにいても情報が手に入る社会となっても、広報誌等の紙媒体による市政の情報発信は必要であるため、より見やすい紙面作りに努められたい。 ・各種懇談会を出された意見を政策へ反映できた点は評価できる。今後は、各総合事務所等で実施している地区懇談会を出された意見だけでなく、ホームページなどを通じて市民の声を聴取り、政策に反映する仕組みなどを創ることでさらに広意見を集め、様々な政策に反映されることを期待する。
財務部 財政課	行政改革推進事業	・本市が将来にわたって持続的に発展するためには、今必要とする事業を効果的に推進すること、将来の行政ニーズにも余裕をもって対処できる体力(財政基盤)の維持を両立しなければなりません。そのため、財政構造改革取り組み宣言に掲げた項目を中心に歳入・歳出の両面から見直すとともに、第三セクター等の自立化、病院経営の改革等を図ることにより財政構造の改革を進め、限りある財源を効果的かつ効率的に活用する行政運営を推進します。	【目標】 ・行政改革推進プランに掲げる取組に着手し、歳入歳出両面から財政構造の改革を行います。 ・目標効果額 H31年度合計約7億900万円(歳入増加額:約3億100万円、歳出削減額:約4億800万円) (対H27年度)H29年度合計約3億6,800万円(歳入増加額約1億9,600万円、歳出削減額:約1億7,200万円) 【効果】 ・市民の暮らしを守るための行政サービスを持続的かつ安定的に提供することができ、また、将来の市民生活を支える基盤整備の財源確保ができます。	・行政改革推進プランに掲げる取組項目について、進捗管理を行い、公表します。 ・限られた財源より高い事業効果を得られるよう財政的な視点に重きを置いた事務事業評価(内部評価)を行います。 ・行政改革に関する職員研修を開催します。	・行政改革推進プラン取り組み項目(23項目)の進捗管理を実施 <対象> 1.財政構造改革取り組み宣言項目(歳入10項目、歳出11項目) 2.第三セクターの自立(1項目) 3.病院経営の改革(1項目) 進捗状況を行財政改革推進本部会議へ報告し、公表(市議会、市ホームページ等) 目標効果額 計画:合計約2億2,600万円(歳入増加額:約1,900万円、歳出削減額:約1億800万円) (H28年度)実績:合計約2億6,900万円(歳入増加額:約9,400万円、歳出削減額:約1億7,500万円) 達成率:合計118.7%(歳入:78.8%、歳出:162.8%) ・事務事業評価(内部評価) 必要性、有効性、効率性の3要素による評価及びこれを基にした総合評価 外部評価の基礎データとして活用、外部評価結果のフィードバック → 双方からのチェック → 自部門評価 → 財務部評価 → 次年度以降の予算へ反映 対象事業:163事業(評価結果:拡充/重点化 17事業、計画の承認 141事業、縮小/見直 5事業、整理/統合 0事業、休止/廃止 0事業) 【効果】 ・行政サービスを提供するための財源確保ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・行政改革推進プランに掲げる取組項目について進捗管理を行うことで、目標効果額に対して歳入歳出の合計で118.7%の達成率となり、着実にプランを遂行できた。しかしながら、厳しい財政状況を見ると、歳入の確保及び歳出の削減は急務であることから、単年度において目標効果額を達成できたことに甘んじることなく進捗管理に努めていく。 ・財政的な視点に重きを置いた事業評価も2年目となり、PDCAサイクルの下でより客観的な視点での評価を実施できた。 ・しかし、評価対象事業の中で縮小、見直しとして評価されるものは数少なく、大半が現状維持という位置づけとなってしまっている。限られた財源の中でより投資効果の優れた事業に予算を投入していけるように必要性と有効性の厳格化が重要である。 ・総合評価C判定(縮小/見直)の事業へのフォローアップ及びA判定(拡充/重点化)事業への進捗管理などに取り組んでいく必要がある。 対象事業:163事業(H28年度決算における主要施策に関する資料に掲載された事業) 評価結果 A評価(拡充/重点化):17事業(10.4%) B評価(計画の承認):141事業(86.5%) C評価(縮小/見直):5事業(3.1%)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・行政改革推進プランについては目標値を上回る成果を達成したことで評価できる。 ・今後も継続して行政改革推進プランに取り組むにあたり、PDCAサイクルのもと適切な目標設定を行うことが重要となるため、プランの見直しを行う場合は各課の目標設定が本当に適切かどうかを精査する必要がある。 ・事業評価についてはA評価又はC評価となった事業に対して予算上どのようにメリハリをつけ反映させるか、その後のフォローアップについてどのように行うかという点についてはまだまだ改善の余地があるため、事業評価の手法について今後検証していく必要がある。
財務部 資産経営課	マスタープラン推進事業	・市町村合併により多くの市有財産を所有することは、維持管理に必要な経費の増加につながり、厳しい財政状況の中で全てを維持していくことは困難です。 ・市有財産(施設・土地)運用管理マスタープランの推進により、施設の統廃合・再編、土地の有効活用及び売却に取り組む、将来にわたる財政負担の軽減と自主財源の確保に向けた、効率的、効果的な資産経営を目指します。	【目標】 (施設) ・個別施設計画(長寿命化・管理方針等)の策定を策定します。 ・施設再編による維持管理費の削減額 H29:1.6億円 H30:3.3億円 (土地) ・未利用地の売却額 2,500万円以上/年間 【効果】 (施設) ・施設のスリム化により、財政負担が軽減され計画的な保全を実施することが可能です。 (土地) ・未利用地の売却を進めることにより、遊休財産の有効活用、財源確保につながります。	・市有財産(施設・土地)運用管理マスタープランを着実に実施するため、計画的に対応します。 ・全ての市有施設の情報を集約し、個別施設計画(長寿命化・管理方針等)の策定を策定します。	<市有財産(施設・土地)運用管理マスタープラン> ・積極的な再編に取り組むために必要な、測量・登記・鑑定を実施 植栽、加子母・付知デイサービスセンター(高齢支援課):登記業務 紙屋団地(建築住宅課):分筆測量登記 ・紅岩山荘の民間譲渡へ向けた、不動産鑑定等実施 ・紅岩山荘に隣接する長島鉱物博物館の取壊し <中津川市譲渡施設等の運営費補助> ・H28年4月からH33年3月までの民間譲渡施設の運営及び整備に要する経費に対し、固定資産税相当額以内の額を5年を限度として補助 対象:株式会社クアリゾート湯舟沢 【効果】 (施設)H29年度 再編 9施設 削減効果額 7,600千円 累計 再編31施設 削減効果額 152,700千円 (土地)H29年度 市全体27件 56,911㎡ 売却額 120,210千円 ・マスタープランの推進により、将来に渡る財政負担の軽減と自主財源の確保につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・5年毎に再編方針の見直しを行う計画のため、すべての施設を対象に担当部署及び総合事務所のヒアリングを実施した。 ・これまでの経過を踏まえ、再編年度、再編方針、目標設定額の見直しを行い、実効性のある市有財産(施設)運用管理マスタープラン(改訂版)の策定が必要である。 ・H29年度までの累計目標額160,700千円のうち、実績は152,700千円(95.1%)を削減した。 ・再編可能な施設は積極的に前倒して再編(民間譲渡、地域移譲、用途廃止、統廃合)を進めてきたが、地域移譲における地元自治会との協議の長期化、老朽化している市営住宅の取り壊しが入居者が転居等に応じてくれないため実施できないなどの課題がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・公共施設の維持管理経費が財政を大きく圧迫している現状において、市有財産(施設)運用管理マスタープランの着実な遂行が必要である。 ・しかしながらH29年度末までの実績は95.1%に留まっており、自部門評価でも進捗が鈍化している要因を分析し、進捗管理を行うなど、資産経営課だけでは無く施設所管課と連携してマスタープランの推進に取り組んでいく必要がある。 ・5年毎の計画の見直しでは「検討中」となっている施設の方針が固まるようヒアリング等のなかで関係部署と連携し、課題解決を模索するべきである。
総務部 人事課	職員研修費	・地方分権の進展により地方自治体の裁量による行政運営の幅が広がることに伴い、職員にはこれまで以上に市民の声を実現するための企画立案・実行・評価検証力が求められます。 ・職員の人材育成を図るための研修事業と、能力向上を把握し評価するための人事評価制度を適正に運営することで組織力を向上させます。	【目標】 ・限られた予算と人員で効率的かつ最大の効果を発揮して業務を行えるよう、職員に適正なスキルアップ研修を計画的に実施します。(目標値:H28~H30年度の研修回数 年間55回、対象者全職員) ・人材育成を計画的に行い、人材育成基本方針で定める「中津川市の目指すべき職員像」を目標に、職員一人ひとりが十分な能力を発揮することで、総合計画の実現を図ります。 【効果】 ・行政の専門家としての人材育成が図られ、組織力が向上します。	・職員一人ひとりが「中津川市の目指すべき職員像」である「市民に信頼され、協働して取り組み、政策を実行する職員」に近づいたため、職員研修、人事評価研修を体系的かつ継続的に行い職員のスキルアップを図ります。	<職員研修事業> ・集合研修 12研修 536名参加(H28年度 13研修 587名) 採用1.2年目、係長級、課長補佐級、再任用、管理職、政策研修、女性活躍推進研修(新規)等 ・実務研修(研修センター等) 29研修 264名参加(H28年度 20研修 145名) 企画力・政策形成、コーチング、法令事務、OJT研修等 <人事評価者研修事業> ・人事評価者研修 新任、2年目、3年目 3研修 79名参加(H28年度 2研修 114名) <接遇研修事業・その他研修事業> ・接遇研修等 3研修 95名参加(H28年度 3研修 96名) マナー推進員、新人接遇等 ・その他研修(実務等) 23研修 52名参加(H28年度 21研修 141名) 市町村アカデミー等主催 合計70研修 1,026名参加 (H28年度 59研修 1,083名参加) 【効果】 ・新規で女性活躍推進研修を実施したことにより、女性が活躍できる職場づくりや働き方改革への理解と意識付けが図れました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・職員人材育成基本方針に則り、体系的に職員研修を実施した。 ・H29年度は、青山特別顧問を講師に招いた管理職研修や、女性活躍推進研修など新規研修を実施したことで、研修回数が増加した。 (H28年度59研修、H29年度70研修) ・総合計画の実現に向け、今後も職員の人材育成を計画的に行うため、研修については年度毎の見直し(PDCA)を行い研修内容の充実を図っていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・職員のスキルアップには職階に応じた研修の充実、職員の意識改革が不可欠である。また、職員に対する市民の期待も年々高まってきていることから事業としての必要性は高い。 ・選択した研修が、職員が市の業務を行う上で必要となるスキルを身に付けるのに最適なものであるか、有効性を検証する必要がある。 ・現在は半強制的に研修を受講させているように見えるが、これは一過性になりかねない。「命令されたから受講する」のではなく、「職員自らが進んで受講する」ような意識付けができれば、より効果を上げられる。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
財務部 資産経営課	財産管理事務 事業	・市有財産の適正な管理を行うため、市庁舎等における業務の適正かつ円滑な遂行を確保するとともに、市有財産(施設・土地)運用管理マスタープランに基づき、不要な財産処分を進めます。	【目標】 ・市庁舎等の日常的な維持管理を適正に行います。 ・マスタープランに基づき、施設の統廃合・再編を行いH32年度までに維持管理経費を6億円削減のうちH30年度までに3.3億円削減します。 【効果】 ・来庁者の安全と利便性及び良好な庁舎環境が確保されます。 ・将来の維持更新にむけた施設の老朽化対策が可能になります。	・市庁舎等の日常的な管理を行い、市民が快適に利用できる施設にします。 ・市有財産(施設)運用管理マスタープラン実施計画に基づき、施設の統廃合や不要な施設の取壊しを進め、維持管理経費の削減を図ります。	<庁舎等維持管理> ・本庁舎及び総合事務所庁舎等の維持管理 ・施設改修 4階大会議室の音響設備更新、本庁舎階段の手摺り設置 ・食堂及び売店の事業者を公募型プロポーザルにより選定 選定事業者による厨房及び食堂ホールの改修 <庁舎等施設の解体> ・旧苗木駐在所解体工事の実施(建築年度不明 木造瓦葺平屋建 78.75㎡) 【効果】 ・H25年1月から高圧業務用電力を新電力(PPS)に切り替えており、H29年度は51施設で25,268,548円の削減効果がありました。(累積削減効果額 71,194,325円) ・食堂及び売店の改修により、ホール全体が明るくなり食堂利用者の増加や利便性向上につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	今後も引き続き経常経費の削減については、取り組むべき課題である。 ・市有財産(土地)運用管理マスタープランでは、主に工業用地として旧恵那北高校の売却、青木戸戸線代替地として売却を行った。延べ27件、56,911㎡、12,021万円の市有財産の売却を行い、目標である2,500万円を大きく上回った。 ・公売で売れ残っていた市有地が市有地売却包括委託を締結していたことで売却する事ができ、今後も民間の力を借り市有地の売却に努めたい。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・電力の切り替えなどにより累積の削減効果額が顕著になってきている。今後とも経常経費の削減については長期的な視点をもって取り組んでいく必要がある。 ・施設の維持管理経費として大規模な修繕料を要するものがある。市有財産(施設)運用管理マスタープランに沿って、必要に応じて適切な費用を計上していく必要がある。 ・市有地の売り払いについては民間の力を活用しながら効果的に売却を進めることができた。今後も連携し、市有地を売却することで、遊休土地の解消と自主財源の確保に努めるべきである。
財務部 財政課	財政管理事務 事業	・普通交付税の減少等本市の財政運営を取り巻く環境が一層厳しいものとなるなか、将来にわたり安定的かつ弾力的な行政運営を可能とするため、財政計画及び行政改革推進プランに基づき健全財政を確保します。 ・真に必要な事業を見極め、優先順位付けを行い計画的な執行に努めるとともに、公債費負担適正化計画に基づき、身の丈にあった計画的な借入・償還に努め、持続可能で健全な財政を維持します。	【目標】 ・実質公債費比率 H28年度(H27年度決算):10.0% H29年度(H28年度決算):10.2% H30年度(H29年度決算):10.0% 【効果】 ・真に必要な事業を見極め、優先順位付けを行い計画的な執行に努めるとともに、公債費負担適正化計画に基づき、身の丈にあった計画的な借入・償還に努め、持続可能で健全な財政を維持します。	・中長期にわたって効率的な財政運営を実現するため、複式簿記・発生主義による財務書類を作成し、単式簿記・現金主義会計では見えにくいコストやストック情報を明らかにするなど財政の見える化を進めます。保有資産の老朽化の程度等現状を正確に把握した上で、更新費用等将来の負担を適切に予測し、効率的なマネジメントを行います。	・財務書類作成支援業務委託 固定資産台帳の更新、統一的な基準に基づく財務書類の作成支援、新地方公会計制度研修(全課対象、参加人数:142人) ・財務会計システム保守管理委託 財務会計システムカスタマイズ(科目新設制御、当初予算説明資料等改修) ・当初予算編成、当初予算書印刷(一般会計・特別会計 各100部) ・緊急課題等に対応した補正予算の編成、議案作成9回 ①6月その1、②6月その2、③9月、④9月追加、⑤9月追加その2、⑥12月その1、⑦12月その2、⑧12月追加、⑨3月 ・地方財政状況調査(決算統計)の回答 6月 ・健全化判断比率(実質公債費比率 他3指標)及び資金不足比率の算定、報告 6~9月 ・中津川市の財務書類作成、公表 10~3月 ・財政状況資料集の作成、公表 2~3月 ・普通交付税及び特別交付税基礎資料の報告(通年) 普通交付税本算定事務 7月 ・起債管理事務 県との借入協議、金融機関からの借入れ、借入済み額に対する定期償還 通年 【効果】 ・必要な予算を必要なタイミングで編成することにより、行政サービスを遅滞なく市民に提供することができました。 ・将来負担比率:12.9%(H28末:22.7%) ※実質公債費比率:10.5%(H28末:9.9%)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・行政サービスを遅滞なく行うことができるように、必要な予算を適切なタイミングで編成するとともに、執行管理を徹底することで、健全財政を心がけている。 ・しかしながら、普通交付税の減少や今後予定されている大型事業によって公債費の増加が見込まれるなど効率的な財政運営を行ううえでの課題は山積みである。特に、財政の硬直化を図る指標となる実質公債費比率については、病院事業会計への特別繰出などの影響により増加するなど、健全財政への道は険しい状態である。 ・統一的な基準に基づく財務書類を作成したことにより、ストック情報の適切な管理や他団体との比較可能性を確保できた。 ・今後は財務書類のさらなる有効的な活用方法を検討し、公表していくことで、中長期にわたり効率的な財政運営を実現するよう努める。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・人口減少に伴う収税の減少や合併算定替の終了に伴い普通交付税が減少するなかで、今後予定される大型事業は目白押しである。持続的発展には健全財政が前提となることから、財政担当部局として長期的かつ全体的な視点に留意し、予算措置にメリハリをつけるなどの確かな財政運営に努めることが必要である。 ・地方債の抑制などにより、近年減少傾向にあった実質公債費比率については坂下病院の特別繰出などの理由によりH28年度決算に引き続き増加している。この指標のみが財政状況を示すわけではないが、実質公債費比率の増加が財政の硬直化をもたらす大きな要因になり得ることは間違いないため、県内他市の状況等を考慮すると今後も低下させていく必要がある。
政策推進部 政策推進課	総合政策事務 事業	・総合計画基本構想に定める将来都市像を実現するため、前期事業実施計画の進捗管理を行うとともに、H31年度からスタートする中期事業実施計画の作成を進めます。 ・中津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標達成のため、事業の評価・検証等の進捗管理を行います。 ・国・県等の補助金の獲得、ふるさとづくり寄附金の募集により財源を確保します。	【目標】 ・前期事業実施計画の着実な推進と中期事業実施計画の作成 ・中津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標及びKPI(※1)を達成 ・ふるさとづくり寄附金 H30年度目標:100,000,000円 【効果】 ・総合計画に定める将来都市像の実現に近づけます。 ・国・県等の補助金の獲得、ふるさとづくり寄附金の募集により財源を確保します。	・総合計画を推進します。 ・中津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進します。 ・国・県等の補助金を獲得します。 ・ふるさとづくり寄附金を推進します。	<総合計画> ・前期事業実施計画事業の進捗を把握するとともに、中期事業実施計画作成に着手 ・市民による外部評価委員会で重点事業ほか20事業の評価を実施(開催 委員会6回、部会6回 計12回) <中津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略> ・推進委員会で総合戦略の検証を受け、改訂(開催 委員会6回) <財源の確保> ・地方創生推進交付金13,499,040円、地方創生拠点整備交付金62,733,208円(H28繰越)を獲得 ・大手ふるさと納税ポータルサイトを利用したふるさと納税の募集を開始 ふるさとづくり寄附金の採納 14,778件、287,526,111円(H28年度 113件 5,790,000円 H27年度 127件 5,635,320円) ・企業版ふるさと納税 3件 1,000,000円 活用事業:中津川市の未来を担う人材育成事業、外国人観光促進事業 【効果】 ・外部評価委員会や推進委員会での意見を参考に事業の見直しを実施し、H30年度予算に反映しました。 ・地方創生推進交付金やふるさとづくり寄附金を獲得し、事業推進に活用しています。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・外部評価委員会、総合戦略推進委員会のご意見を参考に事業の見直しを実施し、H30予算での新規組み立ての際に効果の出していない取り組みを廃止できた。 ・地方創生交付金は交付要件が変更され、年々獲得が困難になっていく中ではあるが、各部横断的な組み立てを行うことで申請し、着実に獲得できた。 ・ふるさと納税についてはH29年度から大手ふるさと納税ポータルサイトの利用を開始し、寄付額は前年比50倍、件数前年比130倍と大幅増となった。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・外部評価委員会、総合戦略推進委員会のご意見を参考にし、取り組みを精査できたことは今後の施策、新規事業の組み立てに活用することを期待する。 ・ふるさと納税について、大手ポータルサイトの利用を開始したこと、それにより、納税額が大幅に増額された点を高く評価できる。返礼品、返礼割合の制限など、制度の動向を見据え広く中津川市をPRする手段の一つとするなどの効果を期待する。
財務部 税務課	賦課事務事業	・市財政の根幹であり、自主財源の要である市税を適正に確保するため、課税客体や課税資料の正確な把握に努め、公正な賦課・徴収を行います。	【目標】 ・現年度課税分の徴収率を高めます。 H29年度:98.75% H30年度:98.80% ・納税者の利便性向上のため多様な納税方法を整えます。(窓口・振込・口座振替・コンビニ納付他) 【効果】 ・自主財源の要である市税が適正に確保でき、市民サービスの維持・充実が図られます。	・市税の申告受付、実態調査、課税資料に基づいた適正な賦課・徴収を行います。 ・研修を通して職員の知識向上を図るとともに、児童・生徒を対象とする租税教室を開催して税制度の理解と普及に努めます。 ・納付方法の拡充(固定資産税・都市計画税納税通知書及び市税督促状によるコンビニ納付開始)	・個人市民税の申告受付、実態調査及び賦課・徴収、法人市民税の調査及び賦課・徴収 ・土地・家屋・償却資産調査、固定資産税・都市計画税の賦課・徴収 H30年度固定資産評価標準値(土地評価業務(路線価1,621㎡、比準標準地203地点、田・畑・山林281地点、航空写真撮影454.56km)) ・軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課・徴収 ・実務研修への参加及び租税教室の開催(小・中学校30校) ・納付方法の拡充(固定資産税・都市計画税納税通知書及び市税督促状によるコンビニ納付開始) 【効果】 ・現年度課税分計 調定額 収入済額 (対H28年度比) 市 民 税 10,767,121,163円 4,567,264,048円 (245,794,440円増) 固定資産税 4,841,580,800円 4,774,652,902円 (162,197,866円増) 軽自動車税 248,253,900円 242,480,200円 (9,303,619円減) 市たばこ税 461,496,863円 461,496,863円 (32,212,369円減) 都市計画税 557,019,100円 549,735,800円 (13,236,700円増) 入 湯 税 37,959,450円 37,959,450円 (1,298,550円増) ・現年度課税分徴収率:98.76%(H28年度:98.51%) ※滞納繰越分:30.53%(H28年度:24.42%) ※H29年度現滞計:95.89%(H28年度:95.33%)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・研修を通じて職員の知識向上を図り正確な事務処理に努めるとともに、賦課・徴収に関する誤った事例を毎月課内会議で検証し、係員に周知することで再発防止に努めた。 ・H29年度現年度分の収入済額は約10,634百万円となり、H28年度と比べて約246百万円の増収となった。 ・H29年度における市税の未収入額は約440百万円と、H28年度と比べて約37百万円減少することができた。 ・コンビニ納付ができる税目を拡大したことにより、納税者の利便性と徴収率を向上させることができた。 ・今後も市税の適正な賦課・徴収を進めるとともに、未収入額の早期回収に努める。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・普通交付税の減少に伴い市の財政状況が年々厳しくなるなかで、市税は重要な自主財源となることから、賦課徴収は市政運営の根幹にかかわる重要な業務であり、引き続き正確で適切な執行を心がける。 ・事務を行う上で、研修を通じた知識を共有できていることは適正な事務を行う上でも評価できる。 ・コンビニ納付で税目を拡大したことは、納付できる幅が広がり市税の収率向上に良い影響を与えていると思われることから、費用対効果を検証していくことは必要である。
財務部 収納管理室	収納管理事業	・H26年度決算において、約12.5億円となっている主要な公債権(市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料)の滞納額を減少させるため、公債権担当部署と法的知識・情報の共有を図り、徴収体制を強化します。 ・複数の公債権担当部署に重複する滞納者に対して、連携して対応することにより滞納者の負担軽減と事務の効率化を図ります。	【目標】 ・主要公債権(税・国保・後期高齢・介護・保育)の滞納額を縮減します。 H29年度:10.4億円 H30年度:9.7億円 ・法律アドバイザー(弁護士)の協力の下、多重債務の解消など自立支援型の対応・相談に努め、滞納者が滞納を繰り返すことのないようにします。 【効果】 ・財源が適正に確保でき、市民サービスの維持・充実が図られます。	・公債権担当部署との連絡会議を開催し、方針と目標を共有します。 ・重複滞納者の情報共有と連携により、確実な収納の実現と滞納者の負担軽減を図ります。 ・収納事務の効率化を図ります。 ・法律アドバイザー(弁護士)の協力の下、法的な課題を解消して債権の収納を促進します。	・公債権担当部署との連絡会の開催、目標の共有及び課題の整理4回 ・滞納者・滞納額等名簿の作成、重複滞納者の把握及び連携対応、単独・共同での催告・差押の実施 ・公債権担当部署での督促状及び催告書印刷業務の収納管理室への集約 ・法律アドバイザー(弁護士)への面談相談及びメール相談の実施 ・生活困窮者等への助言と滞納解消のための庁内連携 【効果】 ・主要公債権滞納額の推移(税・国保・後期高齢・介護・保育) H29年度 1,068,115,508円(対前年比 81,582,025円減) H28年度 1,149,697,533円(対前年比 24,064,364円減) H27年度 1,173,761,897円(対前年比 74,608,976円減) H26年度 1,248,370,873円 ・滞納処分等の実績 共同催告 1回(主要公債権の重複滞納者に対して実施)(H28年度:2回) 市税差押 231件(H28年度:140件) 共同差押 6件(税及び国保料の重複滞納者に対して実施)(H28年度:6件) ・主要公債権滞納者数 H29年度:4,660人(H28年度:4,961人、対前年比301人減)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・主要公債権(税・国保・後期高齢・介護及び保育)の滞納額は、H29年度は約1,068百万円とH28年度と比べて約82百万円圧縮できた。 ・主要公債権の滞納繰越者数をH28年度の4,961人からH29年度末の4,660人と301人減少することができた。 ・公債権担当部署との連絡会議において、行政改革推進プランにおける目標達成に向けた取組みを確認するとともに、H30年度から税以外の主要公債権の困難案件を収納管理室に移管して処理できるように準備を進めた。法律アドバイザー(弁護士)への面談相談やメール相談を行い、債権所管課が抱える困難な事例解決の法的アドバイスをを行った。 ・今後は収納管理室が主導して連携した取り組みを強化し、滞納繰越額・滞納者数の圧縮に努める。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・主要公債権滞納者数が年々着実に減少していることで事業としての効果は着実に現れている。 ・ただし、市税以外の公債権(国保・後期高齢・介護・保育)についての連携はまだまだ出ておらず、連携をさらに深めることで、より効率的に滞納額を減少させていく余地がある。 ・滞納を減少させることは市の財源として重要な役割があるため、今後も他課との連携を含め引き続き推進し圧縮に努める必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
健康福祉部 蛭川診療所	川上内科一般 管理費	・地域住民が安心して住み続けられるよう、医療の面から地域住民の安全、安心を確保するため地域に根ざした診療所の運営を行います。	【目標】 ・週2日の診療を維持し、地域医療の格差を正を図ります。 【効果】 ・民間医療機関のない地区で医療の面から地域住民の安全、安心が確保されます。	・医師の確保に努め、地域医療を確保します。 ・地域住民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるよう、在宅医療を充実し、保健、医療、福祉、介護等が連携した地域包括ケアの取組を推進します。	・中津川市地域総合医療センターとの連携により医師を確保し、週2日の診療を実施 診療日数 94日(常勤医師1名、週2日診療) 診療件数 2,396件 (うち在宅医療 59件) ・保健、医療、福祉、介護等が連携した地域包括ケアを推進 居宅療養管理指導件数 52件 連絡会議の開催 6回 メンバー:看護師、ケアマネジャー、保健師、在宅支援相談員、川上総合事務所職員 ・予防接種と健康診断を実施 【効果】 ・週2日の診療を維持し、医療面から地域住民の安全、安心が確保できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・年々患者数は減少傾向となっており、診療収入ともに減少している。 ・在宅医療の充実や、保健、医療、福祉、介護等が連携した包括ケアの取り組みにより、地域住民が住み慣れた地域で、安全、安心して暮らすことに寄与している。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・民間医療機関がない地区の地域住民にとって必要性は高い。 ・ただし、医師不足や年々減少傾向にある患者数及び診療収入等を踏まえ、診療所のあり方、中津川市の地域医療の在り方そのものを検討していく必要がある。
健康福祉部 蛭川診療所	加子母歯科一般 管理費	・地域歯科医療の格差をなくし、民間歯科医療機関のない地区で地域住民の安全、安心を確保するため地域に根ざした歯科診療所の運営を行います。	【目標】 ・週5日の歯科診療を維持し、地域歯科医療の格差を正を図ります。 【効果】 ・民間歯科医療機関のない地区で歯科医療の面から地域住民の安全、安心が確保されます。	・地域歯科医療を確保します。 ・地域住民の口腔ケアのため、歯科検診、歯科保健指導を推進します。	・週5日の歯科診療を実施 診療日数 215日(常勤歯科医師1名) 診療件数 5,381件 ・保育園、小、中学校、乳幼児、妊婦、成人の歯科検診を実施 歯科検診 7回 ・保育園、小、中学校の歯科保健指導を実施 歯科指導 2回 ・2歳児歯科健診を実施 4回 ・はみがき教室を実施 4回 【効果】 ・診療をはじめ地区内の予防活動を実施し、歯科保健予防・早期治療を推進することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・年々患者数は減少傾向となっており、収入も減少傾向ではあるが、各種検診等を実施し、地域住民が住み慣れた地域で、安全、安心して暮らすことに寄与している。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・民間医療機関がない地区の地域住民にとって必要性は高い。 ・しかし、患者数は減少しており診療収入も減っている現状で、継続した医療を提供するには診療所の健全運営が不可欠であり、今後の診療収入の推移等も踏まえ可能な限りコスト削減に努めていく必要がある。
健康福祉部 蛭川診療所	蛭川内科一般 管理費	・地域住民が安心して住み続けられるよう、医療の面から地域住民の安全、安心を確保するため地域に根ざした診療所の運営を行います。	【目標】 ・週5日の診療を維持し、地域医療の格差を正を図ります。 【効果】 ・民間医療機関のない地区で医療の面から地域住民の安全、安心が確保されます。	・医師の確保に努め、地域医療を確保します。 ・地域住民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるよう、在宅医療を充実し、保健、医療、福祉、介護等が連携した地域包括ケアの取組を推進します。	・中津川市地域総合医療センターとの連携により医師を確保し、週5日の診療を実施 診療日数 237日(常勤医師1名、非常勤医師2名、週5日診療) 診療件数 7,098件(うち在宅医療 188件) ・在宅療養支援診療所(24時間往診の実施) 利用件数 111件 ・保健、医療、福祉、介護等が連携した地域包括ケアを推進 居宅療養管理指導件数 139件 地域包括ケアネットワーク会議の開催 2回 メンバー:診療所医師及び歯科医師、ケアマネジャー、保健師、薬剤師、社会福祉協議会、 駐在所、郵便局、JA、民生委員・児童委員、区長会、蛭川総合事務所職員 ・介護予防・生活習慣改善教室を実施 20回 対象者:50歳から70歳代の方 参加者:11名 ・予防接種と健康診断を実施 【効果】 ・週5日の診療を維持し、医療面から地域住民の安全、安心が確保できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H29年6月より在宅療養支援診療所(24時間往診)を開始し、年間111件の利用があり、今後も利用が増える見込みである。 ・50歳から70歳を対象にした介護予防・生活習慣改善教室では、有酸素運動やリハビリ機器を使用した筋力トレーニングにより参加者の柔軟性や筋力アップが図られ、体力維持、生活習慣病の予防に繋げることができた。 ・在宅医療の充実や、保健・医療・福祉・介護等が連携した包括ケアの取り組みにより、地域住民が住み慣れた地域で安全、安心して暮らすことに寄与している。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・民間医療機関がない地区の地域住民にとって必要性は高い。 ・新たに在宅療養支援診療所(24時間往診)を開始したことにより、診療収入の増加及び在宅医療の充実につながっている。 ・継続した医療の提供には診療所の健全運営が不可欠であり、今後の診療収入の推移等も踏まえ可能な限りコスト削減に努めていく必要がある。
健康福祉部 蛭川診療所	蛭川歯科一般 管理費	・地域歯科医療の格差をなくし、民間歯科医療機関のない地区で地域住民の安全、安心を確保するため地域に根ざした歯科診療所の運営を行います。	【目標】 ・週5日の歯科診療を維持し地域歯科医療の格差を正を図ります。 【効果】 ・民間歯科医療機関のない地区で歯科医療の面から地域住民の安全安心が確保されます。	・地域歯科医療を確保します。 ・地域住民の口腔ケアのため、歯科検診、歯科保健指導を推進します。	・週5日の歯科診療を実施 診療日数 238日(常勤歯科医師1名、非常勤歯科医師1名) 診療件数 5,704件(うち在宅診療 6件) ・デイサービス、保育園、小、中学校、乳幼児、成人の歯科検診を実施 歯科検診 24回 ・保育園、小、中学校の歯科保健指導を実施 歯科指導 10回 ・2歳児、3歳児の歯科検診を実施 歯科検診 8回 ・保健、医療、福祉、介護等が連携した包括ケアを推進 居宅療養管理指導件数 6件 【効果】 ・診療をはじめ地区内の予防活動を実施し、歯科保健予防・早期治療を推進することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・年々患者数は増加傾向となっており、今年度も患者数、診療収入ともに増加している。 ・各種検診の実施や乳幼児から高齢者まで様々な世代を対象にした歯科指導の実施など、保健・医療・福祉・介護等連携した包括ケアの取り組みにより、地域住民が住み慣れた地域で安全、安心して暮らすことに寄与している。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・民間医療機関がない地区の地域住民にとって必要性は高い。 ・患者数及び診療収入は年々増加傾向にあるため、引き続き健全運営に努めていく必要がある。
健康福祉部 蛭川診療所	阿木内科一般 管理費	・地域住民が安心して住み続けられるよう、医療の面から地域住民の安全、安心を確保するため地域に根ざした診療所の運営を行います。	【目標】 ・週2日の診療を維持し、地域医療の格差を正を図ります。 【効果】 ・民間医療機関のない地区で医療面から地域住民の安全、安心が確保されます。	・医師の確保に努め、地域医療を確保します。 ・地域住民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるよう、在宅医療を充実し、保健、医療、福祉、介護等が連携した地域包括ケアの取組を推進します。	・中津川市地域総合医療センターとの連携により医師を確保し、週2日の診療を実施 診療日数 99日(常勤医師1名、週2日診療) 診療件数 2,555件 (うち在宅医療 64件) ・保健、医療、福祉、介護等が連携した地域包括ケアを推進 居宅療養管理指導件数 56件 阿木地域包括支援ネットワーク会議の開催 3回 メンバー:診療所医師、診療所看護師、歯科医師、区長会、社協、民生委員、老人クラブ、ケアマネジャー、包括支援員、阿木事務所職員 等 ・予防接種と健康診断を実施 【効果】 ・週2日の診療を維持し、医療面から地域住民の安全、安心が確保できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・昨年と比べ患者数は若干増加しており、診療収入も増加している。 ・在宅医療の充実や、保健、医療、福祉、介護等が連携した包括ケアの取り組みにより、地域住民が住み慣れた地域で、安全、安心して暮らすことに寄与している。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・民間医療機関がない地区の地域住民にとって必要性は高い。 ・患者数及び診療収入は微増となっているが、継続した医療を提供するには診療所の健全運営が不可欠であり、今後の診療収入の推移等も踏まえ可能な限りコスト削減に努めていく必要がある。
健康福祉部 国民健康保険課	医療費拠出金	・医療技術の高度化などにより、高額な医療費の給付が年々増加しており、保険者の事業運営に対し、不安定な要因となっています。 ・こうした高額な医療費の財政負担を緩和するため、県内各保険者が医療費負担を共用し、互助する共同事業の財源とするための拠出金を支出します。	【目標】 ・保険者間の医療費負担割合の格差を軽減します。 【効果】 ・国保財政の急激な給付の増加に備え、財政の安定が図られるとともに、保険料の平準化が図られます。	・岐阜県国民健康保険団体連合会を共同事業の実施主体として、県内各保険者が拠出金を出し合い、高額な医療費の実績に応じて交付金を受け、保険者間の医療費負担の格差を軽減し、国保運営の安定につなげます。	・共同事業の財源として、岐阜県国民健康保険団体連合会に拠出金を支出し、高額な医療費の実績に応じて連合会から交付金が交付されます。 ・高額医療費共同事業拠出金(1か月80万円を超える高額な医療費を対象とした拠出金) H29年度拠出金額 144,569,307円 (H28年度 164,017,413円 対H28年度比 △19,448,106円) ・保険財政共同安定化事業拠出金(1か月1円以上80万円未満の医療費を対象とした拠出金) H29年度拠出金額 1,573,485,796円 (H28年度 1,643,444,842円 対H28年度比 △69,959,046円) 【効果】 ・国民健康保険が負担する医療費の激変緩和の効果が、財政の安定が図られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・岐阜県国民健康保険団体連合会を実施主体として、県内各保険者が拠出金を出し合い、高額な医療費の支出の実績に応じて交付金が受けられるという事業で、保険者間の負担により、急激な医療費負担の緩和が図られるという制度であるので、必要かつ有効である。 ・高額医療費共同事業 H28 164,017,413円 H29 144,569,307円(▲19,448,106円) ・保険財政共同安定化事業 H28 1,643,444,842円 H29 1,573,485,796円(▲69,959,046円) ※H29年度までで事業廃止	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・制度として負担が求められるものであり市の裁量の余地はない。 ・事業としての必要はあるが、H30年度の広域化により廃止となる事業であることから、それまでは現状維持とする。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
健康福祉部 国民健康保険課	特定健診事業	・「高齢者の医療の確保に関する法律」により保険者に義務付けられた事業で、生活習慣病発症予防及び重症化予防を行うことにより、健康の確保と医療費の適正化に取り組めます。	【目標】 ・特定健診及び指導対象者の継続受診の受診率向上に取り組めます。 ・受診率 H26年度実績:36.2% H29年度:39.0% H30年度:40.0% ・生活習慣病の発症や重症化予防を行います。 【効果】 ・健康の確保と医療費の適正化が図られます。	・生活習慣病の発症や重症化を予防するため、30歳代健診及び特定健診(40歳から74歳)の被保険者を対象とした健康診査を実施します。	・血液検査、尿検査等により生活習慣病を早期発見 ・保健師や管理栄養士による生活習慣病改善の支援 <特定健康診査、保健指導> ・市内指定医療機関と各地区集団健診会場にて実施 特定健康診査実績 健診対象者 12,158人 (H28年度 12,666人) 受診者 4,554人 (H28年度 4,863人) 受診率 37.6% (H28年度 38.4%) <30歳代健康診査、保健指導> ・各地区集団健診会場にて実施 30歳代健康診査実績 健診対象者 950人 (H28年度 968人) 受診者 142人 (H28年度 161人) 受診率 14.9% (H28年度 16.6%) (実績値) 【効果】 ・「特定健康診査、保健指導」、「30歳代健康診査、保健指導」を実施したことにより、健康の確保と医療費の適正化につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・特定健診等の事業は、高血圧、糖尿病等の生活習慣病の早期発見、早期治療や保健指導等により、食事や運動など日常の習慣を見直すことにより疾病に至る前の予防、重症化を抑えるための手段の一つとして必要性があり、医療費抑制対策として有効と考える。しかし、国保は、広報や電話による受診勧奨を行っているものの、被用者保険事業所が行う健康診断のような高い成果につながらない。今後は、習慣的に保険医療機関を受診している人に対し、医師会の協力を得ながら、医師、歯科医師としての指導に加え特定健診データを提供していただき、お互いに連携しあう関係を築いていけるよう努力し、効率を高めていきたいと考える。 ・特定健診受診率 H28 38.4% H29 37.6%	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・特定健診の受診や保健指導により、病気の早期発見や重症化を防ぐとともに、長期的な観点では医療費の抑制に寄与する事業として有効性は高い。 ・H30年度の受診率40%達成を目指し、自部門評価にあるように医師会をはじめとする関係機関との連携を密にし、引き続き受診率向上に努める必要がある。
商工観光部 商業振興課	駐車場事業	・中心市街地を訪れる買い物客や観光客等の利便性を向上させるため、駅前市営駐車場及び駅前広場市営駐車場を適切に管理、運営し、利用を促進します。	【目標】 ・利用台数の増加 H29年度:247,000台 H30年度:250,000台 【効果】 ・道路交通を円滑化します。 ・中心市街地来街者及び公共交通機関利用者の利便性が向上します。	・駅前市営駐車場及び駅前広場市営駐車場を指定管理により効率的かつ適切に管理、運営します。	<市営駐車場運営の指定管理委託> ・中津川駅前市営駐車場(一般用80台・身障者用3台・月極40台) 入庫から2時間無料、その後30分100円 ・中津川駅前広場市営駐車場(一般用17台・身障者用1台) 入庫から30分無料、その後30分100円 <施設改善による利用環境の改善> ・防犯カメラの設置 ・施設内掲示物の修繕 等 【効果】 ・駅前に立地する駐車場として市民や観光客の安全面と快適性に配慮した施設運営を実施できました。 年間駐車場利用料金 22,341,160円(H28年度:22,036,190円) 年間利用台数 240,032台(H28年度:242,761台) 駅前市営駐車場 126,035台(H28年度:130,989台) 駅前広場駐車場 113,997台(H28年度:111,772台)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・指定管理制度の適切な運営により、大きな問題もなく稼働させているが、施設の老朽化もあり、今後のあり方や改廃時期について具体的な検討を行うことが望まれる。 ・駅前周辺には、空き店舗や空き家を駐車場として再整備する民間の動きが活発化してきており、ニーズやマーケティング調査から、今後のサービス内容や展開を見極めていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒C 効率でない 総合評価⇒C 縮小/見直し	・車で商店街を訪れる利用者に対して、駐車場を適切に管理しサービスを提供できている。 ・黒字経営を維持できることから、来るべき大規模改修や解体に備えて、決算剰余金については適切に積み立てておく必要がある。 ・利用状況から当駐車場は民間経営が十分可能な施設であると思われる。 ・ニーズ調査やマーケティング調査を行うなかで、新たな活用方法があれば検討していくべきである。
水道部 下水道課	下水道整備事業(中津川処理区)	・木曾川上流域に位置する都市として、公共用水域への負担を軽減し、居住環境の向上を図るため、未整備地区の整備を計画的に進めます。	・全体計画区域:1,153ha・事業計画区域面積:986ha・整備済面積:773.90ha(H27年度末) ・全体計画面積整備率:67.1%・事業計画区域面積整備率:78.5%・全体計画期間:S49年度からH37年度 【目標】・公衆衛生の向上を目指し整備可能な地区の整備を推進します。(青木、小向井、子野、上金、三五沢地区ほか) 【効果】 ・河川、湖沼、沿岸海域などの公共用水域の水質汚濁が防止されます。 ・生活排水やトイレの水洗化により、快適で衛生的な居住環境の向上が図れます。	・中津川処理区の全体計画区域面積1,153haのうち、H27年度末現在の事業計画区域整備率は78.5%であり、未整備地区の下水道工事を計画的に推進します。	・下水道管渠整備 5工区(H28線越分:青木、子野、西山工区、H29:青木、上金工区) 延長 L=1,025m ・測量設計業務 1工区(地藏堂工区) 延長 L=130m 【効果】 ・H29年度整備面積 1.42ha ・H29年度末 整備済面積 781.71ha ・H29年度末 全体計画面積整備率:67.8% ・H29年度末 事業計画区域面積整備率:79.3% ・生活排水やトイレの水洗化により、快適で衛生的な居住環境が向上しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B 高める余地がある 効率性⇒A 効率である 総合評価⇒B計画の承認	・青木斧戸線道路改良工事に合わせた効率的な整備を進める。 ・合併処理浄化槽と合わせた水洗化を進めていく。 ・当該処理区の水洗化率は85%と高いが、昨年度と比べると微増のため、引き続き戸別訪問等による水洗化促進を進める。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A 効率である 総合評価⇒B計画の承認	・水洗化率については高い水準にあるが、さらなる向上を図る余地があるため、引き続き個別訪問等による地道な取り組みを積極的に進める必要がある。 ・合併処理浄化槽設置率が高いなどの要因により接続意向が低調なエリアについては、工事を先送りするなど費用対効果を重視した整備を行うことが重要である。
水道部 下水道課	下水道整備事業(坂本処理区)	・木曾川上流域に位置する都市として、公共用水域への負担を軽減し、居住環境の向上を図るため、未整備地区の整備を計画的に進めます。 ・リニアのまちづくり計画に基づくインフラ整備(下水道整備)を進めます。	・全体計画区域:282ha・事業計画区域面積:153ha・整備済面積:91.19ha(H27年度末) ・全体計画面積整備率:32.3%・事業計画区域面積整備率:59.6%・全体計画期間:H19年度からH37年度 【目標】・公衆衛生の向上を目指し整備可能な地区の整備を推進します。(深沢、与ヶ根、旭、中洗井、諏訪地区ほか) 【効果】 ・河川、湖沼、沿岸海域などの公共用水域の水質汚濁が防止されます。 ・生活排水やトイレの水洗化により、快適で衛生的な居住環境の向上が図れます。	・坂本処理区の全体計画区域面積282haのうち、H27年度末現在の整備率は59.6%であり、未整備地区の下水道工事を計画的に推進します。	・下水道管渠整備 7工区(H28線越分:千旦林工区、H29:旭、与ヶ根、中洗井第1～第2、上諏訪、青木工区) 延長 L=4,757m ・測量設計業務 3工区(長連寺工区、深沢工区、中垣外工区) 延長 L=1,818m 【効果】 ・H29年度整備面積 5.03ha ・H29年度末 整備済面積 104.98ha ・H29年度末 全体計画面積整備率:37.2% ・H29年度末 事業計画区域面積整備率:41.5% ・生活排水やトイレの水洗化により、快適で衛生的な居住環境が向上しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B 高める余地がある 効率性⇒A 効率である 総合評価⇒B計画の承認	・幹線の整備やリニア中央幹線や幹線道路の整備に合わせた効率的な整備が必要である。 ・合併処理浄化槽と合わせた水洗化を進めていく。(ただし、リニア駅周辺や中核工業団地は例外である。) ・当該処理区の水洗化率は54%と低調であるが、今後中核工業団地の整備により水洗化促進が期待される。 ・リニア駅周辺整備や西部テクノパーク整備による新たな企業誘致により経営健全化を図る。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B 高める余地がある 効率性⇒A 効率である 総合評価⇒B計画の承認	・中津川処理区と比べ優先順位は高く、社会資本整備総合交付金の配分次第で事業費が増減する可能性があるが、優先順位を付け事業量の調整を行う必要がある。 ・今後行われる中核工業団地の整備や未整備地区の解消を計画的に進める必要があるが、費用対効果を重視した整備を行うことも重要である。
水道部 下水道課	終末処理事業(公共)	・中津川及び坂本処理区の終末処理場の適切な維持管理を行い、自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上を図ります。	【目標】 ・中津川及び坂本処理区終末処理場の年間を通じた適切な設備稼働します。 【効果】 ・自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上が図られます。	・利用者が安心して快適に利用できるよう中津川処理区、坂本処理区の終末処理場の維持管理を行います。	<中津川処理区> ・維持管理及び修繕 中津川市浄化センターの機械設備修繕 中津川市浄化センターの破砕機修繕 ・汚泥運搬、処理委託 1,815t ・処理水量 8,727m ³ /日平均 12,744m ³ /日最大 <坂本処理区> ・維持管理及び修繕 公共処理施設の窒素・リン計修繕 ・汚泥運搬、処理委託 189t ・処理水量 832m ³ /日平均 1,215m ³ /日最大 【効果】 ・公共下水道終末処理施設の正常な稼働を保つとともに設備の延命を図り、公共用水域の水質保全・生活環境の向上を図ることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・公共下水道2処理区(中津川処理区・坂本処理区)を水質保全のため適切に維持管理をしていくうえで、欠かすことのできない事業である。 ・汚泥処分先について、資源化していたものを削減し、市環境センターの焼却処分にあつたことにより、処分費・運搬費の経費の削減ができた。 ・汚泥運搬について、今までは1社独占だったが、危機管理面などから市内業者を1社増やし、複数業者契約とした。(H29年10月から坂本浄化センター毎月1車) ・電気料金(高圧契約)について、電力自由化を活用して12月から中部電力から丸紅に契約変更し電気料金の削減ができた。(中津川・坂本)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B 高める余地がある 効率性⇒A 効率である 総合評価⇒B計画の承認	・汚泥運搬を今までは1社独占から危機管理面などから市内業者を1社増やし、複数業者で実施し、リスク分散や競争原理が働くなど手法の精査と見直しを図っており評価できる。 ・電気料金も電力自由化を活用して効果的な方法を実施し、経費削減を図っており評価できる。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
水道部 下水道課	下水道施設長 寿命化対策事業	・老朽化が進んでいる処理場の機械・電気設備が耐用年数を超えており、施設の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化に対して更新費用を平準化することで財政負担を分散します。 ・ストックマネジメントにより既存施設の改築更新と機能アップを図り、ライフサイクルコストの低減を図ります。	【目標】 ・長寿命化計画を策定し、効率のよいストックマネジメントを実施します。 ・H27～H28年度 中津川市浄化センター汚泥処理設備の機械・電気設備工事 ・H29～H30年度 中津川市浄化センター管理棟内の耐震補強と空調設備の更新、処理設備の機械・電気設備工事 【効果】 ・計画的に改築更新を行う事で、費用の平準化を図り効率的な維持管理が可能となります。	・浄化管理センター(S63年度建築)の老朽化に伴い、機能を維持するための設備更新や建物改修工事をH30年度までに行います。	・長寿命化計画による改築更新(H29～H30全体計画承認) 汚泥処理施設の機械設備・電気設備工事 酸素発生装置の制御盤の再構築・汚泥脱水・減菌給水コントロールセンター等の再構築 中津川市浄化管理センター管理棟の耐震補強工事 【効果】 ・長寿命化計画による改築更新により、安定した施設の運用が可能になりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・中津川市浄化管理センターを改築更新し、長寿命化を図ることは必要不可欠である。 ・下水道法改正により変更になった下水道ストックマネジメント計画(旧長寿命化計画)を策定し、交付金を活用し効率的に改築更新を進めていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・浄化管理センターに限らず他の施設も含め経年により機械設備の故障が多く、維持補修の経費が高む状況にあることから、計画的に設備更新等の対策を進めていくことが重要である。 ・交付金を活用した長寿命化計画に基づいた計画的な改修は評価できる。長期的な視点で工法などをさらに精査しながら更新にかかる費用の圧縮が求められる。
水道部 下水道課	農業集落排水 施設長寿命化 対策事業	・農業集落排水施設は経年劣化により処理場やマンホールポンプ等施設の老朽化が進み、施設の維持管理費に多額の費用を要しているため、計画的に改修を行い、施設の長寿命化を図ります。	【目標】 ・長寿命化計画を策定し、効率のよいストックマネジメントを実施します。 ・H28年度:実施設計、加子母北部・中部の機能強化事業実施 ・H29年度:加子母北部・中部の機能強化事業実施 ・H30年度:加子母南部の機能強化事業、川上の機能診断 【効果】 ・計画的に機能強化事業を行う事で、費用の平準化を図り効率的な維持管理が可能となります。	・施設の計画的な改修を行うため、農業集落排水の各処理場の長寿命化計画を策定し、それに沿った改修を進めます。	・加子母(中部・北部)処理場の機能強化事業 機械・電気設備の更新(非常用エンジンポンプ・UV計等) 【効果】 ・計画的に機能強化事業を行う事で、費用の平準化を図り効率的な維持管理が可能となりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・加子母北部・中部処理場の改築更新は処理場の機能強化を図るため必要不可欠である。 ・交付金を活用し効率的に改築更新を進めていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・経年により機械設備の故障が多く発生し維持補修の経費が高む状況にあることから、計画的に設備更新等の対策を進めていくことが重要である。 ・施設改修が一時期に集中しないよう長期的な視点で計画的な改修に努める必要があり、交付金を活用して工法などもさらに精査しながら更新にかかる費用の圧縮が求められる。
水道部 下水道課	終末処理事業 (農集)	・農集9処理区の終末処理場の適切な維持管理を行い、自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上を図ります。	【目標】 ・農集9処理区終末処理場を、年間を通じて適切な設備稼働します。 【効果】 ・自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上が図られます。	・利用者が安心して快適に利用できるよう、農集9処理区の終末処理場の維持管理を行います。	・農集9処理区の終末処理場の維持管理及び修繕 農集処理施設の窒素・リン計修繕 農集処理施設の機械設備修繕 ・汚泥運搬 4処理区 合計 1,700t ・コンポスト 5処理区 合計 31t ・処理水量(各処理区) 坂本北部 519m ³ /日平均 阿木 230m ³ /日平均 川上 206m ³ /日平均 加子母北部 295m ³ /日平均 加子母中部 261m ³ /日平均 加子母南部 329m ³ /日平均 田瀬処理区 161m ³ /日平均 高山処理区 136m ³ /日平均 蛭川処理区 154m ³ /日平均 【効果】 ・農集排終末処理施設の正常な稼働を保つとともに設備の延命を図り、公共用水域の水質保全・生活環境の向上を図ることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・農集9処理区(坂本北部、阿木、川上、加子母北・中部・南部、田瀬、高山、蛭川処理区)を水質保全のため適切に維持管理をしていくうえで、欠かすことのできない事業である。 ・コンポスト装置が設置してある処理場では、設備の老朽化により依然として処理が困難であり、修繕が必要である。 ・電気料金(高圧契約)について、電力自由化を活用して12月から中部電力から丸紅に契約変更し電気料金の削減ができた。 (坂本北部・阿木・川上・加子母南部・田瀬・高山)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A 効率である 総合評価⇒B計画の承認	・機械設備の故障が多く発生し維持補修の経費が高む状況にあることから、計画的に設備更新等の対策を進めるとともに、修繕工事についても計画的に行う必要がある。 ・電気料金も電力自由化を活用して効果的な方法を実施し、経費削減を図っており評価できる。
水道部 下水道課	特環下水道施設 長寿命化対策事業	・各下水道施設は供用開始から年月が経過しているため、老朽化が進んでいる処理場をはじめとする施設の効率的な改築更新を行います。 ・特環7処理区からの放流水質を確保し、河川環境の保全を図ります。	【目標】 ・長寿命化計画を策定し、効率のよいストックマネジメントを実施します。 ・H29年度 効率的な汚泥脱水設備設置に関する調査、実施設計、事業計画変更申請 ・H30～H31年度 長寿命化調査・計画策定(福岡クリーンセンター) 【効果】 ・計画的に改築更新を行う事で、費用の平準化を図り効率的な維持管理が可能となります。	・施設の計画的な改修を行うため、特環下水道の各処理場の長寿命化計画を策定し、それに沿った改修を進めます。	・マンホールポンプ緊急通報装置更新工事 合計 11基(蛭川地区 8基、付知地区 3基) 【効果】 ・緊急通報装置は管理上重要な設備であるため、更新により緊急対応が確実に図られ、マンホールポンプからの流出防止対応が図られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・マンホールポンプ緊急通報装置の更新は管理上重要なため必要不可欠である。 ・下水道法改正により変更になった下水道ストックマネジメント計画(旧長寿命化計画)を策定し、交付金を活用し効率的に改築更新を進めていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・経年により機械設備の故障が多く発生し維持補修の経費が高む状況にあることから、計画的に設備更新等の対策を進めていくことが重要である。 ・施設改修が一時期に集中しないよう長期的な視点で計画的な改修に努める必要があり、交付金を活用して工法などもさらに精査しながら更新にかかる費用の圧縮が求められる。
水道部 下水道課	終末処理事業 (特環)	・特環7処理区の終末処理場の適切な維持管理を行い、自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上を図ります。	【目標】 ・特環7処理区終末処理場を、年間を通じて適切な設備稼働します。 【効果】 ・自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上が図られます。	・利用者が安心して快適に利用できるよう、特環7処理区の終末処理場の維持管理を行います。	・特環7処理区の終末処理場の維持管理及び修繕 特環処理施設の窒素・リン計修繕 苗木浄化センターの酸素発生設備修繕 ・汚泥運搬、処理委託 7処理区合計 1,025t ・処理水量(各処理区) 落合 701m ³ /日平均 苗木 1,265m ³ /日平均 まごめ 170m ³ /日平均 坂下 1,116m ³ /日平均 付知 1,558m ³ /日平均 福岡 744m ³ /日平均 蛭川 662m ³ /日平均 【効果】 ・特環下水道処理施設の正常な稼働を保つとともに設備の延命を図り、公共用水域の水質保全・生活環境の向上を図ることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・特環下水道7処理区(落合・苗木・まごめ・坂下・付知・福岡・蛭川処理区)を水質保全のため適切に維持管理をしていくうえで、欠かすことのできない事業である。 ・汚泥運搬について、今までは1社独占だったが、危機管理面などから市内業者を1社増やし、複数業者契約とした。(H29年10月から坂下浄化センター毎月1車) ・電気料金(高圧契約)について、電力自由化を活用して12月から中部電力から丸紅に契約変更し電気料金の削減ができた。 (落合・苗木・坂下・付知・福岡)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A 効率である 総合評価⇒B計画の承認	・汚泥運搬を今までは1社独占から危機管理面などから市内業者を1社増やし、複数業者で実施し、リスク分散や競争原理が働くなど手法の精査と見直しを図っており評価できる。 ・電気料金も電力自由化を活用して効果的な方法を実施し、経費削減を図っており評価できる。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
健康福祉部 介護保険室	介護サービス 給付費	・高齢者が住みなれた地域で、健康で、生きがいをもって、いつまでも安心して尊厳を持ち、自立した暮らしができるまちづくりを行います。 ・地域全体で支え合う持続可能な福祉社会を実現するため、自助・互助・共助・公助の考え方に基づくサービスを提供します。	【目標】 ・地域全体で支え合う持続可能な福祉社会を実現するため、自助・互助・共助・公助の考え方に 基づくサービスを提供します。 【効果】 ・支援が必要な高齢者が必要な居宅サービスを受けることで、住み慣れた自宅や地域で安心した生活を送ることができます。	・介護保険法に基づき、要介護に判定された方が利用する介護サービス費用のうち、所得状況によって9割又は8割を給付します。	・要介護に判定された方が利用する訪問介護、デイサービス、訪問入浴、福祉用具貸与、地域密着型サービス、特定有料老人ホーム等にかかる介護給付費の支払を行います。 ・年間利用件数 93,791件 <主な介護サービス利用件数> 訪問介護 6,493件 デイサービス 15,285件 訪問入浴 1,258件 福祉用具貸与 16,718件 地域密着型サービス 7,966件 特定有料老人ホーム 1,093件 【効果】 ・自助・互助・共助・公助の考え方に 基づくサービスを提供し、支援が必要な高齢者が 必要な居宅サービスを受けることで、住み慣れた自宅や地域で安心した生活を送ることが できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・介護サービスの安定的な供給ができるよう、介護保険事業の施設整備計画に基づき地域密着型施設の整備を行った。利用件数は主に訪問系サービスの増加により668件の増となった。 ・介護給付の適正化を図るため、介護認定調査員の資質向上のための研修や情報交換の会議の開催、給付費適正化支援システムを活用したケアプランの点検、介護支援専門員や全事業者に対する適正化研修を行った。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法に基づく必要なサービスであり、制度の趣旨を踏まえた適切な運用が求められるが、特に自部門評価にあるように介護認定調査員の資質向上、介護支援専門員や事業者に対する指導は、サービスの継続、給付の適正化の面で重要である。 ・高齢化により今後利用者の増加がさらに見込まれるが、限られた財源の枠組みのなかでは、8万人のヘルスアップ事業をはじめトータル的な市民の健康づくりの推進により、給付費の抑制につなげていくことが必要である。
健康福祉部 介護保険室	施設介護サ ービス給付費	・高齢者が住みなれた地域で、健康で、生きがいをもって、いつまでも安心して尊厳を持ち、自立した暮らしができるまちづくりを行います。 ・地域全体で支え合う持続可能な福祉社会を実現するため、自助・互助・共助・公助の考え方に 基づくサービスを提供します。	【目標】 ・地域全体で支え合う持続可能な福祉社会を実現するため、自助・互助・共助・公助の考え方に 基づくサービスを提供します。 【効果】 ・支援が必要な高齢者が必要な施設介護サービスにより日常生活の介護や療養上の支援を受けることで安心した生活を送ることができます。	・介護保険法に基づき、要介護に判定された方が施設に入所して受ける介護サービス費用のうち、所得状況によって9割又は8割を給付します。	・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設にかかる介護給付費の支払を行います。 ・年間利用件数 9,505件 介護老人福祉施設 6,197件 介護老人保健施設 3,123件 介護療養型医療施設 185件 【効果】 ・自助・互助・共助・公助の考え方に 基づくサービスを提供し、支援が必要な高齢者が 必要な施設介護サービスにより日常生活の介護や療養上の支援を受けることで安心した 生活を送ることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・施設介護サービスを受けることにより、支援が必要な高齢者が日常生活の介護や療養上の支援で生活することができた。H28年度より205件の利用件数増。 ・介護給付の適正化を図るため、介護認定調査員の資質向上のための研修や情報交換の会議の開催、介護支援専門員や全事業者に対する適正化研修を行った。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法に基づく必要なサービスであり、制度の趣旨を踏まえた適切な運用が求められるが、特に自部門評価にあるように介護認定調査員の資質向上、介護支援専門員や事業者に対する指導は、サービスの継続、給付の適正化の面で重要である。 ・高齢化により今後利用者の増加がさらに見込まれるが、限られた財源の枠組みのなかでは、8万人のヘルスアップ事業をはじめトータル的な市民の健康づくりの推進により、給付費の抑制につなげていくことが必要である。
健康福祉部 介護保険室	住宅改修費	・高齢者が住みなれた地域で、健康で、生きがいをもって、いつまでも安心して尊厳を持ち、自立した暮らしができるまちづくりを行います。 ・地域全体で支え合う持続可能な福祉社会を実現するため、自助・互助・共助・公助の考え方に 基づくサービスを提供します。	【目標】 ・地域全体で支え合う持続可能な福祉社会を実現するため、自助・互助・共助・公助の考え方に 基づくサービスを提供します。 【効果】 ・住み慣れた自宅で、自立した生活を 継続することができます。	・介護保険法に基づき、要介護に判定された方の住宅改修費用のうち20万円までを、所得状況によって9割又は8割を給付します。	・要介護者が住宅改修をした費用を給付費として支払います。 住宅改修件数 181件 【効果】 ・住宅改修を行うことで、住み慣れた自宅で自立した生活を継続することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・全体の改修件数は47件の増となった。要介護者が自宅で生活するために必要な住宅改修ができた。 ・住宅改修の申請書類や改修状況の点検を行い、給付費の適正化に努めた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法に基づく必要なサービスであり、制度の趣旨を踏まえた適切な運用が求められる。 ・引き続き、給付費の適正化に努める必要がある。
健康福祉部 高齢支援課	介護予防・日 常生活支援総 合事業	・高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を送れるよう、介護予防に取り組める環境を整備します。 ・要支援認定者等に対する訪問介護、通所介護の介護予防サービスを実施します。	【目標】 ・H29年度までに従来型の訪問介護、通所介護以外に、要支援者等向けの新たな生活支援サービスについて検討、実施を目指します。 ・あんきなくらぶ事業等を柱として一般向け介護予防教室の体制の拡充を図ります。 【効果】 ・高齢者が住み慣れたところで自立した生活が続けられることにつながります。	・要支援認定者への介護予防・生活支援サービス事業を行います。 ・地域で介護予防に取り組む機会として各種教室を開催し個別支援を行います。 ・地域で介護予防のボランティアとして活動していただける方を育成します。	<介護予防・生活支援サービス事業> ・要支援認定者等に対する訪問サービス及び通所サービスを提供 6,371件 ・生活支援サービスの実施調整 <一般介護予防事業> ・集中型一般介護予防事業(あんきなくらぶ) 15地区31教室、実施回数 1,431回、参加実人数 367人 ・介護予防教室 13か所 実施回数 430回、参加実人数 1,086人 ・各地域での運動教室、水中運動教室、訪問指導等 実施回数 109回、参加実人数 113人 ・健康福祉まつり、出前講座等による普及啓発 実施回数 41回、延参加人数 1,058人 ・介護予防サポーターの養成講座 実施回数 5回、養成者人数 16人 【効果】 ・多くの高齢者が、地域の身近な場所で介護予防に取り組む機会を提供することで、高齢者の健康維持を図ることができています。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・一般介護予防事業には実人数で2,074人の高齢者が参加されており、高齢者が介護予防に取り組む機会として重要な機会となっている。 ・介護予防・生活支援サービスについては、要介護認定者への介護予防相当サービスとして適切に実施が出来ている。 ・高齢者の増加に伴い、軽度者向けの新たな生活支援サービスの実施が今後の取り組み課題となっている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・社会的に高齢化が進むなかで要介護にならないことが重要であり、介護予防事業を充実させ、参加者の増加を図る必要がある。そのため、引き続き制度の周知や参加しやすい環境づくりに努める必要がある。 ・介護予防事業は8万人のヘルスアップ事業と強く関連するため、事業間のいっそうの連携を図る必要がある。
健康福祉部 高齢支援課	包括的支援事 業	・高齢者が住み慣れた地域で、尊厳をもって安心して生活ができるよう、地域包括支援センターが中心となって高齢者の保健、医療、福祉、介護、権利擁護の関係機関と連携した体制づくりを進め、高齢者等の相談支援に継続的に対応します。	【目標】 ・高齢者等の総合相談支援、虐待等の権利擁護について対応できる体制を強化します。 【効果】 ・高齢者等の総合相談、支援の体制ができることで地域で安心して過ごすことができます。	・高齢者やその家族が安心して暮らせるよう、介護保険法に位置付けられた総合相談、権利擁護、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、家族支援などの在宅支援の事業を行います。	・地域包括支援センターの設置運営 4か所(市直営 1か所、法人委託 3か所) 高齢者総合相談対応 相談件数 4,503件、権利擁護関連相談 148件、高齢者虐待相談 147件 会議・研修、地域ケア会議の開催 218回 ・相談協力員の設置、地域住民との連携作り及び懇話会等の実施 7地域 ・在宅医療介護連携事業 在宅医療介護連携支援センターの設置(中津川市民病院内) ・認知症地域支援推進員を設置 認知症講演会の開催 3回、参加者 379人 認知症サポーター養成講座の実施 39回 受講者数 984人 認知症家族の会の開催 33回、若年性認知症家族の会の開催 4回 認知症カフェ(あったカフェ)の開催 9回、延べ来場者数 408人 ・認知症初期集中支援チームの設置(構成:医師1名、相談員2名) ・生活支援体制整備事業 第2層(市内15地区)生活支援コーディネーター及び協議体の設置 ・おむつ購入費助成事業 利用者数 219人 ・介護相談員派遣事業 相談員 7名、派遣施設 55か所、対話数 4,045人 ・配食サービス事業 利用者数 376人、配食数 27,468食 ・介護給付等費用適正化事業 給付状況分析、研修会の開催 2回 【効果】 ・地域包括支援センターの複数設置により、相談支援体制の強化が図れ各種事業の推進につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・多様化する高齢者等に関する、保健、医療、介護福祉の総合相談に対応する機関として、地域包括支援センターの機能強化を図り継続的に運営していくことが必要である。 ・市直営の地域包括支援センターのほか、H29年度新たに3ヶ所(※)の地域包括支援センターを委託により設置、介護保険事業により財源を確保しつつセンターの人員体制等機能強化を図った。 (※)在宅介護支援センター7か所のうち北部地域5か所を1か所に集約、3か所を新たに委託 ・H29年度は新たに、在宅医療介護連携支援センター、認知症初期支援集中チーム、生活支援コーディネーター(15地区)の設置を行い、地域包括ケアシステムの推進を図った。 ・H30年度以降の地域包括支援センターの追加設置について調整を進めた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・地域包括支援センターは、高齢者の総合的な相談機関として、また支援の内容としても多岐にわたり必要な事業である。 ・H29年度については、機能の強化及び財政負担の観点から、在宅介護支援センター7か所のうち北部地域5か所を1か所に集約、新たに3か所を地域包括支援センターへ移行しており、利用者目線及びコストの削減努力がなされている。 ・残る6か所の在宅介護支援センターの移行に向け、引き続き調整を進める必要がある。
水道部 下水道課	個別排水処理 事務事業	・個別排水処理施設の適切な維持管理を行い、自然環境及び公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図ります。	【目標】 ・対象となる合併処理浄化槽を、年間を通し適切に設備稼働します。 【効果】 ・自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上が図られます。	・利用者が安心して快適に利用できるよう、個別排水処理施設整備事業(福岡・川上・加子母地区)で設置した合併処理浄化槽の維持管理を行います。	・合併処理浄化槽の料金徴収及び施設維持管理 管理基数 79基(福岡 68基、川上 6基、加子母 5基) ・定額制廃止に伴う量水器の設置 7戸 【効果】 ・生活環境及び公共用水域の水質保全が適切に保たれました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・対象となる79戸の合併処理浄化槽を適切に維持管理することができた。 ・今後は制度の一部廃止等を検討していく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・維持管理については計画どおり適切に行われているが、更新については方針を示す必要があり、一部廃止を含めた慎重な判断が求められる。 ・個別排水処理事業会計自体の存続についても、法適化に合わせて見直す必要がある

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成29年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
健康福祉部 国民健康保険課	後期高齢者保健事業	・生活習慣病予防及び重症化予防を行うことにより、健康の確保と医療費の適正化に取り組みます。 ・口腔内の状態や口腔清掃のチェックを行うことにより、健康の確保と医療費の適正化に取り組みます。	【目標】 ・すこやか健診及びさわやか口腔健診の受診率向上に取り組みます。 ・すこやか健診受診率 H29年度目標 4.5% H30年度目標 5.0% ・さわやか口腔健診受診率 H29年度目標 2.0% H30年度目標 2.5% 【効果】 ・75歳以上の高齢者の健康の確保と医療費の適正化が図られます。	・生活習慣病の発症や重症化を予防するため、75歳以上の後期高齢者を対象とした健康診査(すこやか健診)を実施します。 ・口腔機能の低下や肺炎等の疾病予防のため、75歳以上の後期高齢者を対象とした口腔健康診査を実施します。	<すこやか健診> ・血液検査、尿検査等による生活習慣病の早期発見 対象者数 13,511人(H28年度 13,383人) 受診者数 573人(H28年度 528人) 受診率 4.2%(H28年度 3.9%) <さわやか口腔健診> ・口腔内診査や口腔機能の評価による高齢者の口腔機能の維持、異常の早期発見 対象者数 13,511人(H28年度 13,383人) 受診者数 270人(H28年度 205人) 受診率 2.0%(H28年度 1.5%) 【効果】 ・健康の確保と医療費の適正化につなげる取り組みとなりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・後期高齢者の保健事業は、岐阜県後期高齢者医療広域連合の事業を市が委託を受け「ぎふ・すこやか健診」と「ぎふ・さわやか口腔健診」として行っている。 ・後期高齢者は、すでに傷病等の治療を行っている人が多いが、健診項目の多い診断を追加することにより、疾病の早期発見、早期治療の機会を提供するという意味で必要性と有効性があると考えている。 ・しかし、分母に全被保険者数を置いているため、受診率が低くなってしまっているが、リピーターを増やしていきながら高齢者医療確保法の基本理念(第2条)にもあるように「…自ら加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努める…」事業として、少しずつ受診率を高めていきたいと考える。 ・ぎふ・すこやか健診受診率 H28 3.9% H29 4.2% ・ぎふ・さわやか口腔健診受診率 H28 1.5% H29 2.0%	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・病気の早期発見や重症化を防ぐことは、高齢者の健康維持はもとより長期的な観点で医療費の抑制につながることから、必要性は高い。 ・年々受診率は上がっているものの、既に治療中の方は受診しないなど効率性としてはB評価とした。 ・H30年度目標に向け、特定健診事業と同様に医師会をはじめとする関係機関との連携を密にし、引き続き受診率向上に努める必要がある。